令和元年6月定例会 厚生常任委員会記録

令和元年6月21日(金)

6月25日 (火)

6月26日 (水)

場所:鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

 年6月21日(金)	和元年6月2
 6月25日 (火)	6月2
 6月26日 (水)	6 月 2

Ω	
-/	_

令和元年6月定例会審查日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	6月21日(金)	審査日程の決定、その他 健康福祉みらい部関係議案審査、報告 議案乙第15号、 報 告第1、2号
第 2 日	6月25日 (火)	現地視察 市民球場改修事業(宿町) 市民文化会館改修事業(宿町) 自由討議 議案審査 陳 情第11号 [協議] 議案乙第15号、 議案甲第34、35号 [総括、採決] 報 告(市民環境部市民課) 鳥栖市オリジナル婚姻届の作成及びデザインの変更について 「報告、質疑]
第3日	6月26日(水)	決 議 次期リサイクル施設建設に関する諸課題解決を目指す決議(案) [協議、採決]

6月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和元年6月21日付託]

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号) [可決]

議案甲第34号 専決処分事項の承認について 〔承認〕

議案甲第35号 専決処分事項の承認について 〔承認〕

〔令和元年6月25日 委員会議決〕

2 議員提出議案

次期リサイクル施設建設に関する諸課題解決を目指す決議(案) [可決]

〔令和元年6月26日 委員会議決〕

3 報 告

報 告第1号 継続費繰越計算書について

報 告第2号 繰越明許費繰越計算書について

10月以降の副食費の取り扱いについて(案) (健康福祉みらい部こども育成課)

鳥栖市オリジナル婚姻届の作成及びデザインの変更について (市民環境部市民課)

4 陳情

陳 情第11号 次期ごみ処理施設の建設予定地を敷地の北西部 (D地点) とすることへの 反対の陳情書 [協議] 令和元年6月21日(金)

	-
--	---

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志 副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健 康 福祉みらい部 長 健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 社 会 福 祉 課 参 事 社会福祉課長補佐兼地域福祉係長 社会福祉課高齢者福祉係長 社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 社会福祉課長補佐兼保護係長 健康福祉みらい部次長兼こども育成課長 こども育成課長補佐兼子育て支援係長 こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長 健康増進課長兼保健センター所長 健康增進課長補佐兼国保年金課長補佐 健康增進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課長補佐兼係長 健康増進課健康づくり係長兼国保年金課係長 文 化 芸 術 振 興 課 長 文化芸術振興課文化芸術振興係長兼市民課係長 健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 スポーツ振興課スポーツ振興係長

詫間 聡 小栁 秀和 武富美津子 庄山 裕一 佐藤 直美 高島 香織 久保 雅稔 江嵜 充伸 林 康司 久保みゆり 坂井 浩子 名和 麻美 白山 淳子 松隈 由美 山津 和也 犬丸喜代子 佐藤 道夫 時田 丈司

市 民 環 境 部 長 橋本 有功

市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 佐藤 敦美 市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 牛嶋 英彦 市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐 兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 天野 昭子 市 民 課 村山 一成 長 野中 潤二 市 民 課 整 備 係 長 市 民 課 市 民 係 長 栗山 英規 玉 保 年 課 長 古賀 友子 金 国 保 年 金 課 健康保険係 長 田中 綾子 国保年金課長補佐兼年金保険係長 熊田 吉孝 税 務 課 長 青木 博美 税 務 課 管 理 収 納 係 長 豊増 裕規 税務課長補佐兼市民税係長 槇 浩喜 税務課長補佐兼固定資産税係長 豊増 秀文 環境対策課長兼衛生処理場長 佐々木利博 環境対策課長補佐兼環境対策推進係長 高松 隆次 環境対策課環境対策推進係主任 川原 太郎 環境対策課環境対策推進係主任 藤木 太祐

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定、その他

健康福祉みらい部関係議案審査、報告

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号)

報 告第1号 継続費繰越計算書について

報 告第2号 繰越明許費繰越計算書について

〔説明、質疑〕

報 告(市民環境部市民課)

鳥栖市オリジナル婚姻届の作成及びデザインの変更について

[報告、質疑]

市民環境部関係議案審查、報告

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算 (第1号)

報 告第2号 繰越明許費繰越計算書について

議案甲第34号 専決処分事項の承認について

議案甲第35号 専決処分事項の承認について

[説明、質疑]

陳 情

陳 情第11号 次期ごみ処理施設の建設予定地を敷地の北西部 (D地点) と することへの反対の陳情書

[説明、質疑]

6 傍聴者

2 人

7 その他

なし

午前10時59分開議

中川原豊志委員長

令和元年6月定例会の厚生常任委員会を開きます。

∞

審査日程の決定、その他

中川原豊志委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付しております。

付託議案は3件、報告事項が2件、陳情送付が1件あっております。

審査日程につきましては、本日21日、健康福祉みらい部の乙議案1件と報告事項2件、並びに市民環境部関係の乙議案1件と報告事項1件、甲議案2件の審査及び陳情に関しての所管事務調査を行います。

24日は、今のところ予備日といたしております。

25日は、現地視察、陳情協議、自由討議、総括、採決ということでお願いしたいと思いますがよろしいですか。

なお、現地視察につきましては、後ほど副委員長から説明をいたします。

審査日程については、以上のように決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ありがとうございます。

御異議がないと認めます。よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおり と決定いたしました。

続きまして、副委員長から現地視察について御説明をお願いいたします。

樋口伸一郎副委員長

それでは、視察について説明をさせていただきます。

現在のところ、現地視察の候補がないんですけど、今回、議案等の説明を執行部のほうからさまざま受けると思います。いろんな質疑と答弁等もあるかと思いますので、そうした中から現地に行って視察ができるもの等も視野に入れながら質問をしていただいて、御希望等があれば、本日中に私まで御相談をいただければと思いますので、よろしくお願いいたしま

す。

以上です。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

では、審査の状況で現地視察がありましたら、本日中に副委員長までお願いいたします。それでは、執行部準備のため暫時休憩します。

午前11時 1 分休憩

 ∞

午前11時5分開議

中川原豊志委員長

再開いたします。

健康福祉みらい部

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算 (第1号)

中川原豊志委員長

これより、健康福祉みらい部関係議案の審査を行います。

健康福祉みらい部関係議案は、議案乙第15号、報告第1号及び第2号でございます。

それでは、議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

江嵜充伸健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

それでは、ただいま議題となっております議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正 予算 (第1号) につきまして、委員会資料にて御説明を申し上げます。よろしくお願いいた します。 それでは、委員会資料2ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金の 母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、児童扶養手当のシステム改修に対す る国庫補助金でございまして、補助率3分の2でございます。

詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

以上です。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

款17県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金につきましては、地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等整備事業)補助金で、佐賀県から受け入れ、事業者に対し全額を補助として交付するものでございます。

事業内容につきましては、歳出で御説明いたします。

江嵜充伸健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2児童福祉費県補助金のうち、保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育補助者雇上強化事業に対する補助金でございまして、補助率は8分の7でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、本年10月から予定されております幼児 教育・保育の無償化に伴いますシステム改修費及び事務費に対する補助金でございまして、 補助率10分の10でございます。

詳細は、歳出で御説明いたします。

以上です。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節1民生費受託収入は、地域支援事業受託料として、鳥栖地区広域市町村圏組合から受け入れるものでございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

次に、項6雑入、目4雑入、節2保健衛生雑入でございます。

令和2年度に計画をされております保健センター及び医療福祉専門学校緑生館の大規模改修工事に向けて、今年度は、その実施設計業務を行う予定にしており、そのうちの緑生館との共有部分に係る緑生館の負担分でございます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

款23市債、項1市債、目6民生債、節1社会福祉債は、社会福祉会館改修事業に係る市債 でございます。 事業内容については、歳出で御説明いたします。

江嵜充伸健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、節2児童福祉債の白鳩園改修事業につきましては、白鳩園の改修工事に伴う ものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

次に、歳出の説明に移ります。

資料の3ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費につきましては、主要施策の10ページ、 11ページもあわせてごらんいただきたいと思います。

節11需用費は、印刷製本費でございます。

節13委託料は、社会福祉会館改修工事に係る管理委託料及び避難行動要支援者支援事業として、システム導入を予定するものです。このシステムの導入につきましては、先ほどの議案審議の中で御説明をさせていただいておりますので、割愛させていただきたいと思います。

節15工事請負費につきましては、昭和62年3月に建築されました社会福祉会館の改修工事 に係る費用でございます。詳細な内容につきましては、先ほどの議案審議の中で御説明いた しましたので、省略いたします。

次に、目3老人福祉費の節8報償費及び節11需用費は、歳入で申し上げました受託事業収入を充当し、市民公開講座を開催することとしております。

節19負担金、補助及び交付金の鳥栖地区広域市町村圏組合負担金(介護保険)につきましては、平成27年度から実施しております低所得者保険料の軽減が、所得段階が第1段階なのを平成31年4月から所得段階が第3段階まで拡充されたことに伴いまして、負担金の増額に伴うものでございます。

また、歳入にもありました地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等整備事業)補助金につきましては、弥生が丘地区に建設予定のグループホームの開設準備や、開設に伴う補助金でございます。

次に、目4老人福祉センター費について説明をいたします。

節15工事請負費は、国道34号から老人福祉センター敷地の出入り口部分の舗装工事に係る 経費でございます。

江嵜充伸健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

続きまして、4ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。節13委託料のシステム改修等委託料

の一部を除きまして、全て今年度10月から予定されております幼児教育・保育の無償化に伴う準備経費でございまして、主なものについて申し上げます。

節3職員手当等から節7の賃金につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴います職員 の超過勤務手当及び嘱託職員の賃金等をお願いするものでございます。

節13委託料のうち、システム改修等委託料1,577万8,000円の内訳でございますけれども、マイナンバーによる情報連携整備に必要な児童扶養手当システム改修費といたしまして、77万8,000円。幼児教育・保育の無償化に伴いますシステム改修費として1,500万円をお願いするものでございます。

子ども・子育て支援施設等確認支援業務委託料につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに発生いたします子ども・子育て支援施設等に関する確認事務等を委託するものでございます。

なお、関係資料といたしまして、主要事項説明書の12ページにお示しをしております。

続きまして、目2保育園費でございます。節13委託料につきましては、白鳩園の改修工事 に伴う工事監理委託料でございます。

節15工事請負費のうち、1行目の営繕工事費につきましては、鳥栖いづみ園の滑り台の老 朽化による更新に要する工事費でございます。

白鳩園改修工事費につきましては、施設及び設備の経年劣化等による白鳩園の改修工事に要する工事費をお願いするもので、工事内容といたしましては、屋根防水、外壁改修工事及び保育室等の空調設備の更新を予定しているところでございます。

節19負担金、補助及び交付金につきましては、私立保育所において保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的とした、保育士の補助を行う保育補助者の雇上に要する補助金でございまして、今年度は、1事業所当たり221万5,000円を上限に助成するもので、7事業所を予定しているところでございます。

なお、関係資料といたしましては、主要事項説明書の13ページに白鳩園改修事業、14ページに保育補助者雇上強化事業について、お示ししております。

また、お手元のほうに白鳩園改修工事概要図を追加資料として配付させていただいております。

以上でございます。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節13委託料でございます。先ほど歳 入のところでも申し上げましたけれども、公共施設中長期保全計画に基づきまして、保健セ ンターは、令和2年度に大規模改修工事が計画をされております。今年度は、その実施設計 業務を行うことにしており、その委託料でございます。

山津和也文化芸術振興課長

続きまして、資料5ページをお願いいたします。

款10教育費、項4社会教育費、目6文化振興費、節13委託料につきましては、節15工事請負費に計上をしております市民文化会館大ホール舞台吊物・床機構改修工事の設計委託料として250万円、昇降機改修の設計委託料として50万円の計300万円となっております。

また、市民文化会館管理業務委託料30万円につきましては、客席側の電球等の器具の緩みを年2回保守点検しておりますけれども、コンサート等においての持ち込みのスピーカーの振動等により、より緩みが生じ、より安全性を求めて年2回の点検から年4回に点検回数をふやすためのものでございます。

節15工事請負費につきましては、市民文化会館大ホール舞台吊物・床機構改修工事費に 9,100万円と、昇降機改修工事2,900万円、計1億2,000万円でございます。

なお、改修工事の詳細につきましては、主要事項説明書の30ページをごらんいただきたい と思います。

以上です。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

項5保健体育費、目1保健体育総務費の一般旅費につきましては、令和5年度に佐賀県で 開催されます国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会につきまして、本市として受け 入れ準備を進めるための視察旅費でございます。

目3体育施設費、節13委託料につきましては、議案審議の中でもお答えしましたけれども、 そのほかに鳥栖市陸上競技場の夜間照明施設の改修に伴う基本設計料を計上しているところ でございます。

次に、節14使用料及び賃借料につきましては、市民体育館諸室、2階のトレーニングルームがございますけれども、そちらのトレーニングの器具の一部が老朽化をしております。そのため、老朽化した器具を新しい器具に入れかえるための器具借上料でございます。

節15工事請負費の営繕工事費につきましては、陸上競技場の夜間照明施設の改修工事費で ございます。今回の改修では、全ての電球を交換し、LED化を図りたいと考えております。

次に、スタジアム改修工事費につきましては、施設空調の換気及び給排気設備の改修工事に要する経費でございます。主な改修箇所といたしましては、メーンスタンド1階の監督室を初め、選手更衣室、シャワー室、また、3階の来賓室や放送室、控室などの空調設備、全熱交換器を取りかえることといたしております。

市民球場改修工事費につきましては、先ほど議案審議の中でお答えいたしましたので、内

容については、省略させていただきます。なお、内容につきましては、主要事項説明書31ページに記載しているところでございます。

以上で、健康福祉みらい部の説明を終わります。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

これより、質疑をお受けいたします。

藤田昌隆委員

3ページの地域医療介護総合確保基金事業で、この補助金、これはどこかな、さっき弥生が丘って言っていたけど。ちょっと、教えてくれない。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

有限会社アートコネクトという事業者でございます。(「これ、新規」と呼ぶ者あり)

現在、弥生が丘鹿毛病院の北側のほうに施設がございますが、そちらを柚比橋付近のほう に移設されるということで、聞いておるところでございます。

藤田昌隆委員

要するに、池田商店の前のところかな。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

そのとおりでございます。

藤田昌隆委員

しかし、それこそあそこは、地目は恐らく畑か、そんなもんやけど、その辺は、どうしたのかいな、クリアできたと。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

佐賀県のほうからこの施設自体の認可がおりているということでございますので、その辺 については、整理ができているものだというふうに認識しております。

藤田昌隆委員

じゃあ、どういう施設なの。その施設の内容。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

施設の内容としましては、地域医療介護施設等整備事業ということで、施設の整備と開設 準備にかかる補助金を出すことにしております。(「いや、中身を」と呼ぶ者あり)

藤田昌隆委員

4,200万円出すんでしょう、4,200万円。そうしたら、きちんと、どういう内容で、何人ぐらいの入居者を入れて、職員は何人ぐらいでというところまで教えてよっち。4,200万円出すんでしょうもん。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

認知症のグループホームになっております。

1ユニットが9人で、今回、2ユニットになりますので、18人の定員の事業所を建設予定です。(「いや、要するに、弥生が丘から柚比町に移ってきて、そうした場合に、これは、全くの新規でしょう。新規の場合は、しかも4,200万円の補助金を出しますって言いながらよ、この説明が、ただ、さらっと、この辺に入っとるだけっち。それもおかしかろうもんって。それと、じゃあ十何人入れるっていうことなんやけど、職員までしたら、あの辺の地元に対する説明会とかはしたのか、その辺の指導はしたのか。その辺、ちょっと教えてよ。してないです」と呼ぶ者あり)

藤田昌隆委員

それでいいんですか。

そういう、認可を出しました、聞きました、それ、きのう。何か、認可が出たそうですよっち、県から。

じゃあ、どういうところが来るとっち、ううん、よくわかりませんというような言い方で言われて、ああ、そうですかっち。

それじゃいかんやろうもんっち。

ほいでこれ、4,200万円も市から補助金出しているのにさ。

中川原豊志委員長

休憩します。

午前11時25分休憩

∞

午前11時29分開議

中川原豊志委員長

再開します。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

ただいま藤田委員から御指摘のありました件につきましては、行政として、サポートできる部分につきましては、サポートをしていきながら、今後の高齢福祉行政について考えていきたいと思いますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

中川原豊志委員長

ほかにございますか。

成冨牧男委員

今のやつはね、藤田議員が言いよるごと、まずはその制度のごたるとも合わせて、どういう性格の補助金なのか、何かそこら辺から言うてもらわんと、例えば、もうここだけやったのか、いくつか手が挙がって、ここになったのかとか。

それから、さっき、何か移動するって話やったろう、弥生が丘のほうから柚比町のほうに。 新規じゃないとよね、これ。新規扱いになるわけ、そがんとも。

何か、そこら辺がようわからんやった。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

改めて少し説明をさせていただきますと、歳入のところで款17県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金という部分で、地域医療介護総合確保基金事業補助金という部分を佐賀県から全額受け入れまして、補助金として交付する事業でございます。

先ほどの移転の部分につきましては、現在の施設のところが、1ユニット9人の施設ですが、事業の拡大ということで、新たに用地を見つけられまして、2ユニット、9人掛ける2の18人の方がその施設に入るような形の施設に変わるという部分での、一部移転、一部新規のような状況でございます。

成冨牧男委員

そもそもの、その補助金は、新規が対象になっとると。そこら辺たいね。

それと、さっき言ったのは、ほかに手を挙げるところとかがなかったのかあったのか。

それか、逆なのか。私のところはこうしたいからということでの……、だから、その補助 金の、つくまでの流れね、やっぱり、ちょっと聞きたいとは。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

この補助金の部分につきましては、新規となる1ユニット分の補助金になりまして、手を挙げられたのが、当該業者ともう一社ありましたが、抽せんの結果、こちらのほうになったということでございます。

成冨牧男委員

それは、県のほうでっていう意味、抽せんの主催者はどこ。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

抽せんの主催者は、鳥栖地区広域市町村圏組合でございます。

成冨牧男委員

抽せんで今のところに決まったっちゅうわけたいね。手は2つ挙がったと。

とりあえず、今の分はわかりました。

ちょっといい。だから、さっき言われたように、後でいいけんね、あの周辺の見取り図っちゅうと、何かそこら辺と、こういうやつが建つごたっとぐらい、やっぱり要るっちゃないと。あるっちゃろう、そういうのは、すぐ出せるっちゃろう、今すぐじゃなくっても。

さっきから言われとるごと、四千何百万円も出すっちゃけんね。

中川原豊志委員長

位置図とかですか。

成冨牧男委員

うん、位置図。

ああ、位置図、あった、ついておった。載っとったならごめんなさい。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

主要事項説明書に従ったような形で、委員会終了までには出させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

中川原豊志委員長

いいですか。

成冨牧男委員

よろしくお願いします。(「どういう形で出すっち」と呼ぶ者あり)

中川原豊志委員長

位置図と、見取り図みたいなのもあるですかね。(「どこに建つのかとかね」と呼ぶ者あり) (「まず、経営者の経営の内容とか」と呼ぶ者あり)(「もう決まっとっとやったら、名前出して」と呼ぶ者あり)

じゃあ、委員会終了までに関係資料の提出をお願いいたします。(「いや、これ、別に主要 事項に載っていても全然おかしくないっち」と呼ぶ者あり)

いいですか、後ほど。(「はい」と呼ぶ者あり)

中川原豊志委員長

ほか、質問ございますか。

森山林委員

保育補助者雇上強化事業、この件についてよかですかね。

これ、昨年は5園ということで、1人当たり大体221万5,000円、されております。

見ると、昨年は5園ですもんね。今年度は7園ということで、1事業所当たりとなっております。

この件について、人数も、それからこの内容について、今、希望予定があっているのかを お願いいたします。

江嵜充伸健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

雇上強化事業補助金につきましては、たしか昨年度は1人当たりということでの補助単価 でございました。

今年度は、1事業所当たりということで、この限度額の範囲であれば人数の制限はございません。

対象事業所で7園挙げておりますけれども、一応アンケート調査を取ったところで、昨年 実施された5園については、今年度も、一応予定は、それと若干、数園ですね、検討してい るというところがございましたので、事業費との兼ね合いもございますので、7園程度とい うことでお示しをしております。

以上です。

森山林委員

ありがとうございました。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

成冨牧男委員

これ、単純な質問ですけど、前も聞いたかもしれませんけど、ページ4。

款3、項2、目1、節13委託料。幼児教育・保育の無償化のための費用ですね。これ、よかろう、予算書はよかでしょう、それで。幼児教育無償化。

仮の話じゃなくて、場合によってはって、だんだん現実味を帯びつつあるんですけどね。 消費税、これ、中止ってなったら、今ずっとされとるお金はどげんなるとですか。

江嵜充伸健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

消費税は、今のところ10月に10%に値上げをするというふうなことを国のほうでは言って おられます。

確かに、今回の幼児教育・保育の無償化についての財源というのは、この消費税の8%から10%、2%値上げした分を財源とするというようなことで聞いております。

ただ、現段階では、消費税が確実に10月に値上げされるかどうかも存じ上げておりませんので、ただ事務としては10月から――国のほうでは、今国会で法案としては通過、可決されておりますので、私どもとしては10月開始というようなことで準備を進めざるを得ない状況でございます。

以上でございます。

成冨牧男委員

念のため、今、いろいろ準備費用よね。

この分は、県支出金になっとるけど、この費用は、もう無償、消費税分とは全然関係ないわけよね。

消費税は、もう10月以降の話、財源、消費税を財源とするのは、あくまで10月以降の話っていうこと。準備分については、それは全く、その消費税とは関係ないということでいいんですかね。

江嵜充伸健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この県支出金、一応費目としては、県支出金で入ってくるんでございますけれども、これは、一応国が10割補助という形で、一旦県が歳入いたしまして、それから市のほうにおりてくると。ですから、中身としては、国の補助金ということでございます。

それで、この準備費用につきましては、一応今のところ、来年度についても国のほうが、 事務費については、一応助成をするというようなことを聞いております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ほかに御質問、ございましたら。

古賀和仁委員

スポーツ、2ページですね。

スタンドの工事請負費なんですが、ちょっとその前にお聞きしたいのは、国体の準備のために整備をするということですけど、ちょっと確認なんですけど、国体で、鳥栖で予定されているのは何と何になりますかね。ちょっと、すいません。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

今、内定しておりますのが、空手道、バレーボール、サッカーが正式種目で、公開・特別 競技として高校野球と軟式でございます。

以上です。

古賀和仁委員

すいません、今回整備をやられるんですけど、バックスタンド、やられるってことなんで すけど、この工事期間中というのは、球場の使用というのは可能なのかどうか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

スタンド等の改修によって、グラウンドは恐らく使用できなくなりますので、工事については、秋から冬にかけて行うということが前提になるかと思います。

要は、年次的に行っていきたいと考えております。

以上でございます。

古賀和仁委員

すいません、野球のグラウンドで、現在、鳥栖市で野球できるグラウンドっていうのは、 限られていると言うけど、このほかにどこがあるんですか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

軟式野球という定義でよろしいですか。

あとは基里運動広場になります。

以上でございます。

古賀和仁委員

当然、野球はほとんど、昔と違って、もうシーズンオフというのがほとんどなくて、年が ら年中やっているような事情なんですけど、このグラウンドが使用できないということにな ると、いろんな形で支障を来すと思うんですけど、それに対する対応というのはどういうふ うにされていかれるんですか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

市民球場については、基本的には、もう12月から2月まではメンテナンスと言いましょうか、保全期間ということで、貸し出しを行っておりませんので、基本的には、その期間中に 大規模な工事を行いたいと。

それ以外については、試合ができるような状態の中で工事ができればなとは思っているんですけど、今おっしゃったように、期間が延びれば、当然、できない期間がふえますので、そこの手当ては、ちょっと今から検討していかなきゃならないかなと思っております。 以上でございます。

古賀和仁委員

それで、今後、改修予定ということで、グラウンドの改修とか、バックスタンドとか、照明とかあるんですけど、これについてもそういうふうな形でやられるというふうに考えていいわけですか。

工事については、今後、グラウンドとか、スタンドとか、夜間照明とかやるということですが、これは、12月から2月の間に極力やっていくというふうに考えていいのですか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

繰り返しになるかと思うんですけど、春から夏、秋にかけては、いろんな大会等で市民球場を利用されますので、支障のない12月から、冬、2月、3月までにかけて、そういったバックネット、スタンド改修等を行っていきたいなと。

スタンドに関しては、競技に支障がない範囲で行えればと考えております。

以上でございます。

古賀和仁委員

それぞれ競技が行われる施設があると思うんですけど、国体で。

この部分についても、当然、これから行っていかれるということになるんですが、それについても、やっぱりシーズンについては、考えてやっていくというふうな感じなんですかね、このバレーとかサッカーとか、もろもろあるんですけど。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

体育館の改修については、来年度、令和2年度から設計をお願いし、その設計に基づいて、 令和2年度に設計を行って、令和3年度、令和4年度で改修を行いたいという予定にしておりまして、今、御指摘があった体育館の利用についてですけれども、これは、どうしても体育館の室内を行う場合は、利用者に不便をかけるんですけれども、代替施設等を借りるなりして、改修を行っていかなくてはならないかなと思っております。

スタジアムのサッカーに関しましては、スタジアムは、通常、Jリーグのホームタウンとしてゲームをやっておりますので、改修は必要ございませんけれども、北部グラウンドにつきましては、2面を使用するということで、仮設のスタンドを設置することが予定されておりますので、そこについては、サガン・ドリームス、サガン鳥栖の練習場として使われておりますので、支障のない形で、仮設スタンド等を直前に設置をしたいと考えております。以上でございます。

古賀和仁委員

国体の軟式野球と、それから高校野球、それぞれやると。

この場合に、当然、試合はそこでやるんだと思うんですけど、いわゆる練習場ですたいね、 問題は。練習場そのものも鳥栖市内で受け持つという形になるのか、これはもう、別のとこ ろでしますよということなのか。

何でこういうことかといいますと、現在、鳥栖市内のグラウンドがすごく少ないと。これは、もう前々から言われているんですけど、大きいグラウンドをつくってほしいというのは、 再三言われているんですけど、それについては、その辺を踏まえてどういうふうに考えられているのか。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

まず、国体に関して競技会場となっている軟式ですけれども、正規視察団体からは、今、 野球場の隣に芝生の広場がありますから、ウォーミングアップについては、そちらで構わな いということで承っております。

もし、参加するチームが練習会場をということになれば、近くの鳥栖工業、鳥栖商業、市

内の小中学校のグラウンドを借りるとか、そういった形でカバーをしていきたいなと。

それで、もう一つは、新たな球場とかグラウンドをつくる必要があるんじゃないかなという御指摘かと思うんですけれども、それにつきましては、課題としては認識しておりまして、 土地の確保とか、財源の面がございますので、それについては、今、調査を図っているという状況でございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

いいですか。

ほかに、御質問ございましたら。

牧瀬昭子委員

先ほど、森山議員からもありましたけれども、雇上事業の件なんですが、人数は指定がないということでしたけれども、この221万5,000円の積算の根拠っていうのは、大体何人ぐらい入って、何時間雇ってっていうので、何か積み上げての金額なんでしょうか。わかれば教えてください。

林康司こども育成課長補佐兼子育て支援係長

221万5,000円につきましては、従来、昨年度と同じように、1人当たりの賃金等々がベースになっているということで、国の要綱等も決められてあったんですけれども。

実際、運用の中で、やはりほかの嘱託員さんとか、各園におかれまして、園のバランスとかそういうところで、やはり賃金、時給での計算とかっていうところで、そこまで1人当たり上げられないというような実情もあったようです。

県のほうから改めて要綱を示されたんですけれども、その中で、限度額は変更せずに1園当たり何名までっていうか、そこの220万円の、今までの補助額の中で取り扱っていただきたいというような要綱の内容になっております。

牧瀬昭子委員

ということは、人数とかは特に把握はされてないっていう感じですか。

というのが、昨年度までとかで働いてあった方がやめたりとか、また追加しなきゃいけないとかっていうことで、結構、出入りが激しいんじゃないかなあというのがあって、そのあたりが継続してできるような体制に今なっているのかっていうのが、ちょっと気になったもので。

林康司こども育成課長補佐兼子育て支援係長

昨年度、実施された分ですけれども、各園におかれまして、昨年度から、もう引き続きの 方は10名いらっしゃいますけれども、その方を引き続き雇われるという意思は確認をしてお ります。

新たにっていうのは、もう今の条件を示された中で、県のほうから実施についての照会があれば、それで再度、詳細な照会を各園にかけまして、取りまとめを行ってまいるスケジュールになります。

牧瀬昭子委員

この事業によって、やめていく保育士さんも減っていっている現状っていうのはありますか。

林康司こども育成課長補佐兼子育て支援係長

すいません、ちょっとそこまでは、これでっていうところでの、実際やめられたかどうかっていうところまでの調査はかけてはおりません。

牧瀬昭子委員

やはり現状として、仕事内容のこととか保育士さんが何でやめていってしまうのかってい うのが、その待遇面だけじゃなくて、どこに問題があるのかっていうのがちょっとつかめな いと、このどんどん減っていく現状っていうのがとめられないのではないかと思うので、そ この把握をこの事業とともに、ぜひ現状の、中の現状を把握していただきたいなと思います んで、これ要望で、よろしくお願いします。

中川原豊志委員長

いいですか。

樋口伸一郎委員

すいません、関連で2項目、質問させてください。

その保育補助者雇上強化事業ですけど、去年までは221万5,000円で1人頭でしたよね。これ上限、人数やったですよね、たしか。2人までとかなかったですっけ、1事業所。

江嵜充伸健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

昨年度は、1人当たり221万5,000円ということが限度でございます。

中川原豊志委員長

園で1人とか2人とかっていうのはございましたですか。(「1人です」と呼ぶ者あり)

林康司こども育成課長補佐兼子育て支援係長

補足です。

ちょっと、言葉が足りなくて申しわけございませんでした。

平成29年度ですね、平成30年度の当初で示された分、補正予算で上げさせていただいたときには、1事業所という——1事業者、1人当たりですね——ということでだったんですけれども、申しわけございません、県から正式な要綱が出た際には、1人当たり、1事業所当

たりということでしたので、先ほど申しましたように、取り組まれた園が5園ありましたけれども、実際、配置された人数は、各園にばらつきはありますけれども10名雇いをされてあるということになります。

樋口伸一郎委員

すいません、そうしたら、確認も必要なんですけど、たしか県のほうに問い合わせたとき に、1事業所の試算根拠ですよね、さっき牧瀬委員もあったですけど。

そこら辺を聞いているときに、試算根拠っていうか221万5,000円の根拠っていうところで、 大体1事業所その中で221万5,000円を1人の職員さんに、全額使うというのは、ほぼ不可能 な状況なので——フル出勤とかできないので。

だから、大体2人ぐらいで見込まれておる計算で、1人頭221万5,000円と。

もともと満額を使わない想定で221万5,000円にしておるので、今年度、1事業所あたりに変わったじゃないですか。恐らく、221万5,000円で、全国的にも1人頭で計算したときには余ってきているんですよね。言ったら、多分、112万2,500円の中でおさまってきているところが圧倒的に多いんですよ。

だから、ちょっとここからお尋ねですけど、国とか県の方針で、1事業所当たり221万5,000円になりました、までは聞いていますけど、じゃその中で、例えば大体221万5,000円の助成は1人当たりで出したけれども、実績上、70万円ぐらいしか要らんかったところが多かったとか、100万円ぐらいでおさまったところが多かったと。

ということは、1事業所3人未満ぐらいで、大体どこでもおさまっていると。

だから、221万5,000円が1事業所でも対応ができるっていう考えを持っていますとかいう 方針は全く示されてないですか。県とか国の方針で、221万5,000円やったら、3人ぐらいま では行けると思いますよとか。

林康司こども育成課長補佐兼子育て支援係長

そういったところでの、直接的な確認は、正直行っておりません。

ただ、先ほども申しましたように、樋口議員が御指摘のとおりなところがベースにあって のこととは考えております。

樋口伸一郎委員

そこで、ぜひ、別にきょう、今定例会中にとかじゃなくて、多分あると思うんですよ。絶 対背景があって、漠然といきなり1人から1事業所にはしなくて、国のほうも持っているん で。

そこ、私たちもですけど、ちょっと聞ける環境があって、どっちか聞けたら情報を交換していただきたいなと。共有していただきたいなっていうのがあります。これ、要望なんです

けど。

もう一個、質問があるのが、さっき牧瀬委員は、今、働かれている方の離職についての効果は何かあったのかというところだったんですけど、この事業はそこにもあるし、もう一方は潜在的な保育士さんとか、これからなる保育士さん、新たな保育士さんの分母を確保しようという背景があるんですけど、そこについての効果はどうでしたか。

このやめられた方については、ちょっとまだ、よくわからないというところだったんですけど、じゃあ新たに、保育士じゃなかった方が保育士に市内で1人なれましたとか、そういうのをお聞きされていますか。

林康司こども育成課長補佐兼子育て支援係長

すいません、研修の実績の報告は受けておりまして、その中でも、一定の成果はありましたということの報告は受けております。

ただ、申しわけないですけど、そこの次の、先ほどおっしゃった分のところまでの調査は、 正直かけきれておりませんので、そこはもう今後、きちんと今年度の事業を取り組む際には、 含めて各園に確認していきたいと思っております。

樋口伸一郎委員

じゃあ、そこも含めて、お互いの情報共有とか交換をしながら、ちょっといろいろ進めていければと思いますので、ここで終わります。

あと1点、グラウンド整備の件なんですけど、本会議の議案審議の中でも課長のほうが答 弁されていたんですけど、1個教えていただきたいのが、地盤整備の件みたいなところがあ ったじゃないですか。電光掲示板とスタンドとみたいな中身で、ちょっと地盤に関係すると ころがあったんで、そこをちょっと詳しく教えていただければと。グラウンドの地盤といい ますか、内容を。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

市民球場のグラウンドが、先ほども御説明しましたけど40年ほどたっておりまして、特に芝生を管理する際に目土を加えていきますので、段差がどんどん上がってきております。

それで、内野と外野の段差が生じているというところで、非常に危険な部分があるという のが1つです。

あと、芝生の中で、やっぱり選手がプレーしますので、それで段差が――段差っていうか不陸ができて凹凸ができているという状況もあります。それが一番大きな、グラウンドコンディションが悪くなっているという要素がございます。

あと、水はけも若干悪いようなところもありますので、今回の改良で、そういったところ も含めて改修をしていきたいなと考えているところでございます。 以上でございます。

中川原豊志委員長

ほか、御質問は。

藤田昌隆委員

4ページ、保健センター大規模改修工事実施設計業務修正後で1億1,189万3,000円。これは、設計だけで1億円じゃないっちゃろもん。(発言する者あり)

声に出して言うて。

中川原豊志委員長

マイク、マイクを。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

保健センターの設計委託業務につきましては、550万円を予定しております。

中川原豊志委員長

そいけん、委託料の全体予算が……。(発言する者あり) マイクをお願いします。

藤田昌隆委員

わかりました。

全体事業費が1億1,100万円でっちゅう意味やろう。

それで、(「いろいろな委託料の」と呼ぶ者あり)じゃなくて。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

そこに上げております金額は、衛生費、保健衛生費、目1保健衛生総務費の委託料の総額 でございまして、この中には、妊婦・乳児の健診の委託料ですとか、それが全部入っており ます。

それが、今度550万円、一応補正をお願いしておりまして、その合計が1億1,189万3,000 円になるっていうことでございます。

藤田昌隆委員

じゃあちょっと、ちなみにね、保健センターのどういう部分を、例えば、白鳩園だってこんな丁寧に出ているのに、委託料まで含めて1億1,100万円やけど、どういうところを変えると。

補修を、改修をしますと、どういうところをするんですか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

それにつきましては、今年度また設計の段階でいろいろ決定してくるとは思いますけれど も、一応現在のところで考えられる改修工事の内容につきましては、屋根の防水改修、それ から外壁の改修、それとひさしの改修、それと窓のサッシの水切りの新設、それからエレベーターの改修工事等々を考えております。

藤田昌隆委員

了解。

中川原豊志委員長

マイクをお願いします。

牧瀬昭子委員

じゃあ、関連でなんですけど、緑生館のほうで110万円で、鳥栖市のほうが550万円ということで、全部で660万円なのかなと思うんですけど。

これは、何で違うんですか。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

緑生館と保健センターの共有部分の改修工事、共有のところの改修工事部分と、保健センター占用部分の改修工事っていうのがありまして、それを合わせての実施設計業務が全部で550万円。

そして、その内訳といたしましては、鳥栖市の占用部分が330万円。

それで、鳥栖市と緑生館の共有部分が220万円。

その共有部分を緑生館と鳥栖市で案分いたしますので、緑生館が負担する分が110万円ということになります。

中川原豊志委員長

まだ、質疑があるようですが、昼食のため休憩します。

午後0時2分休憩

午後1時9分開議

中川原豊志委員長

再開します。

引き続き質疑をお受けしますが、先ほど、介護施設等整備事業の資料の提出をお願いした ものができましたので、先にその資料のほうの提出をいただきまして、質疑のほうに行きた いと思います。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

資料の提出の御依頼がありました分について御説明をいたします。

事業名、金額、目的については省略をさせていただきまして、事業内容につきましては、 認知症対応型共同生活介護施設ということになります。

設置場所は、位置図にも示しておりますが、柚比町内でございます。

それで、一部説明いたしておりましたが、施設の移転ということもありまして、今回、新設に該当する部分は、1ユニット分の9名、移設分を合わせまして18人の定員となります。

事業者名につきましては、有限会社ハートコネクトでございます。

補助金の金額につきましては、1 施設当たり定額で3,360万円と、開設資金に係る準備の分について755万1,000円、それと、合築という形になりますので、その分の加算ということが5%ありますので、合わせまして、予算書に上げております4,283万1,000円ということになります。

開設時期につきましては、2020年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、施設の概要の説明といたします。

なお、私どもで仕入れた情報にございますと、佐賀県の開発許可が5月31日におりているということでございまして、これから建築確認の手続等に入られる予定ということでございますので、詳細な図面につきましては、現在お出しすることができないということで御理解いただきたいと思います。

以上、説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

せっかくですんで、この件につきまして御質問、まだ承りますが、ありましたら。

藤田昌隆委員

すいません、すぐの対応、ありがとうございます。

それで、さっきの話やないけど、周りのね、いろんな道路状況とかそういうものもあるんで、担当課は、維持管理課とか、その辺もあるでしょうが、一応窓口として、その辺も対応をお願いしたいというふうに思います。

一応、区長と生産組合長には、話があったということですんで、今後説明会等をどこでやるのか、その辺もちょっと含めて、また話していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

資料のほう、提供ありがとうございました。

以上です。

成冨牧男委員

まずこれ、いわゆる介護保険で言うところの認知症対応、ここ一番下に書いてありますけど、対応型共同生活介護、いわゆるグループホームということでいいんですよね、念のためですけど。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

認知症対応型のグループホームでございます。

成冨牧男委員

それで、介護保険の中で、設置者は有限会社――いわゆる株式会社でも有限会社でもいいようになっているのは、私も知っていますけどね――やっぱ初めて見る人は何となく、えっ、てなるんですよね。何で有限会社とか……。

そがんところが、何か福祉法人かと思いよったとにみたいなところがあると思う、あるんです。結構、あるんじゃないかと思います。

それで、この施設数を運営するに当たっての要件っちゅうか、条件ちゅうか、それを聞く と安心できるわけですね。こういう有限会社、営利会社がするとって。

大丈夫かいなっていうのがあるんで、そこんところをお願いします。

もう一回、言います。

有限会社がいかんって言うんじゃないですよ。それがオーケーっちゅうのはわかっております。

わかっておりますけど、だから、実際の運営は、運営をするに当たって条件がいろいろ、 スタッフはこういう資格を持っておる人とかいろいろあると思うんですよ。

何人に1人とかね、そういうことについて教えてください。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

人員基準がありまして、利用者3人に対して1人以上の従事者の方が必要という基準があります。

それとあと、3年以上、認知症である者の介護に従事した経験がある、必要な研修を修了 しているっていうのが管理者としての基準になっております。

成冨牧男委員

ごめんなさい、そういう意味やなくて。

だから、今、管理者は3年以上の経験と言われましたかね。それで、その人は常駐しとか んといかんとでしょう。それはどうですかね。

常駐か、どこかかけ持っていいかとか、非常に緩やかになっている部分もあるんで、そこをちょっと確認したいんですが。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

ユニットごとに常勤を専従しとかないといけないという規定はあります、管理者のほうはですね。

中川原豊志委員長

ありますか。

いいですか。

成冨牧男委員

今のは、2ユニットあるわけでしょう、18人ね。

ここの施設長みたいなやつじゃなくて、今言われたのは、1ユニットごとにそれぞれ必要 だっていうことですか、施設長みたいなのが。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

1ユニットごとに管理者1名ずつ必要になります。

成冨牧男委員

これを、ちゃんとしよんしゃっじゃろかって指導、そういうふうにするのは、どこがするんですか。

この場合は、介護保険のほうですか、それとも鳥栖市ですか。

佐藤直美社会福祉課高齢者福祉係長

地域密着型施設になりますので、広域介護保険課のほうが実地指導に入ります。

成冨牧男委員

わかりました。

そういうことだと思いますけど、ちょっとこれ以上言いませんけど、やっぱり昔は、老人 福祉、老人福祉法ってまだあるんですよね。

老人福祉法は、今も高齢者の把握っちゅうのはちゃんとうたっていますけど、前は非常に 近くにあったですね。

鳥栖市の老人福祉の担当、高齢者担当が直接やれよったから、さっき藤田議員から出されたような質問とか、私が出したような質問も、結構ぽんぽんぽんと答えられていたと思うんですけど。

今、ずっと離れているんですよね。いわゆる、広域のほうにいっておるもんだから、なお さら、普通いつも見えんところにあるもんだからね。

そういうところがあるっちゅうことを、私はむしろ……、だから懸念しているわけですね。 なかなか目の届かんところにだんだんいっているんじゃないかと。

福祉だったのが福祉じゃなくてもいい。有限会社でも、社会福祉法人じゃなくても株式会

社でも有限会社でもいいっていわれる。

本来からいうと、なおさらこう、目を光らせとかんといかんのに、それこそ、ずっと今回の議会でも話がありましたけど、皆さん忙しいっちゅうのもあって、なかなかそうならない。 介護保険担当と介護保険、あの広域と社会福祉課の関係もなかなか大変だと思うんですよね。 だから、少なくともアンテナだけはしっかりして、きょう、藤田議員なんかが、それから 私も、ちょっと質問したところについては、今後は同じような予算を出されるときには、最 低のこととして、初めから説明の中でできるごとしていただきたいなと思います。

以上です。

中川原豊志委員長

要望ということでよろしいですか。

成冨牧男委員

要望です。

中川原豊志委員長

じゃあ、そのほかの御質問ございましたら。

古賀和仁委員

3ページの避難行動要支援者支援事業なんですが、これによって、支援者に対するシステムを構築するということで、これについて、この対象者の人数はどういう割合になっているのか。

それと、これによって現在これができた場合、どういうふうに変わるのかお尋ねします。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

平成31年4月現在、名簿登録をいただいている分が2,391名でございます。

そのうち、地元のほうとかにも、地域のほうへ情報を出していいよという同意を得られた 方が1,170人ほどでございまして、同意率としては、今約49%になっているところでございま す。

あと、今回どういうふうになるのかということで、議案審議の中でも少しお答えいたして おりますが、現在ある住所情報と地図情報が連携するような形を考えておりまして、その要 支援の必要な方がどこにお住まいなのかっていうのを地図情報で確認できるようにしたいと いうふうに考えております。

そういう形で、今、住所と名前とか生年月日とか、そういうだけの情報以外に、新たに地 図情報をつけ加えたいというふうに考えているところでございます。

古賀和仁委員

同意を得た方は半分ぐらいだと、この情報システムには全ての方をセットできるっていう

ことですか。同意がなければこの中には入れられないということなんですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

先ほど申し上げました、名簿登録者数全ての方を入力いたしまして、その方たちに定期的に郵送で状況等の確認をさせていただいて、その中に同意しますか、しませんかっていう情報にチェックをしていただいた形でお返しいただいた情報をもとに、地域に出す同意というのはそういう形になります。

古賀和仁委員

最後に、災害時には、実際の災害時には、全ての同意がなくても地域とか、そういうところには出せるというふうな情報なんですか。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

一応、法律によりますと、要支援者の名簿全てを災害時には出すことはできるというふうにはなっておるようでございますが、実際、皆さん被災者になりますので、その情報がどう役に立つのかっていう部分も考えなくてはいけないと思います。

例えば、避難された方のチェックのために、その方が要支援者なのかどうかという部分の確認はできるような形になりますので、被災前なのか被災後なのか、もしくは、高齢者等が避難準備をする段階なのか、もしくは、もうレベル4の避難勧告の状態なのか、レベル5の被災時なのかっていうところで使い方が変わってきますので、今後、そこら辺も含めまして、検討していきながら、よりよいものにしていきたいなというふうに考えております。

古賀和仁委員

これは、あくまでも行政から出す、一方通行ということですか。

地域の方から問い合わせとかは、もう実質できないということですか。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

議案審議の中でも、例えばという形で障害者の手帳の事例を出させていただいておりますが、そのほかに市長が認める者という形で、支援が必要な方については登録ができるようになっております。

例えば、地域の区長さんとか役員の方とか、民生委員の方からこういう方がおられるので 登録を、というような形で情報いただければ、御本人さんに確認をさせていただきながら登 録する形にしていただきたいなと思っております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ほかの質問ございますか。

成冨牧男委員

ちょっと、今のに関連してですけど、2つある。1つは、このシステムは消防署とのリンクか何かするんでしょうか、今回はしなくても。

それと、あと1つは、更新はどういうふうにするのか。 以上2つ。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

現時点では、消防署とのリンクについては、ちょっと考えてはおりませんが、必要な部分が出てくれば、ちょっと消防署とも話をしながら考えていきたいと思いますが、2点目の更新作業につきましては、毎年、例えば障害者手帳の1級、2級の方っていうのはふえておりますし、逆に高齢者等の方とか病気で亡くなられている方もおられますので、毎年、そこの情報は更新していっている状況です。

それは、現在も同じでございます。

成冨牧男委員

何か、わからんかな。

このシステム、ほんなら別な聞き方するけど、システムを入れるに当たって、消防署が今どういうシステムを――今のと同じとは言わんけど、全然持っていないんですか、そういう弱者、要支援者の位置情報を。向こうも、何か位置情報を持っているんでしょう、システム。そういうのは、全然調べておられないのか。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

すいません、聞いたところの情報でございますが、消防署のほうには、例えば、ちょっと 障害がある方とか、小児慢性医療とか、そういう方が消防署に届け出をする形で把握すると いうことは、訪問看護ステーションの方とかから聞いたことはありますが、詳細な内容につ いては、ちょっと勉強不足でございますので、今後、消防署に勉強に行きたいと思います。

成冨牧男委員

ぜひ、せっかくね、されるならば、うまく消防署ともリンクして、よりよいものを、今回 は、最初は無理かもしれんけどね、やってほしいなと思います。要望です。

牧瀬昭子委員

もう、基本的なことで申しわけないんですけど、これを導入して、実際使うっていうとき は、どういう場面でどういうふうに変わるのかをもう一回教えてもらっていいですか。

災害時とかなんですかね。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

まず、名簿を整備して、町区と民生委員の方にお渡しするというのを議案審議でも申し上げましたが、その中で、例えば町区のほうで、今、自主防災組織とかをつくってありますの

で、避難訓練をされる際に御利用いただくことも可能ではないかというふうに思いますし、 被災、もし実際に災害があった場合は、多分、市役所の職員というのはその作業に従事する ことになりますので、お一人お一人を確認するということは、なかなか困難な状況になると 思います。

例えば、台風があったとか地震があったとかっていう場合に、その後で、必要に応じて、 その名簿を用いて、その方の安否確認とかいう部分は可能ではないかというふうに考えてお ります。

先ほど、ちょっとレベル3、4、5の話をさせていただきましたけど、3の場合は高齢者 等避難準備ですので、避難準備の際には、まだそれほど、災害が起きる前ですので、皆さん 広域に平行的な移動ができると思います。

しかし、レベル4とかレベル5になりますと、災害寸前であるとか、既に災害が起きた状況ですので、それから避難されると逆に危ないという状況になりますので、内閣府のほうとかでも、今までの平行移動から垂直移動、例えば1階から2階に移動するという形で避難しましょうね、ということを呼びかけられております。

ですから、そういう部分について広報をしていくことが必要ではないかなというふうに感じているところでございます。

牧瀬昭子委員

例えば、その要支援者の方の名簿があるときに、この方との御連絡の行き来とかが、どな たとつながっているかとかというのは、その記載の中には、何か入るんですか。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

一応、名簿をつくる際に、例えば自分で実際お書きできない方もおられますので、代理人が署名される方とかもおりますし、例えば緊急先の連絡先はどこですかとか、御近所等で避難支援者がおられれば、その方を記載してくださいとかいう部分。

あとは、先ほどちょっと申し上げておりましたサービス、訪問看護とかケアマネジャーとか、そういう方の事業所名を書いていただくとかという形は、現時点でも行っているところでございます。

中川原豊志委員長

ほか、御質問は。

いいですか。

牧瀬昭子委員

幼児教育・保育の無償化準備経費の件でなんですけれども、時間外勤務手当が414万円ということなんですが、これ何人分で何時間でっていうのを教えていただきたいのと、嘱託職員

の賃金も挙げてありますけれども、何人分なのか。

それで、印刷製本費っていうのは何を指してイメージしてあるのか。システムっていうの が改修されるということでしたが、どういったものなのかを教えていただければと思います。

江嵜充伸健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

職員手当でございますが、現在こども育成課で保育の業務に携わっている職員が4名ほどおります。

一応、予算としては、4人分の100時間の3カ月分というような積算を行っております。

それと、賃金でございますが、嘱託職員につきましては、一応3人の9カ月分と2人の5カ月分ということで、予算上は計上させていただいております。

印刷製本費につきましては、この無償化に伴って、保護者等への周知等が必要になってまいりますので、そういったチラシの印刷とか、そういったことでのコピー代ですかね。そういう印刷代に係る経費のほうを計上しております。

それと、システムの改修ですが、当然、今、保育料を徴収しております。ほかに認定業務とかいろんな業務があるんですけれども、保育料を算定する際に、今度3歳から5歳児については保育料が無償になると。

ただ、その中でも一部、給食費の材料代とかは実費というような負担になりますので、そ ういった計算のシステムの変更等々が改修費の中で対応するようにしております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

先ほどは、ありがとうございます。

職員さん4名掛けの100時間とおっしゃったですかね。

林康司こども育成課長補佐兼子育て支援係長

すいません、遮って申しわけございません。

そこの超勤につきましては、申しわけございません、4人の9カ月の50時間で計算しておりまして。

すいません、ちょっと打ち合わせが……、申しわけございませんでした。

牧瀬昭子委員

ちょっとびっくりしたので、そこは気になったところで、今後体がもつかなあというのが すごく気になったので、大丈夫ですかという質問をしたかったのでした。

これが来年とかっていうのも、またそんな、これが引き続き行われるというふうにされるのか、もう今回だけですよっていうことなのか、そのあたりはどうですか。

江嵜充伸健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

超勤、あるいは嘱託職員については、実際、今年度10月から、途中からの改正というようなことで、実施も10月からということになりますので、今年度、一応、実際にやってみて、それで来年度、同様な事務量が本当に必要になってくるのか、今年度の実務を見ながら検討はしなければいけないのかなというふうに思っております。

以上です。

牧瀬昭子委員

ぜひ、人事のほうを、数も含めて、仕事量の配分も含めて、今回またどんとふえるみたいですので、御検討を。人数の増員を要望したいと思います。

中川原豊志委員長

ほかの御質問は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

いいですか。

では、質疑を終わります。

∞

報告第1号 継続費繰越計算書について

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

中川原豊志委員長

次に、継続明許費計算書について、報告第1号及び報告第2号を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

報告第1号 平成30年度鳥栖市一般会計継続費繰越計算書について御報告を申し上げます。 資料は6ページでございます。

款10教育費、項5保健体育費、事業名スタジアム塗装改修事業につきましては、平成30年度と平成31年度の2カ年間の継続費を設定しております。

平成30年度は、4億400万円を計上しておりましたけれども、工事入札残額等の332万5,000円を翌年度へ繰り越しするものとして額が確定したものでございます。

以上、御報告といたします。

小栁秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

続きまして、ただいま議題となっております報告第2号 繰越明許費繰越計算書について のうち、健康福祉みらい部分について報告をさせていただきます。

資料の7ページでございます。

平成30年度鳥栖市一般会計繰越明許費繰越計算書、款3民生費、項1社会福祉費、事業名が地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等整備事業)につきましては、新規開設を行う事業者に対し、施設整備費及び開設準備に係る費用に対し助成を行う事業でございます。

平成30年度末に完成予定で進められておりましたが、申請手続等に時間を要したことなどによりまして、工程におくれが生じ、年度内の完了が困難となり、全額を繰り越しさせていただいております。

詳細な内容につきましては、前年の9月補正でお話をいたしている分でございます。 なお、現在は工事が完了し、6月から業務を開始されているということでございます。 以上、報告を終わります。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

今、報告がございましたが、この際、何か御質問等がありましたら、承りますけれども。 [「なし」と呼ぶ者あり]

いいですか、よろしいですかね。

では、報告を終わります。

執行部準備のため休憩します。

午後 1 時39分休憩

 ∞

午後1時40分開議

中川原豊志委員長

再開します。

∞

報 告(健康福祉みらい部こども育成課)

10月以降の副食費の取り扱いについて(案)

中川原豊志委員長

説明をお願いします。

江嵜充伸健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

それでは、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

実は、審査の中でも出てきましたけれども、本年10月から予定されております幼児教育・保育の無償化に伴って、基本的には、3歳から5歳児の保育料が無償化されると。

ただし、その中に現在、給食費のうち、副食費っていうのが含まれておりまして、その分については、保護者の負担となりますというようなことでございます。

この件につきましては、今議会での一般質問の中でも、樋口委員から触れていただいておりましたけれども、鳥栖市内の私立保育所のほうから、先に公立の保育園のこの保護者の実費負担となる副食費の金額を先に決めてくれないかと、それをぜひとも参考にしたいというような要望がございました。

そこで、今回、公立保育園の副食に関する費用というものを算定しておりますので、その 額の説明をさせていただきたいと思います。

まず、状況でございますけれども、現状、鳥栖市の公立保育園につきましては、給食は基本的に主食と副食と分かれております。

それで、主食については、現在も保護者負担ということで、家庭のほうからご飯を持参していただいております。ですから、これについては、もう保護者の実費負担ということになっております。

ただ、副食費のほうが現在、保育料のほうに入っておりますので、その中から、市が園での事前調理を行って提供していると。それで、この部分が、10月以降、保育料は無償化になりますけれども、この副食費の分が実費負担となるということでございます。

ただ、②の10月以降の中で、一番下に括弧書きで記載してしておりますけれども、年収360万円未満の世帯の第1子、第2子及び全世帯の第3子以降については、この副食費も無償とするというような配慮はされているところでございます。

じゃあ一体、この副食費を幾らに設定するのかということで、2番の副食費の設定という中で、①市の現状ですけれども、現在、公立保育園では、1食当たり、220円を目安に献立を作成しております。

それで、この1食220円を基本として、月額の副食の材料代を算定しましょうというようなことで行っております。

ただ、土曜日については、園児さんが全員登園はされておりません。実態としては、3割程度の園児さんしか来られていないということで、土曜日については、平日の30%の食数で仕入れ等を行っていると。

では一体、国の説明がどうなっているかと言いますと、今、私立保育園のほうに委託費と してお支払いしおりますけれども、それは公定価格に基づいて支払いをやっているんですけ れども、この公定価格の中で、副食費については、目安として月4,500円というような説明が あっております。

ただ、昨年、国のほうのサンプリング調査――全国でのサンプリング調査でございますけれども、3歳児、4歳児、5歳児の副食費の平均支出額は、記載のとおり月額4,720円というような数字も出ておるところでございます。

これを受けまして、では、公立保育園の場合は、月額幾らにするかというようなことで算出した結果、案としましては、そこに書いておりますように月額4,700円。

その積算根拠といたしまして、先ほど説明しました、現在1食当たり220円というような単価で献立をつくっておりますので、220円掛け、大体年間295営業日――これは、年によって若干変わりますけれども――土曜日も含めてなので、先ほど申し上げましたように、土曜日は大体3割としまして、まず、295日からこの土曜日分の50日を引いて、平日分の算定を行って、それに50日分が3割程度ということで、その分を足したところで年間分が出ます。それを12月で割ると、大体4,700円というような数字になります。

ということで、鳥栖市としては、公立の保育園の副食費としては、月額4,700円を徴収する こととしたいというふうに考えております。

それで、その下の一覧表にしておりますけれども、一番上の段の、いわゆる 0 歳、 1 歳、 2 歳、これにつきましては、今後無償化になっても、基本的には、これまでどおり保育料の中に含まれておりまして、そのまま変更はございません。

それで、3歳、4歳、5歳児が、今申し上げましたとおり、公立については月額4,700円。 それで、徴収については、市が行います。

それと、私立保育園につきましては、副食費については、現在もまちまちでございますけれども、園のほうで設定をしていただいて、徴収についても園がすると。

事務的には、この徴収事務というのが私立保育園には新たに発生してくるということになります。

資料についての説明は、以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

幼児教育の無償化に伴っての取り組みということで、資料のほう、今説明ありましたけれ ども、せっかくですんで、何か御質問ありましたら、承ります。

牧瀬昭子委員

これ、例えば、10日間ぐらいインフルエンザで休んだとなったときは、日割り計算でマイナスになりますか。

江嵜充伸健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

いわゆる、減免といいますか、減額といいますか、それについては、現在、そういう長期 に休まれる場合については、保育料を減額するような制度でやっております。

ですから、副食費についても、基本的には保育料の考え方に合わせるというふうなことで考えております。

以上です。

樋口伸一郎委員

公立保育園に関しては、今年度は、国のいろいろ補助というか、来年、令和2年度からは、 公立保育園は幼児教育無償化の対象にならないけんが、運営費ですよね。給食費じゃないと ころの部分は、市税とか税、負担せないかん金額が、何か六千云々万円かかると、この運営 していく費用にですね。

そこに、市税が、そこは投入されるわけじゃないですか。令和2年からの話ですよ、すいませんけど。

それで、ちょっとそこの部分を置いた上で、この給食費は4,700円前後、いいんですけど、 それぞれの園で、もうばらばらなっていいんですけど。

まず、園に通う子供の数って何人ぐらいでしたっけ。大体でいいです、細かい1桁の数やなくて。3,000人台でしたっけ、4,000人台でしたっけ、2,000人台でしたっけ。

中川原豊志委員長

それ、幼稚園、保育園で。

樋口伸一郎委員

無償化に伴うところの大体の人数。

中川原豊志委員長

幼稚園も含めて。

樋口伸一郎委員

無償化に伴う。

江嵜充伸健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

一応、無償化の対象数としては、3歳から5歳児が約2,110人。

それと、先ほど御説明しましたように、0歳児から2歳児については、非課税世帯は無償化になりますので、この方が約40名と合わせて2,150人。これが、今年の4月1日時点での数字でございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

公立保育園に運営していくのは、ずっと先を見たときに6,000万円ずつぐらい、当面はかけながら運営していくわけですよね。

そこの部分は市税で運営していくんですけど、今回の保育、幼児教育の無償化では、保育 料は国が、実質私立園を見る形になるでしょう、国がですね。

だから、僕は市税をかけて保育園を見るっていう考え方をすると、この給食費も市税の中から幾らかずつでも保護者の負担が軽くなるような対策を、独自の対策になりますけど、とっていたほうがいいんじゃないかなって考えたりするんですけど、その辺のお考えって。今のところ言えないでしょうけど。

例えば、格差が出ないように、これ以上の部分に関しては、市税のところで給食費を補うとか、でも、公立園には市税の部分でかけていって運営をしていく部分もあるわけですから、 ちょっとぐらいは私立保育所のほうにも市税で補う分っていう、独自の補助みたいなのがあってもいいかなあって考えるんですけど。

今の段階では具体的な答え出せないと思うんで、今後どういうふうになるだろうという見 込みとか、検討が必要だろうとかありませんか。

江嵜充伸健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

認可保育園につきましては、以前の運営費から、平成27年度以降、いわゆる施設型給付費 というようなことで、委託費というようなことで運営費のお支払いをしております。

その財源につきましては、国が2分の1で、県が4分の1、市も4分の1。そこに、今市 税のほうから、一般財源のほうから給付金のほうにお支払いをしているわけですね。

それで、今回、副食費については、単価220円という数字を出しましたのは、現在が、約220円で積算をやっておりますので、ここで、要は赤字が出ると、当然、一般財源をそこに補填しなければならないというようなことも出てきます。それがないように、現状の220円を維持したところで単価設定を行ったと。

ですから、国のほうは4,500円というようなことで公定価格の中にお示しされているんですけれども、今回市のほうが4,700円。200円の差があるわけですよね。

到底、多分4,500円では無理だろうというようなことで、当然4,500円に設定すると、現状の給食、いわゆるおかずとかおやつ、こういったのが、やはり今の水準を保てなくなると。

これは、いかがなものかということで、やはり現状の、今やっている金額をベースにして、 今後とも給食提供をしていきたいと、おかずのほうをですね。

ですから、そこは当然、物価変動等がございますので、将来的にはどうなるかわかりませんけれども、とりあえず、今、現状の給食の内容を維持したいというようなことで、この単価設定を行っておりますので、できるだけそこで赤字が出ないようなことでやっていきたいと。

あくまでもそこに、余分な一般財源を投入しなくていいというような形で運営のほうをやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

わかりました。

これ御質問じゃないんですけど、制度上ずっと、今平成27年の話も出てきたんですけど、 旧制度から平成27年度を迎えて、ごちゃごちゃしながら現状に至って。

また増税とか云々が、制度が国に変わって無償化って、制度がどんどんどんどん変わって いきよるので、どこを基準にして基準をつくるかって、すごい難しい話じゃないですか。

だから、この無償化によって変わる部分、欠けていく部分というのが出てくると思うんで すよね。

例えば、幼児教育無償化までは公立園にかかっていたお金がありますよね。それが、幼児教育の無償化に伴って今度は3歳、4歳、5歳ば負担せないかんごとなったけん、かかる分が出てくるわけですよね。

それで、私立に関しては、業務の内容とか、そこら辺が、業務がかかってくるとかいろんな幼児教育化に伴ってかかる部分って出てくるけん、そこの部分っていうのは、今後先の部分っていうのは、今のところ答弁どおりでいいんですけど、ちょっといろいろ先を見て、赤字をこくような状況って、情報収集に努めて――僕もですけど、しながらちょっといろいろ相談をさせてもらいたいなと思いますんで、またいろいろ教えてください。

これ、質問じゃないので、またいろいろ御協力をよろしくお願いしますというところです。以上です。

牧瀬昭子委員

この土曜日についてなんですけど、土曜日に来ても来なくても金額は一緒ですか。

江嵜充伸健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

今回、設定としては、月額で設定しておりますのでそこは変わりません。

同額と考えております。

牧瀬昭子委員

先ほどの国の基準、4,500円ってあったんですが、220円掛け295営業日引く50土曜日で計算 したら、4,491円になったんですけど。土曜日が入ることで、ちょっと値上がるということで いいんでしょうか。

江嵜充伸健康福祉みらい部次長兼こども育成課長

この計算式の295営業日というのは、土曜日を含んだところでの営業日なんで、これは通常、 平日は100人来であるんであれば――通常ですよ、100人分の給食を準備するわけですよね。 それで、土曜日になると、そのうちの30人ぐらいしか来られないわけですよ。

実質、現在もその程度でしか給食の準備をしない、食材の仕入れをしないということで、この220円という単価で現在、抑えられているというようなことですので、この月額、先ほど土曜日来られなかったらというようなことになりますと、個々人それぞれ、個人個人で管理して、もうその分の実費徴収ということになりますと、当然、事務が膨大な量になります。

それで学校の、今小学校の給食費が、じゃあ例えば、風邪で一、二日とか休んだときに減額されているかっていうと、そうはされてないみたいです。

ですから、そこは、結局その土曜日が丸々来られていないっていうことで設定したところでの220円ですので、これが100人来られたとすれば、その分はつくって準備をするとなると、この220円が当然上がってくるわけですよね。

そうしたら、その分が、当然、月額に直すともっと高くなるというようなことで、今の運用に合わせたところでの、要は年間の支出額を、園児さん、それから先生たちも――先生たち、お金いただいていますけれども――そこで、食数を算出したときに、大体この220円という数字が出てくるんで、現状に合わせたところでの単価の算出なんですよ。

ですから、今言われた土曜日に、ほんなら100人来る予定で準備をしておくとなると、この 220円というのがぽんと上がりますので、当然、月額に直すともっと高くなるというようなこ とになります。

以上です。

中川原豊志委員長

いいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

では、報告、以上で終わります。

暫時休憩します。

午後2時休憩

∞

午後2時10分開議

中川原豊志委員長

再開します。

∞

市民環境部

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算 (第1号)

中川原豊志委員長

これより、市民環境部関係議案の審査を行います。

市民環境部関係の議案につきましては、議案乙第15号、報告第2号、議案甲第34号及び議 案甲第35号、それと陳情第11号でございます。

それでは、議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

ただいま議題となりました、議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号) 市民環境部関係について御説明をいたします。

資料の2ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目11まちづくり推進センター費の節12役務費につきまして は、田代まちづくり推進センター大規模改修工事の建築確認申請手数料でございます。

節13委託料につきましては、同じく田代まちづくり推進センター大規模改修工事の実施設 計業務委託料でございます。

続いて、節19負担金、補助及び交付金につきましては、自治公民館建設等補助金でござい

まして、桟敷団地の公民館を公共下水道に接続し、トイレの改修を行う工事に対する補助金でございます。

まず、田代まちづくり推進センター大規模校改修工事についてその概要を御説明いたします。

資料は、3ページ、4ページに掲載しておりますが、4ページのほうで御説明をさせていただきたいと思います。

田代まちづくり推進センターは、昭和60年度に田代公民館として建設された建物でございまして、令和2年度、来年度に大規模改修を行うことといたしております。

この大規模改修の主な内容につきましては、経年劣化やユニバーサルデザイン化への対応、 自主避難所としての機能の充実、また、田代まちづくり推進センターの課題に対応するため の改修を行うこととし、あわせて今回、近隣にございます田代まちづくり推進センター分館 の機能を本館に集約、統合を図るために必要な研修室などの増築を行いたいと考えておりま す。

事業スケジュールでございますが、現在、実施設計の参考にするために、地元区長会、まちづくり推進協議会の皆様や、まちづくり推進センター利用者の方々へのアンケート調査を 実施いたしまして、調査結果の整理を行っているところでございます。

今議会で予算の議決をいただきました後に実施設計業務の発注を行う予定でございます。 なお、改修工事につきましては、令和2年度に実施し、例年2月に開催されております文 化祭前に供用開始ができるように進めてまいりたいと考えております。

次に、自治公民館建設等補助金について御説明をいたします。

資料は、5ページ、6ページに掲載しておりますが、また、6ページのほうで御説明をさせていただきます。

この補助金は、これまで公民館類似施設整備補助金としておりましたものを、補助金の内容等の見直しを行いまして、今回、新たな規則として設定したものでございます。

制定の理由といたしまして、自治公民館は、自治会活動の拠点、地域における住民の交流や生涯学習の場となる施設であるとともに、多くの自治公民館が自主避難所として位置づけられておりまして、地域における防災対策の充実を図る上で重要な役割を果たす施設でございます。

しかしながら、自治会においては、人口減少、高齢化等により、自治公民館の整備に係る 財源を確保することが困難となることが予想され、そのことで、自治公民館の新築、増築ま たは改修が進まなくなり、自治会活動や地域住民の自主的な活動の停滞、また、自主避難所 としての安全、安心に支障を来すことが危惧されております。 このような問題に対し、市民協働によるまちづくりを進めていく観点から、自治会への支援を行うために、今回、見直しを行ったものでございます。

主な改正点でございますが、まず、公民館類似施設の名称を自治公民館と変更いたしました。

また、増築または改修に係る工事に要する経費に対する補助率を、これまでの10分の2か ら10分の3への引き上げを行いました。

あわせて、地域における防災対策の充実を図るために、自主防災組織の結成を届けている 自治会が管理する自治公民館であって、なおかつその自治公民館を自主避難所として届け出 ている、または届け出る予定の自治公民館の増築、または改修に係る工事の場合は、補助限 度額を通常の100万円から150万円に引き上げることといたしております。

さらに、これまで工事代金の支払いが完了した後に補助金の交付をいたしておりましたが、 補助金を工事代金の支払いに充てていただくことができるように概算払による補助金の交付 を可能といたしました。

なお、施行日は令和元年6月1日としております。

今回の補正でお願いいたしております桟敷団地の公民館の改修工事に対する補助金は、この新たな規則に基づいて、対象事業費の10分の3の補助金7万円を交付する予定でございます。

以上でまちづくり推進センター費の説明を終わります。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

次に、2ページのほうへお戻りください。

2段目のほうになりますけれども、款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費、 節13委託料につきましては、衛生処理場敷地土壌調査委託料でございます。

詳細につきましては、7ページの資料により説明させていただきますので、7ページのほうをごらんください。

今回の補正の理由といたしましては、次期ごみ処理施設整備事業において、佐賀県東部環境施設組合が土壌汚染対策法による自主調査を実施している過程で、衛生処理場敷地内で埋設物及び土壌汚染が確認されたごみ処理施設建設予定地から除外されましたので、東部環境施設組合が実施した調査を引き継ぎ、市民の安心安全を確保するため、本市において詳細な調査を実施するものです。

土壌汚染対策法により、この区域が何らかの対策が必要な土地なのか、または、形質変更 をしない限り、安全な土地なのか。

法令に基づき、区域指定を受け、土壌汚染の対応策の検討を行うための調査となります。

事業の内容は、衛生処理場敷地南東部の2万平方メートルのうち、稼働中の衛生処理場以南の部分について、埋設物及び土壌汚染の状況を詳細に調査するもので、調査期間を2年と考えております。

また、敷地周辺への影響について監視を行うため、地下水モニタリングを行います。

今年度の調査は、佐賀県東部環境施設組合の調査により判明いたしました旧ため池エリアの土壌汚染の深度方向への詳細調査、旧焼却施設及びし尿処理施設周辺の概況調査、敷地周辺への影響について監視を行うため、地下水の観測井戸の新たな設置及びモニタリング調査、また、調査結果により、汚染物質の拡散予想や自然由来などの検討を行います。

来年度の調査につきましては、今年度の調査の結果を踏まえまして、内容が確定いたしま すので、費用を初め、詳細な内容は未定となっております。

2ページのほうへお戻りください。

次に、目2斎場費、節13委託料につきましては、来年度に予定しております斎場外壁等の 改修工事のための調査設計業務に係る経費でございます。

斎場は、平成2年に建築されたもので、公共施設の大規模改修計画に基づき、延命化を図るための改修工事となります。

次に、節15工事請負費の営繕工事費につきましては、火葬時に使用する火葬台車1台分の 製作工事に係る経費でございます。

また、しゅんせつ土置場整備工事費につきましては、斎場敷地内において、各町区の側溝 等清掃作業等により発生いたしましたしゅんせつ土の運搬先として整備するものでございま す。

昨年の7月大雨によりまして、前しゅんせつ土置き場と隣接する前回整備予定地の用地の一部が土砂で埋まってしまいましたので、土砂の撤去や復旧など必要な措置を行った上でしゅんせつ土置き場を新設するものでございます。

以上をもちまして、令和元年一般会計補正予算、市民環境部関係についての説明を終わります。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

執行部の説明が終わりましたんで、質疑を行います。

牧瀬昭子委員

7ページの地下水拡大調査についてなんですが、これは、どのあたりを何ポイントする予 定ですか。

地図とかがあったらお示しいただければと思いますが。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

設置場所とかいうのは、まだ決まっておりませんので、図面とかはございませんけれども、 一応、轟木川方向にボーリングを掘って、新しくモニタリング井戸を設置するということを 考えております。

牧瀬昭子委員

何カ所ぐらいですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

今のところ2カ所という考えを持っております。

牧瀬昭子委員

たった2カ所で地下水が大丈夫かどうかっていうのがわかるものなんですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

新規に観測井戸を掘るのが、2カ所でありまして、現在モニタリングしております箇所についてもモニタリングは続けていきますので、全部で13カ所となる予定となっております。

牧瀬昭子委員

現在、県のほうで地下水の調査が行われて、新聞報道もあったと思うんですが、その分の調査っていうのが、今回、ため池部分から出たものと同じものを調査が行われているかどうかっていうのは、いかがでしょうか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

県が行いましたホウ素の調査には、もともと埋設物、衛生処理場の周辺から調査を始めて おりますけれども、それから拡大調査という形で、県のほうで東のほうに広がっていってお ります。

その中で、広範囲に分布しているということから、県のほうでは処理場の埋設物の影響ではないというふうな考えであると聞いております。

牧瀬昭子委員

ホウ素に関してはそうだったと思うんですけれども、ホウ素以外の部分がため池の中から 出ていますよね。それに関しての調査というのは、県のほうでは行われていますか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

埋設物の中から出ている物質については、地下水のほうには環境基準を超える数値は出て おりませんので、そちらについては、県のほうも調査はされていないかと思います。

牧瀬昭子委員

すいません、ダイオキシンとかヒ素とかに関してはどうだったでしょうか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

県の今回の調査につきましては、ホウ素のみを行っているものになります、県の調査とい うのは。

牧瀬昭子委員

だから、ダイオキシンですとか、ヒ素とかっていうのは、県のほうでは調査がなされていないっていうことでよろしいんでしょうか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

そういうことになります。

牧瀬昭子委員

じゃあ、市のほうでは、そのあたりの調査っていうのを行っていただきたいなと思いますが、いかがですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

ダイオキシンにつきましては、今回調査した土壌の中からのは環境基準を超えておりますけれども、その外での水質検査については、環境基準を超える数値というのは、出てきておりません。

また、今後、モニタリングする中では、調査項目として上げております。

牧瀬昭子委員

その出てきていないっていうポイントはどこですか。

どこで出てきていないと言うんですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

埋設物の周辺で調査、観測用井戸がございます。

それで、まず、川の東側の民地の井戸と、あと最終処分場の西側、それと、埋設物の中に ある観測井戸、それと、南側の2カ所、それと、下水道処理場の北側のポイントで水質調査 をしております。

以上です。

牧瀬昭子委員

では、埋設物の中のため池の部分からは、水として外に出ていないっていうことで、それ 以降は拡大調査をする必要がないというふうに、市では検討がなされたということですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

埋設物の周辺の水質検査においてダイオキシンが環境基準を超えるという数値はございませんでしたので、そこで、調査としてはそこまでという形に考えております。

牧瀬昭子委員

では、燃えた後のばい煙とかによって空気中から出ていって、それで出てしまったダイオ

キシンに関してっていうのは、土壌調査っていうのは行われますか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

実際、次期ごみ処理施設建設におけます環境影響評価という中ででは、土壌調査というの も各区域で行っております。

その中で、結果としてどういうふうに出てくるかという形にはなりますけれども、今のと ころ、まだ報告は上がってきておりませんので、調査としては、それを待つという形になる と思います。

橋本有功市民環境部長

今回、旧ため池部分の組合調査を引き継ぐ形で、市のほうで調査をいたします。

それで、範囲としては、旧ため池部分と、その北側のし尿処理施設周辺部分、焼却場周辺部分ということで、旧ため池部分から排出基準値は超えておりませんけれども、環境基準値を超えたダイオキシン類が確認されておりますので、当然、その深度方向へのダイオキシン類がどんな状況なのか。

その北側、南側のダイオキシン類が含まれておるのかどうかの部分については、当然、調査を進めてまいりますので、その結果を受けまして、また対応とかを図っていくものと考えておりますので、御理解いただければと思っております。

牧瀬昭子委員

先ほど、進路方向ということで、上流のほうは調べるけれども、下流のほうは調べなくていいよっていうこと……、(発言する者あり)ああ、深度方向。

橋本有功市民環境部長

深度ということで、深さの度合いの意味でございまして、組合のほうでは、現時点では6から7メーターまでの部分について調査してもらっていますけれども、それから後の深さの部分が、どうなのかという調査も含めて、今回、鳥栖市のほうで実施するということでございます。

中川原豊志委員長

いいですか。

成冨牧男委員

ちょっと今、最後のほうで、その結果を踏まえてっていうふうに言われたと思うんですけど、その結果を踏まえてやるということになると、また場合によってはおくれる……、それは、新たに出てくる何かで、その結果を踏まえて、何か出てきたら、さらにそれから調査するっちゅう意味ですか。

橋本有功市民環境部長

今回、説明でもございましたように、ため池部分は、次の詳細調査のほうに移ってまいりますけれども、北、南の部分については、概況調査になりますので、その部分については、その後、その結果次第で次の調査が必要にもなってまいりますし、ため池部分についても、その結果でどうなるか。

そういう全体の結果を踏まえて、県のほうとも協議をしながら、その指示、指導に沿いま した形での対応について、今後は検討する必要があるということでございます。

成冨牧男委員

その結果を踏まえて、令和元年から2年度にっていうふうな話ですけれども、令和2年度 事業費については云々と。これは、お金の話ですよね。

今、言われておる結果っていうのも、この2年間で出てくるっていう話ですか。

橋本有功市民環境部長

どの時点かというのは、今回の調査の状況でまた変わってまいりますけれども、我々として今、予定しておりますのは、2年かけて出た段階での県からの指示、対応等を踏まえて対策について検討していきたいということです。

成冨牧男委員

いろいろ今から先、質問もしていかないかん――また別に陳情なんかも出ていますから、 そこの中での話なんでしょうけど、今言われたような形でいくと、かなりやっぱり、それこ そスケジュールが厳しくなってくると思うんですよね。タイトになってくると思うんですよ、 いろいろ。(発言する者あり)

いや、また何か出てきたらって言いよんしゃるでしょう。(「何で」と呼ぶ者あり) いやいや、向こうが言いよんしゃるっちゃっけん。

だから、そういうことも可能性はあるということですか。

私は、やっぱりそれは、前提つきですけどね、もし、そういうさらにっていう部分が出て きたら、それはまた、さらに令和6年までのっていうのが、かなり厳しくなってきますよね。

橋本有功市民環境部長

今、土壌調査を行いますのは、あくまで事業予定地から外れました南東部についての対応でございまして、北西部については、御案内いたしましたように、基本的には、調査結果として何も出てまいりませんでしたので、組合のほうでも、焼却場施設のみ建設するということで方針が決定いたしておりますので、令和6年度に間に合わせるような形で施工されるものと考えております。

成冨牧男委員

今の分は、ちょっと勘違いしていましたね。リサイクルプラザの関係で、ちょっとごっち

ゃになっていましたけれども。

いずれにしろ、それが出てきたら、最悪の場合、また新たに、それ以外の部分についての 調査ちゅうのは、さらに調査が必要となってくるという可能性も出てくるわけですよね、さ っきの話では。

橋本有功市民環境部長

今回、本年度調査を行いまして、そこでどういう結果が、何か汚染の状況が出てくるのか 出てこないのか。

出てきた場合は、次の展開の調査に入ってまいりますので、それが次年度への対応という ふうに、調査というふうに考えております。

成冨牧男委員

私が今、勘違いしたことも含めてですけど、ということは、この調査そのものは、次期ご み処理施設のみの建設とは全く関係ない、影響はないというふうに言い切れるんですか。

橋本有功市民環境部長

現状におきましては、先ほど御説明申し上げましたように、北西部について調査した結果として、そのような埋設物ですとか、汚染の状況はございませんでしたので、そこに建設するということと、あと、北西部の南側と南東部の北側にはモニタリングができるような観測井戸等も設けまして、今後ともそこはモニタリングしながら、影響が出ていない状況確認はしていきたいと思っております。

現状では、北西部については、そういう調査結果が出ていますので、事業については、進めることができるものと考えております。

成冨牧男委員

わかりました。

要は、現状では、特に何かせないかんっていうのはないから、当面モニタリングをしていくという意味ですか。モニタリングで対応できるということですか。

何か勘違いしていたら、ちゃんと言ってくださいね。(発言する者あり)

いや、モニタリングでずっと、要は監視していくっちゅうことやろうもん。(「モニタリングをやって、その調査の結果、どうするかっち」と呼ぶ者あり)

いや、そがん言うけん、その後があるやろうと言いよっとやん。(「なかっち」と呼ぶ者あり)

橋本有功市民環境部長

先ほど申し上げました、北西部の南と南東部の北側にある部分については、組合のほうで、 モニタリングの部分という形で、井戸での観測はもう既に行っておりまして、鳥栖市として も引き続き、その観測については、対応してまいるということでございます。

藤田昌隆委員

要するに、ちょっとごちゃごちゃしとるんで、溶融炉の部分、これがメーンですよね。 溶融炉が設置される部分は、もう土壌調査をやって、オーケーと。

それで、問題なのは、リサイクルプラザを建てようと思った土地が、いろんな不純物があって、それで今、この調査をやっていますと。

そして、その調査いかんによっては、例えば、拡散しないように、コンクリートで周りに するのか、抑え込みをするのか。

それで、問題は、リサイクルプラザをどこに持っていくか。

方法としては、例えば、今みやき町にあるやつを使わせていただくか。

それで、その間にきちんとした、最初に探した、要するに、溶融炉とリサイクルプラザを設定しようっていう探した先が5カ所ありましたよね。その中で、きちんとある程度、いろんな地質調査なり、周りの自然環境を見たはずですからね。その5カ所の中からここに決まったということですんで。

問題は、リサイクルプラザをどういう扱いでするかが問題だと思うんですよね。

だって、今モニタリングしているやつは、また県と相談して、こういう結果ですと、どういう形でしましょうということですんで。

優先順位からいったら、リサイクルプラザをいかに早く仕上げるか、これが問題だと思う んですよね。

違いますか。

橋本有功市民環境部長

今、藤田委員がおっしゃったような状況でございます。

それで、我々としては、組合が施工いたします次期ごみ処理施設について、焼却の部分は、 北西部で一応それのみをつくるということが決まりまして、課題としては、リサイクルプラ ザ施設を、じゃあ、いつの時点でどこにというところが問題になっております。

ただ、南東部につきまして、今回、調査結果として、そういう汚染物質が出てまいりましたので、それの対応につきましては、今回調査もさせていただくよう、予算をお願いしておりますけれども、並行して行っていくと。

一方では、そういう調査を行った上で、周辺の住民の皆様方に安全性を担保するための、 対応をするための調査ということで、並行してさせていただいて、対応策を検討すると。

並行する中で、今御指摘いただいたように、リサイクルプラザも当然、設置自治体として 候補地を選定することに努めて、リサイクルプラザ施設については、構成市町と協議をして いくという最終的な方針も決まっております。

ですから、それに向けまして、だだいま藤田委員のほうから御指摘いただいたような候補 地の考え方も含めて、早急に適地を選定していきたいというふうに考えております。

牧瀬昭子委員

先ほどちょっとお話ありましたけど、5カ所のっていうときに、地質調査はそのとき行われたんですか、決める前っていうのは。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

地質調査、地歴調査については、行っておりません。

牧瀬昭子委員

先ほどの地下水の件なんですけど、現在ある地下水のモニタリングの場所と、あと今後ここに建てようと思いますっていうのを、合わせて地図でいただけませんでしょうか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

後ほど確認してになるかと思いますけれども、一応、これから新設するっていう場所っていうのは、まだ協議になってくるかと思うんで、そこについては、まだわからないところがございますので。

それ以外のところは、ちょっと考えさせてもらいたいと。

後ほど提出させていただきたいと思います。

中川原豊志委員長

できる範囲で、今わかっている範囲のところを後ほど提出すると。

いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

すいません、この分の全ての調査っていうのは、今後どういう対応するかっていうのの金額まで含めたところで調査を行われるんでしょうか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

金額までと言われると……。

対応策を含めたのがこの中に入っているかと、対応策についても今後の調査結果に基づいて……、(発言する者あり)今回の調査の中には、入っておりません。

牧瀬昭子委員

すいません、先ほどの質問の中でも出たと思うんですけど、例えば、そのごみ、ため池の ところから漏れ出してしまうのではないかっていうのが調査結果として出た場合に、それを 遮断しなければならないのか。

それともそれを全量撤去しなければならないのかっていうことで、もうこちらで工事が始まってしまったら、漏れ出す、地揺れというか、その工事中のっていうことで、早急にそれ

をやらなければならないとか、そういうことっていうのが結果的にあらわれてきたりすると、また順番的なものとか、金額によっては、工事のタイミングとか、そういうのがあったりして、この工事に対しては、影響がないですよって今の御説明でしたけど、もしかしたら、そのあたりの調査結果によっては、出てくるのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

橋本有功市民環境部長

今回、最初に調査を単年で行います。

焼却施設の建設工事につきましては、現在の予定では、令和2年度の秋以降になりますので、例えば、今回の調査の中で、何かしらそういう影響が、万が一あるという場合におきましても、県のほうともその辺の状況の確認をいたしながら、県からの指示も踏まえて、じゃあどういった形で対策をしたほうがいいのか等々については、県と相談をしながら進めていくことになるとは思います。

現時点では、そういう可能性があるとは思いますが、万が一、そういう場合は、そういった対応も、まだ工事等の時間的に、時間はございますので、そういうふうな考え方を持っております。調査と工事の時間差がございますので。

牧瀬昭子委員

プラントメーカーとかに、この敷地で足りるのかどうか――1.7へクタールでしたか、その中で、焼却炉ができるのかどうかっていうのを首長会で出されたと思うんですけど、その分に関しては、鳥栖市からこのプラントメーカーに見積もりといいますか、これで建てられますかっていうのをしたんですかね。そのあたりはどうですか。

橋本有功市民環境部長

昨年末に、そういう土壌の汚染の状況が確認できた段階で、その次の取り組み、施策として、じゃあ北西部のほうでという検討もする中で、じゃあ北西部に、もし南東部がもうこれ以上できないというときに、北西部の中でリサイクルプラザも含めてできるのかできないのかにつきましては、組合の中で、事業者としてそれは検討すべきというような協議の中で、組合が組合の考え方に基づいて、プラントメーカー等に調査、検討をお願いしたというふうに理解しております。

牧瀬昭子委員

でも、そもそもは、鳥栖市が土地を探して、組合にここはいいですよっていうふうに提供しなければならないと思うんですけど、プラントメーカーさんが1.7~クタールで足りるのか足りないのかっていうのを調査するのは、鳥栖市としてやっておかないと、それを組合に投げたところで、組合が結局プラントメーカーさんたちに言いました、足りませんでした、もう一回確認して、鳥栖市でもう一回調査して、土地を探し直してくださいってなりますよね。

だから、鳥栖市としては、ここの1.7~クタールで足りますよっていうのを担保した上で出 さないといけないと思うんですけど、そこまでされた上で組合に出したんですよね。

橋本有功市民環境部長

候補地選定後に、4.2~クタールが候補地という形で鳥栖市のほうとしてはお願いしたと。後、それについて、組合のほうでそれを確認して、ただ、事前の土壌調査が必要ということで県の指導もございましたので、実施調査を行った結果として、今回、そういう事態になりましたので、それについて、事業主体として、じゃあ現状の土地でできない部分を除いたところで、事業が進むことができるのかどうかについて判断する材料として、先ほどのプラントメーカーへの御協力をいただいたというふうに理解しております。

牧瀬昭子委員

プラントメーカーからの結果は、どんなふうに出ていましたか。

橋本有功市民環境部長

詳細については、ちょっとわからない――わからないというか、具体的には、現時点では あれですけれども、大枠としましては、費用面とか、安全面ですとか、もろもろ。

また、リサイクル施設については、やはり一般の方が多くいらっしゃる施設でございます ので、そういった安全性からも考えた場合には、1.7~クタールの中で両施設を併設するこ とは難しいだろうというような御意見がほとんどであったというふうに理解しております。

牧瀬昭子委員

現状として、焼却炉だけだったら建ててもいいですよっていうような回答だったということでいいですか。

橋本有功市民環境部長

焼却施設のみであれば対応可能であろうというような御意見をいただいております。

樋口伸一郎委員

すいません、ちょっとまとめると、組合とか他市町があるじゃないですか。

それで、ここ、鳥栖市があるんで、今、現状なっているところは、4.2~クタールの土地を 出しましたと。

それを、ざくっと言うと、1.7~クタールの分の決断をっていうか方針を出したのは、組合 じゃないですか。

それで、その組合は、組合議会じゃなくて、首長会のところで決まったのが、ばばばっと おりてきているんですよね。うちの市長が管理者でいますよね。

それによってしないといけなくなったのが、南東部の、今回上がってきている調査費用と。 それに伴って、リサイクルプラザの土地を探さなきゃいけなくなったとですよね。 それで、そこでまた他市町との協議っていうのが出てくるけん複雑化するんですけど、この南東部は鳥栖市がせんばですよね。

ただ、リサイクルプラザの土地の選定は、一応、鳥栖市がせんばですよね。だから、鳥栖市がするところ——ちょっと議案の予算とは直結しとらんですけど、リサイクルプラザの土地を探すというのは、鳥栖市がせんばじゃないですか。

それで、これの協議ば他市町とっていうと、複雑化するですよね。どがな協議ばすっとや ろうかって。

例えばですけど、ここからはお尋ねですけど、鳥栖市が1個の選定地を、リサイクルプラザを建てる選定地として、ちょっとお諮りしますと、ここでいいですかって言うのか、複数の選定地を示して、その中から選んでくださいって言うのか、そこはどっちなんですか。鳥栖市がそこまではしないといけないと思うんですよ、1つに絞って提示するか、複数出すかっていうのは。

橋本有功市民環境部長

基本的には、選定ですので、1カ所を設置自治体として選んだ上で御提示させていただく という形になると思いますので、複数カ所から構成市町で選んでいただくという方法ではな いと思っております。

樋口伸一郎委員

そうしたら、例えば、鳥栖市っていっても結構な面積はある中から、全く知らんところを 手探りで探す状態じゃ、完全に時間かかるし、間に合わんでしょう。

そうしたら、もう現実的に、今あるところで、そこそこ手をつけとったところからってなったら、やっぱり現実的に出てきとるところぐらいからしかもう探せんごとなると思うんですよ。

ましてや複数挙げんばなら、もう今すぐ出しとかんと、向こうでの協議があるばってん、 今回は、1個だけ出すとしたときに、じゃあもう消去法じゃないですけど、間に合わせるん であれば、やっぱり今あるところから選んででも出さないかんっていうぐらいのスケジュー ルになっているんですよね。

やっぱりその辺は、いつまでに示すっていうのは、こっちで出せると思うんですよ。ほかのところにもう別に振る必要もないですよね。他市町も組合も関係なくて、いつまでには、こっちで探すと。

それで、探せんならもう、あるところからどれか選ぶしかないっていう消去法になってき とるけん、多分、その辺を、今度は、やっぱり組合も、他市町も、ここも、求めてあると思 うんで、そこら辺をいつぐらいまでを目標にでもいいですけど、時間がたてばたつほど、も う選べる選択肢がないかなと思うんですよ。今あるところから、多分選ばなければならなく なると思うんで。

その辺の考え方、どうですか。

橋本有功市民環境部長

リサイクルプラザの適地選定については、もうおっしゃるとおりでございまして、早急に 候補地を決めて御提示するということが鳥栖市の役割だと思っておりますし、ただ、おっし ゃるように、そのためには、さまざまな考え方、やり方、工夫も必要だと思っております。

それで、その一方で、今回のような形にならないためにも、慎重さも、必要でございますので、そこのバランスを見ながら候補地を選定していきたいと思っておりますので、今、庁内でも具体的な選定地、選定方法について協議を行っておりますので、それらの選定の方法等を早急に決めて、選定地について早い時期に確定できるように努めてまいりたいと思っております。

樋口伸一郎委員

じゃあ、要望です。

今は早急にっていう単語とか、慎重に、早急、慎重にでいいんですけど、やっぱりそこの部分が今、いつまでにっていうところに変わっていくべき時期に来ておって、多分、聞かれていると思うんで、そこをぜひ早く、早急にという範囲から、おおよそこの辺までにっていうぐらいから絞っていただければと思いますんで。

頑張ってください。

成冨牧男委員

皆さんから整理していただいたんで、ちょっと今、リサイクルプラザの話、今のはその話だったと思うんですけど、要はここ、予算で出とる分は、万が一、さっきから出ているように、その結果、何か最悪の場合が出てきたときには、深度ももう少し調べるんでしょ。深度、振動やなくて、深度。

だから、そうなると、お金もかかるし、また、さっき言われたような、場合によっては、 今の決まった――既に確定していますよね、意思決定されておるところのごみ処理施設の建 設年にも支障が出てくる可能性は、やっぱりあると思うんですよね、場合によっては。

あそこ、何か私、聞いたところによると、かなりの……、私たちには、何でそんなにかかるかっていうのはわからないんですけど、何億円という金額もかかってくるんじゃないかっていう話も、何億円から何十億円とかいう話も聞きますよね。

そういうのも聞きますと、やはりそこは当然、認識はしてあるんでしょう。

場合によっては、そういうことも、可能性としてはあると。

橋本有功市民環境部長

今回、北西部のほうに焼却施設を建設するということで、北西部については、私どもとしては、調査結果もございますので、建設できる用地だというふうに確認しております。

それで、南東部の対策につきましては、おっしゃるように、さまざまな工法によって、その費用も変わってまいりますので、その辺の対策については、土壌調査の結果と、その結果を踏まえた県との協議、指導等を踏まえ、含めて、そこも余り……、じゃあ、そのままほったらかすという形にはならないと思っておりますので、どういった対策が必要かは、そういった関係機関とも協議しながら決めていきたいと思っております。

成冨牧男委員

幾つもにらんでいかないかんということですね。

わかりました。

中川原豊志委員長

そのほかの質問はございますか。

関連ですか、まだ。

いいですか。

藤田昌隆委員

じゃあ、ちょっとお聞きしたいけど、例えば、溶融施設が1年おくれたと、建設がね。

実質的には、もう溶融施設があるところは、問題なしというふうな結論が出とるから、それはないかと思うけど、じゃあ、例えば、溶融がおくれるとかね、リサイクルは、おくれることによって、どれぐらいのごみが影響してくるのか、何トンぐらい出てくるとかね、それを処理するのに、じゃあどこでせないかんか。

ほいじゃあ、みやき町で、いや、もうだめですよと、もう使えませんとか言われるのか。 ほんじゃあ、違うところ、例えば、福岡のほうに持っていくとか、久留米市に持っていく とかさ。

そういうことまで考えているの。

橋本有功市民環境部長

なかなか、悪い方向の仮定の話なので、我々としては、現在予定している事業がスムーズ に進捗できるように対応していきたいというのが第一義でございます。

ただ、今回のような事態もございましたので、さまざまな可能性は、内部で、思いをめぐらす必要があると思っておりますけれども、その際は、今、藤田委員もおっしゃったように、 既存の施設の利用をお願いするとか、いろいろなやり方を考えていく必要はあるのかなとは 思っております。

藤田昌隆委員

いろいろ考えたら、例えば、溶融施設が1年おくれましたといった場合に、ほいじゃあ、 鳥栖市内をパッカー車とかが回らんわけやね。

そうした場合に、どれぐらい市民生活に影響するかっちゅう、じゃあ1週間、パッカー車が来んだけでも、物すごい影響があると思うんですよね。それで、今回は、たまたま溶融施設の建設予定地がセーフというんやったけんよかったんですがね。

よかったんですが、しかし、リサイクル施設も、あんまり余裕をこいてやっていると、これも結局、いろんな、ペットボトルとか、空き缶とかさ、巷にあふれるぐらい出てくるわけですよ。

だから、その辺も少し考えながら、緊急の対策も少しは頭の隅に入れといて、対応を、も しこういうことが起きたら、こういうふうにしようぐらいの対策くらいは考えとったがいい んじゃないでしょうかね。

私はそう思うんですが。

橋本有功市民環境部長

リサイクル施設につきましては、先ほど副委員長にお答えしましたように、我々としても早急に決めて、それであっても、やはり、ある程度の期間が必要となってまいりますので、令和6年度というのは非常に厳しい状況でございますから、そうしますと、そのほかの既存の施設のほうに御迷惑をおかけする必要も出てまいりますので、その辺も考えながら、時期は早急に決めると。

それで、焼却施設についてもそういうことがないように、当然、組合のほうとも、それは もう構成市町全体合わせて、最悪がないような形で進めることも考えながら、今、藤田委員 もおっしゃったような、そういった場合の対策についても念頭に、考えていきたいとは思い ます。

成冨牧男委員

確認だけして、次のを。

ちょっと今、藤田委員のほうから、ガス化溶融炉っていう話をしていますけれども、それ はもう決まっているんですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

焼却方式につきましては、まだ、結局、プラントメーカーからの提案となりますので、その中で出てくるものと考えております。

成冨牧男委員

ということは、今は決まっていないということを言われたんでしょう、今。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

2種類ございまして、ストーカ方式と溶融方式。

2種類、どちらかっていうところまでは決まっていると。

成冨牧男委員

わかりました。

それで、引き続きいいですか、別件で。

田代まちづくり推進センター大規模改修工事について、そして、それに絡んで自治公民館 交付規則についてお尋ねをします。

1つは、分館機能を統合するっちゅうことは本館にくっつけっていうふうに理解しました けど、そうすると、今までの分館をどうするのかっていうのが、ちょっと触れられてなかっ たようですので、そこのところをお願いします。

続けて言いましょうかね。

それから、自治公民館交付規則変わりましたけれども、私、常々担当課のほうに申し上げていたのは、市民協働推進課は、一方で地縁団体、なるべく法人にしましょうと、法人の勧めをしておられます、自治会に。

それぞれの――自治会でいいとかいな。自治会、それぞれの町区。

まず、2番目で聞きたいのは、何で地縁団体を勧めてあるのかっていうことですよね。町 区に対して、いろいろなパンフレットまで出して、それを勧めてあるのか。

まず、最初の分館機能はどうなるのかと2つ。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

今回、田代まちづくり推進センターの大規模改修工事にあわせて、田代のまちづくり推進センター分館の機能を本館のほうに集約、統合するということで予定をしております。そのために、増築も含めての大規模改修にすることといたしております。

その後、集約、統合を図った後の田代まちづくり推進センターの分館につきましては、別の形での活用を考えております。

機能を全部、本館のほうに集約しますことで、田代まちづくり推進センターとしての活用、 今後の利用は考えております。別の形での施設の活用を考えております。

以上です。

引き続きですが、認可地縁団体への各町区に対するお勧めというような形で推奨していることではございません。

今回、認可地縁団体の目的は、これまで法人格を有することができなかったものを、自治 体が認可することによって、自治会、いわゆる町区が法人格を有することができるように、 地方自治法が改正になりまして、そのことによって、財産を持つことができる、法人格を有した町区が財産を有することができると、登記ができるというような内容になっております。このために、財産を保有する予定、あるいは保有している自治会に対して、そういう予定のところについては、こういった制度がございますので、ぜひ認可、地縁団体になる手続というか、そういうことを御案内して、そういう認可をする方向に決まれば、それに対する支援等を行っておりますが、全ての自治会に対して、お勧めしているものではございません。

成冨牧男委員

まず、最初の部分は、大体、それこそ内々ではこういう方向ってあるけど、今まだ、ここで言う段階じゃないという理解でいいですか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

そのとおりでございます。

田代まちづくり推進センター分館は、まだ躯体もしっかりしておりまして、施設自体はそのまま使い続けられる状況でございます。もちろん、いろんな改修等は必要になってくるかと思いますが。

今、こちらのほうで考えておりますのは、他のいろんな公共施設がございまして、そちらのほうの一部の移転先であるとか、そういった形で活用ができないかということを内部のほうで検討しているところです。

成冨牧男委員

これは、田代だけじゃないんですけれども、私が危惧しているのは、佐藤課長は、前そういうポジションにおられた、生涯学習課におられたんですけれども、今回も自治公民館っていうのは、名前はありますけど、公民館が今なかなか見えないんですね。

いわゆる、ソフトではあるんですよって言うかもしれんけれども、もう条例でなくなっとるし、だけど社会教育法はありますよね。社会教育法、ありますでしょう、まだ。

ですから、やっぱりそもそも統合して、まちづくりとして、看板が二重、2つの看板があって、最後にもう公民館が後景に押しやられてこっちに、まちづくり推進センターっていうね、看板になってしまったと。ちょうどそういう話、今、経過はそういうことだと思います。

それで、非常に公民館がなくなる、公民館事業――ソフトも含めてですよ。危惧しておりますので、ぜひそれについては、公民館事業はそちらが受けて、簡単に言うと、受けてやっておられるというふうな話を聞いていますので、ぜひそれは、ソフトをやるにしてもその場所が必要ですよね。

活発になればなるほど、市民活動が活発になればなるほど場所がないとかいうことで。公 民館の、いわゆる教育機能がなくなるとかいう、そういう問題も生じてきますよね。あるで しょうが、何とか学級とかね。

公民館独自の人材育成する、言うなら鳥栖市を担ってもらわないかん、人材育成もありますからね。そういうのは、やっぱりきっちり押さえていってほしいなと思います。

それで1点目を終わります。

それで、引き続き2点目の答えで、まず、私の認識と違っていたのは、お勧めしているわけではありませんということですよね。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

全町区に、お勧めしているのではございませんということです。

成冨牧男委員

わかった、財産を持っているところにお勧めしているということですね。

それで、財産を今から持とうとするところにはお勧めされてないんですか。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

先ほども申し上げましたが、認可地縁団体のこの制度というのが、法人格を持つことで、 法人格を持った自治会、いわゆる町区のほうが、財産を町区で保有することができるという 制度になっておりますので、その趣旨を御理解いただいて、そういった、今後持つ予定と、 例えば、新しく土地を取得する場合であったり、あるいは建物を新たに建てるという場合に はそのお話をさせていただいております。

成冨牧男委員

今、おっしゃったとおりで、私が懸念、ちょっと聞きたかったのは、さっきの交付規則のが、規則の中で、新築には500万円出るんでしょう。

この何年か前ぐらいで、そういう実例を聞いたんですけど、500万円、要は交付したところ、 そこが地縁団体の設立をやろうとしたけれどもできなかった。できなかったけれども、この 500万円はあげたわけですね、というのが1つあります。

一方、自治総合センターかな、あのコミュニティ助成金。これについては、地縁団体、今 言われた法人格を持つ地縁団体っていうのが前提となっていると、その交付の。そこら辺は、 何かちょっと整理の必要があるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

1回しか言いませんので、それでどういうことが起こっているかっちゅうと、やっぱりいらんトラブルも起きているんですよね。さっきおっしゃったような、結局、当時の区長さんのお名前なんかで登記やらするやないですか、とりあえず新築で、自治公民館建てたら。そしたら、ほかの人が、やっぱり――悪意か善意か知りませんよ。

そういうふうにして建てた登記は、見た感じは個人の持ち物になりますよね。

土地は、ひょっとしたら何人かのもんかもしれん。

そういうふうな形になった場合に、市役所が出したお金で、言うなら罪つくりなことをし よるなっていうふうに言われるわけですね。

結局、紛争の種、地域内で、それを見てみただけでは、結局あれたちが自分の持ち物にしてしまいよるみたいな、変なうわさまで出よるわけですよ、逆に言うたら。それ、やっぱり500万円やることが結局罪つくりになりよるわけですよね。

具体的にそういう例もあるんで、やはり、さっき言ったように、自治総合センターのコミュニティ助成金は、逆にそういう条件をつけていますよね。

むしろ、極力やっぱり条件がつけられるように、設立できるように、支援をしっかり……、こういうパンフレットがありますよ。これで頑張ってしてみてくださいやなくて、やっぱりつまずきよるときにも、しっかり支援して、その設立をやっぱり促すような、そんな感じが要るんじゃないですか。

こっちが、さっき言われた条件、財産を持ってあるところ、それから持とうとしていると ころですからね、そういう無用なトラブルがせっかくの補助金で、補助金が罪つくりになっ てはいけませんので。

何か一言いただきたいんですが。

積極的に支援してほしいということです。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

鳥栖市のほうで、今回、自治公民館建設等補助金規則を新たに定めましたが、今回の中に も、おっしゃるように、補助の要件として、認可地縁団体であることという文言は定めてお りません。

これまでも、そういった要件を満たすことを補助要件にはしておりませんでした。

ただ、そのかわりではございますけれども、申請をする上で、当然、それぞれの自治会に おいて総会などで、そういった建設、あるいは改修工事をすることに対して、皆さんの総意 を得ているという証明ができる書類を、申請にあわせて添付書類として出していただいてお ります。

ですから、それぞれの自治会の中で、建設、あるいは改修、増築をするということの合意、または、この補助金を申請するということについては、当然、それぞれの自治体の中で合意がなされているということで、この補助金の決定をしているところでございます。

それで、議員おっしゃるように、自治総合……、すいません、名称がちょっと定かではございませんが、(発言する者あり)自治総合センターのコミュニティ助成の中でのそういったコミュニティ施設に対する補助金の要件としては、確かに認可地縁団体であることが要件になっておりますので、そういったトラブル等がないようにという配慮からかとは思いますけ

れども。

例えば、今回――今回というか、当然、自治会のほうからそういった御相談がありまして、 それに合わせてですけれども、こちらのほうも認可地縁団体に対する制度の御説明とそれか らそれに対する手続についてのパンフレットも御準備して説明に伺っております。

そういった形で支援をしながら、自治会の認可に対する手続等の説明もあわせてしている ところでございますが、残念ながら、やっぱり時間と、それから皆さんの総意で、この認可 の手続が進められることになりますので、どうしても思うようにいかないということで断念 される自治会のほうもあったかというふうに聞いております。

今後もそういった形で、支援はしてまいりたいと考えております。

成冨牧男委員

最後です。

そうですよ、お勧めしてないと言われたけど、私はお勧めしたほうがいいと思います。方 向的にはですね。

それと、やっぱり動機づけのためには、若干上乗せするとか、そういうことも考えられたらどうでしょうかね、500万円やったら500万円に。

そういうふうに、地縁団体にならんでも、法人格を持たんでも上げるって言よるわけでしょう、今。上げるわけですよね。

そうしたら、動機づけ、法人格を持った団体やったらプラス何十万円とかですね。そうい うことも考えられたらどうでしょうか。

これは、もう答えは要りません。私が思っとることですから、ぜひ御検討ください。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

[発言する者なし]

いいですか。

では、質疑を終わります。

続けて行きますか、報告事項は。

[「はい」と呼ぶ者あり]

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

中川原豊志委員長

次に、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

ただいま議題となりました報告第2号 繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。 資料、最終ページの8ページをお願いします。

款11災害復旧費、項4衛生施設災害復旧債、衛生施設災害復旧事業につきましては、昨年 7月の豪雨により、斎場内入り口付近ののり面が一部崩落したことにより、復旧工事を行っ ていましたが、復旧工事の施工に不測の日数を要したものです。

この事業につきましては、平成31年度に繰り越すことにつきまして、本年3月議会で報告 しておりましたとおり、今回、繰越額が確定したことによる御報告でございます。

なお、事業は、5月30日に完了いたしております。

以上、報告とさせていただきます。

中川原豊志委員長

報告が終わりました。

この際ですんで、何か御質問等ございましたら、よろしいですか。

[発言する者なし]

では、いいですか。

報告を終わります。

一応、暫時休憩します。

午後3時23分休憩

午後3時37分開議

中川原豊志委員長

再開します。

 ∞

議案甲第34号 専決処分事項の承認について

中川原豊志委員長

次に、議案甲第34号 専決処分事項の承認についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

青木博美税務課長

まず税務課より説明をいたします。

厚生常任委員会参考資料の2ページをお願いします。

議題となりました議案甲第34号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例の専決処分について 御説明いたします。

改正の理由といたしまして、地方税法等の一部改正が国会において3月27日に成立いたしました。

そのうち、平成31年4月1日及び6月1日施行のものについて、議会に諮るいとまがない ため、専決処分が必要となったものです。

改正の主な内容といたしましては、個人市民税に関するもので、2点の改正を行っております。

まず、第1点は、ふるさと納税に係る寄附金税額控除に係る見直しで、過度な返礼品を送付するような団体については、ふるさと納税に係る特例控除の対象外にすることができるよう制度の見直しが行われたものです。

総務大臣が基準に適合する地方団体を指定するもので、主な基準として、返礼品の返礼割合を寄附金の3割以下とすること、返礼品を地場産品とすることなどとなっております。

次に、住宅ローン控除の拡充でございます。

消費税の引き上げに伴い、令和元年10月1日から令和2年12月31日の間に取得され、消費税率10%が適用される住宅について、控除の対象期間を3年延長し、13年とするものでございます。

以上、鳥栖市税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

御質問等がございましたら、お受けいたします。

藤田昌隆委員

何か、消費税が10%になる、もう確定みたいにして、みんな、いろいろ話よんしゃっけど、 もし流れた場合はどげんなると。

青木博美税務課長

この中の説明でも今申しましたが、対象として、この住宅が、消費税率10%が適用された 住宅ということでございますので、自動的にそういう対象が出てこないということになりま す。

中川原豊志委員長

ということでございます。

よろしいですか。

古賀和仁委員

ふるさと納税で、税額控除があると。これ前年度、何人ぐらいで、どのぐらいの金額が控 除となったのか。

中川原豊志委員長

鳥栖市内ですか。

古賀和仁委員

鳥栖で。

青木博美税務課長

それは市民税の控除ということで。

古賀和仁委員

そうです。

青木博美税務課長

平成30年の1月1日から12月31日までに寄附をされまして、鳥栖市の平成31年度の、令和元年度の市民税の控除対象となった方は1,806人で、金額にしまして7,011万5,000円が控除の対象となっています。

古賀和仁委員

平成29年度はわかりますか。

わからん。

青木博美税務課長

前年度の資料をお持ちしておりません。すいません。

ああ、すいません。平成30年度市民税の控除の対象としまして人数が1,294名、税額控除額は5,158万円です。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

古賀和仁委員

対象となる物が少し変わったということで、厳しくなったと、総務省から。

返礼品等が厳しくなったんで、それを踏まえると、当然、どこでも減ってくるんじゃないかという予想をされているんですけど、本市においてもこの対象は、若干減るという見通しというのは持っていらっしゃるんですか。

青木博美税務課長

確かに、返礼品の対象とかが、当然、30%以下ということに絞られたり、地域での産品という物になっております。

ですから、その辺を考えますと、若干減ってくるものとは考えております。

樋口伸一郎委員

ということは、今の答弁では、今ここに、ふるさと納税に関してア、イでこう書いている じゃないですか、条件みたいなのを。今まで、そこにおさまっとったっていう考え方じゃい かんですか。あぶれとった部分もあったっちゅうことですか。大体あぶれとったんやったら、 そんなめちゃくちゃな激減見込みはしとかんでいいと思うんですよ。

例えば、ほかのところの自治体では、過度にこういう範囲を超しとったところがあったけん、規制されたところもあると思うんで。

余り、鳥栖市としては、過度に超えるような範囲でやってなかったんであれば、むちゃく ちゃな減少は見込まんでいいかなと思うんですけど。そんな、超えた範囲はなかったでしょ う、鳥栖は。(発言する者あり)

中川原豊志委員長

質問する方は、ちゃんと挙手してください。

青木博美税務課長

市民税の控除額からしますと、例えばインターネットとかで過大な広告とか目立つような 商品とかがいっぱいあったんで、ある意味、通販みたいな感覚でされていた方が多いと思い ます。

ですから、その過剰な物っていうような物は、一旦上は切られていますんで、そういった 意識でされていた分が若干減るようなケースはあるんじゃないかと思います。

逆に、市民税に、鳥栖市の税控除からしますと、鳥栖市としては商品をほとんど扱ってないということですので、それに対する影響というのは余りないのかなとは、ちょっと思いますけど。

中川原豊志委員長

答弁の整理ですけれども、古賀議員が言われたのは、要は市民税の控除額ですから、鳥栖 市の人がやった分。 それで、ふるさと納税で樋口議員が言われているのは、よそから鳥栖市のふるさと納税に 入ってくる分と、別の考えだと思いますんで。

樋口伸一郎委員

わかるんです。

市内のですけど、今、控除額で言えば7,000万円から5,000万円っていう答弁があったじゃないですか。

だから、そこの範囲、あくまでも範囲で、ちょっと聞いただけです。全国規模で云々じゃなくてっていうだけです。

中川原豊志委員長

ふるさと納税で鳥栖市に入ってくる寄附金というのは、もっとあるわけですよね。

青木博美税務課長

平成30年中に鳥栖市が、ふるさと納税として受け入れました金額は、4億2,897万1,265円となっております。

中川原豊志委員長

それが減るという……、まあ減るかどうかわかりませんけどね。

橋本有功市民環境部長

昨年度の鳥栖市に対するふるさと納税額、この取り組みについては、総務課が行っておりますので、詳しくはそちらのほうになるんですけれども、今申し上げましたように平成30年度は4億2,000万円。

ただ、今年度に入りまして、今回の見直しがございますので、4月、5月については1億2,000万円ということで、駆け込み的な需要が、需要というか、ふるさと納税がふえているそうなんですけれども、ただ、今後、制度改正に伴い、鳥栖市に対するふるさと納税額も減少傾向にあるのではないかというふうな、総務課としての見解がございます。

一方で、ふるさと納税自体が、そういう形で減る方向になれば、鳥栖市が住民税として減額になってきた部分が、それも反比例して今度は減ってくるという形になるんじゃないかと思っております。

藤田昌隆委員

今、四億幾らっちゅうたけど、企業版ふるさと納税が大半なんやろうもん。

橋本有功市民環境部長

今のは、全て個人の分でございますんで、(「別個、それで4億円あると」と呼ぶ者あり) 企業版のほうは、うちのほうはそれで入ってはまいりますけれども、もう事業費として歳出 で組んでもおりますし、もう既に支払いもさせていただいておりますので、その分で相殺す ると。

あとは、その当該企業のほうが、六億幾らについての節税というか、今度、法人税のほう でできる形になると思っております。

藤田昌隆委員

よそは100億円とかね、そういう話で単位がね、かわいいもんであれやけど。

今回の国からの是正が入っても、大勢に影響はないと。ないやろうもん。

だって返礼品のナンバーワンが、コカ・コーラのお茶じゃれ何じゃれぐらいでさ。(発言する者あり)

すいません、もういいです。

中川原豊志委員長

答弁は要りませんね。

ほかに御質問ございますか。いいですか。

[発言する者なし]

では、質疑を終わります。

∞

議案甲第35号 専決処分事項の承認について

中川原豊志委員長

次に、議案甲第35号 専決処分事項の承認についてを議題といたします。

古賀友子国保年金課長

執行部の説明をお願いします。

議案甲第35号 専決処分事項の承認につきまして説明申し上げます。

厚生常任委員会参考資料の3ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、地方税法施行令の一部改正が平成31年3月29日に公布された ことに伴いまして、鳥栖市国民健康保険条例の一部改正を専決処分したものでございます。 改正の概要につきましては、2点ございます。

1点目は、国民健康保険税の賦課限度額の改正でございます。

国民健康保険税の賦課限度額は医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分でそれぞれの賦課限度額上限が地方税法施行令で規定されております。

今回の改正により、医療給付費分の賦課限度額を58万円から61万円に引き上げるものでご

ざいます。

なお、後期高齢者支援金分と介護納付金分については据え置きとなっております。

改正の2点目は、国民健康保険被保険者で所得が低い方に対しまして、保険税軽減措置の 拡充を図るため、軽減の対象となる軽減判定所得の基準額を引き上げるものでございます。

今回の軽減判定所得の改正は、応益分の5割軽減と2割軽減の対象世帯で改正を行っております。

5割軽減の判定につきましては、これまでの基準額算定では、33万円に、27万5,000円と世帯内の国保加入者数を乗じた額を加算しておりましたが、改正によりまして、世帯内の国保加入者数に乗じる額を28万円に引き上げとなっております。

また、2割軽減の判定におきましては、これまで33万円に、50万円と世帯内の国保加入者数を乗じた額を加算しておりましたが、改正により、世帯の国保加入数者数に乗じる額を51万円に引き上げるものでございます。

5割、2割軽減の上限判定所得がそれぞれ引き上げられたことによりまして、世帯の所得がその軽減判定所得以下であれば、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分おのおのの均等割と平等割分が軽減されるものでございます。

また、条例改正の施行日は平成31年4月1日でございます。

以上、説明とさせていただきます。

中川原豊志委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑をお願いします。

成冨牧男委員

そうしたら、改正の1点目の分。

国民健康保険税の賦課限度額の改正で、変わったのは基礎課税の医療給付分ですね。

こういう、58万円から61万円に3万円上がったということですけれども、ちょっともう少し、いつもお尋ねしていることですけれども、具体的にモデル世帯なんかで、こういう世帯であればこうなるみたいな、説明をいただけたらと思います。

古賀友子国保年金課長

今年度の鳥栖市の国保税率で算定いたしますと、医療給付費分が限度額の61万円に到達いたします所得額は、単身で、1人世帯で約561万円。

- 2人世帯で約536万円。
- 3人世帯で約512万円。
- 4人世帯で約480万円となっております。

成冨牧男委員

ちょっといいですか。

今のは、限度額はそういうふうになるっていう話やったでしょう。

それで、具体的な、全員は、もう561万円、536万円、512万円、480万円、その58万円のときはどうだったっちゅうのはわかるんですか。

そこだけ教えてください。

古賀友子国保年金課長

58万円のときは、税率も違っておりましたので、ちょっと基準が違いますけれども、平成 30年度の保険税率で算定いたしますと、単身世帯で546万円。

- 2人世帯で522万円。
- 3人世帯で497万円。
- 4人世帯で473万円となっております。

成冨牧男委員

ありがとうございました。

関連で、今後の見通しだけでいいですけど、来年度も当然、国保税の見直し――見直しっていうか、国保税は変わっていくわけでしょう。

県単位になったことで、毎年見直しになるという――見直しという言葉が適当かどうか別として、なるっちゅうことでしたけれども、いつぐらいには概要っちゅうか、はっきりしてくるのかっていうの、わかれば。

古賀友子国保年金課長

今、県と県内市町、20市町で協議いたしまして、現在のところ、当時、平成39年と言っておりましたので、令和9年度をめどに一本化していくっていうことで協議をしていくことになっております。(発言する者あり)

また、毎年、標準保険税率を算定することになっておりますので、それに合わせて税率改定をしていきたいと考えております。(「それがいつごろに」と呼ぶ者あり)

すいません。毎年1月ごろに確定係数での標準保険税率が公表されますので、ことしもまた1月になると思います。

成冨牧男委員

わかりました。

中川原豊志委員長

いいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

よかですか。

では、質疑を終わります。

執行部入れかえのため、暫時休憩します。

午後3時56分休憩

∞

午後4時5分開議

中川原豊志委員長

再開します。

∞

陳情第11号 次期ごみ処理施設の建設予定地を敷地の北西部 (D地点) とすることへの 反対の陳情書

中川原豊志委員長

次に、陳情第11号に関連しまして所管事務調査を行います。

この陳情に関しまして、現在の状況について、まず執行部のほうから説明をお願いします。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

次期ごみ処理施設の建設予定地を現在の敷地北西部D地点から他地区へ変更することを求めるという趣旨の陳情が上がっております。

これに対する市の考え方としましては、次期ごみ処理施設整備事業につきましては、事業主体であります佐賀県東部環境施設組合におきまして、本年4月に開催されました首長会において、現在の建設予定地である真木町に焼却施設のみを配置する方針が確認されたところでございます。

この建設予定地に焼却施設を含めた次期ごみ処理施設を整備することにつきましては、本 市による候補地選定後に、真木町も含めた建設予定地周辺の自治会に対しまして、事業への 御理解をいただくための説明会を開催してきたところでございます。 今後につきましても、課題等が発生した場合には、その課題に対して整理解決を図りながら、引き続き現計画を進めていくこととし、次期ごみ処理施設の必要性や安全性について、周辺住民の皆様、市民の皆様に御理解いただけるよう、事業主体でございます佐賀県東部環境施設組合とともに丁寧な説明を行っていくよう努めてまいりたいと考えております。

陳情の理由として、まず1番目に、「鳥栖市の新洪水ハザードマップによると、C、D、E 地点は5メートルから10メートルの浸水地域となる。よって、第1次選考の除外条件にある、鳥栖市の洪水ハザードマップにおいて浸水2メートル以上の区域に該当することになる。また、昨年7月6日の大雨の際、この地点を含む17号線、366号線が1から2メートル浸水し、通行止めになった。大雨で道路が冠水する地点での建設には無理がある」との陳情の理由に対しまして、市の考え方としましては、平成31年3月に作成の鳥栖市洪水、土砂災害ハザードマップにおいては、現在の建設予定地の浸水想定は、3メートルから5メートルとなっております。

建設予定地におけます浸水想定は、市が候補地として選定した時点と現在では異なる想定となっていますが、これは、選定した候補地が最終的に事業用地として定められた後に変更されたものでございます。

建設予定地として定まった用地に関して課題が発生した場合には、その課題に対して整理、 解決していくこととなるものと認識しております。

建設予定地における焼却施設等の浸水対策につきましては、今後、事業主体でございます 佐賀県東部環境施設組合において施設の設計を行う上で、具体的な対策が検討されていく予 定となっております。

次に、陳情の理由の2つ目になりますけれども、「D地点の南に、現在ごみの分別場として使用されている最終処分場跡がある。ここには昭和51年から平成10年までの22年間の飛灰、2万8,800立方メートルが埋設されている。平成19年8月の最終処分場廃止申請時の検査で、この埋設地のモニタリング井戸No.3の地下水から基準値の5倍のヒ素、保有水集排水設備から公共水域への放流基準値を超えるBOD(生物学的酸素要求量)が検出されていた。モニタリング井戸No.1の地下水から基準値の0.52倍のダイオキシンも検出されていた。現在(平成30年6月7日)でも、モニタリング井戸No.3の地下水から基準値の3.2倍のヒ素が検出されている。この場所に隣接するD地点に建屋を建設すると、その工事で最終処分場跡地の有害物質が周辺地域に流れ出る恐れがある」との理由でした。

この理由に対しまして、市としての考えとしましては、平成11年度に適正閉鎖事業を実施 した鳥栖市最終処分場については、最終処分場廃止届提出のため、廃棄物処理法の廃止基準 に準じた維持管理計画を作成し、平成17年から平成19年度にかけて、地下水等の水質検査を 実施しています。

地下水の水質検査で基準値を超えている項目があることにつきましては、佐賀県から、最 終処分場跡地の中に封じ込められている焼却灰等が原因ではないと判断されており、最終処 分場廃止届が佐賀県に受理されております。

次期ごみ焼却施設建設に当たっては、最終処分場跡地が隣接していることを前提として設計し、細心の注意を払いながら施設整備及び稼働を行う予定でございます。

次に、陳情の理由3になりますが、「D地点から南東500メートルの宝満川の右岸には、鳥栖市民が利用している上水道の取水口があり、煙突からのばい煙及び洪水時の逆流による飲料水の汚染が心配される」との理由ですが、市の考え方としましては、次期ごみ焼却施設では有害物質が施設外に流出しないような仕様で整備する計画としております。

特に、煙突からの排気ガスにつきましては、法令に定められた排出基準よりはるかに厳し い基準値を自主的に設定する計画でございます。

建設予定地の近隣に位置する水源地の水質への影響につきましては、原水を取水する水源 地が建設予定地に隣接した宝満川の上流に位置していることから、取水する水質への影響は ないものと考えております。

また、水質検査においては、水道法により定められた基準項目に加えて独自の水質管理指標を設定して検査を実施しており、安全な水道水を供給するための水質管理に取り組んでいると聞いております。

次に、陳情の4の理由としまして、「旧焼却施設稼働中に小森野小学校区では小児気管支喘息、皮膚疾患が多く見られた。今回、平成15年当時6年生であった児童の母親に対面または電話で聞き取り調査を行った。当時の在校生34名中25名から回答を得られた。喘息罹患率は12%と全国平均点より1.6%より高く、皮膚疾患も8名確認された。兄妹にも喘息4名、皮膚疾患が7名いた。大気汚染による健康被害が疑われる」との理由です。

これに対する市の考え方としましては、陳情書にある聞き取りの調査の結果と旧ごみ焼却施設の因果関係は不明ですが、次期ごみ焼却施設整備に伴う周辺住民への生活環境の保全及び健康増進、並びに健康被害に関しての配慮については、大気汚染防止法やダイオキシン等対策特別措置法などの関連法令を遵守することはもとより、特に煙突からの排気ガスにつきましては、法令に定められた排出基準よりもはるかに厳しい基準値を自主的に設定し、排ガス測定値を常時公表することが計画されております。

また、事業主体であります佐賀県東部環境施設組合において今後、周辺地域と公害防止協定を締結することも想定されております。

次に、陳情の理由5になりますが、「D地点敷地から自治会加入者住宅までの距離について

調べる。敷地から南550メートルに小森野北部の4自治会の1,100戸、西550メートルに下野町の28戸、同じく西700メートルにあさひ新町の402戸、東450メートルに安楽寺の1戸、東650メートルに安楽寺の56戸、北900メートルに真木町の428戸の集落がある。このほかに、自治会未加入者の住宅が東450メートルに8戸ある。鳥栖市は平成28年2月に真木町自治会のみの同意を得て計画を進めているが、閣議決定の基本的理念であり基本である「廃棄物処理施設の整備に当たっては、地域住民等の理解及び協力が不可欠である」を満たしていない」とのことでした。

市の考え方としましては、平成30年6月に閣議決定された廃棄物処理計画の基本理念においては、地域住民の理解と協力の確保として、廃棄物処理施設の安全性や環境配慮に関する情報に加えて、災害時の対応、地域振興、環境教育・環境学習等の効果について、住民や事業者に説明して理解と協力を得るように求めることや、生活環境影響調査や住民等の意見聴取等を法令に的確に実施することを市町村に求めているもので、住民同意について規定しているものではございません。

これまでも、廃棄物処理計画の基本理念にあります地域住民等の理解と協力の確保の観点から、建設予定地周辺の地域に対して住民説明会等を開催してきたところであり、今後につきましても引き続き、施設の必要性や安全性等について、周辺住民の皆様、市民の皆様に御理解いただけるように、事業主体である佐賀県東部環境施設組合とともに丁寧な説明を行っていくよう努めてまいりたいと考えております。

以上のような考え方によりまして、現在、事業に取り組んでいるところでございます。

中川原豊志委員長

今、説明が終わりました。

御質問等ございましたら、お願いいたします。

藤田昌隆委員

今まで陳情の中で、5つか6つ、ずっと挙がっているよね。

例えば、最終処分場がどうのこうのとか、これからいったら道路、浸水するからね、危ないですよとか。

一つ一つ、ごめん、例えばこういう理由で、これに対してはこういう形にしますとかさ。 じゃあ、溶融施設を少し高めにして道路も改良しますとか。

それから、中に、この最終処分場の話があったけど、最終処分場は、厚さどれぐらいのコンクリート幅で覆わって、実際に、もう封じ込めをやっていますと。これが漏れ出したりすることはありませんとか。

そういう一つ一つに反論の答えをちょっと教えてほしいんよね。

何か、もやっとしたんじゃなくて、こういう理由だからこれでいきますとかね。こういう 理由だからここは改善しますとかいうのを、きちんと整理してくれんですか。

わからん、今の説明じゃ。簡潔明瞭に。

いや、そうせんと反論のしようがないもん。

もやっち言うたって、相手は具体的に……、こういうふうに、例えば、地元説明会を最初 するときに、まず真木町に言うたか、小森野に言うたか。

説明会したかっち。いや、しましたって。何月何日して、反論はありませんでした。

ほんじゃあ、今度、小森野ありましたからっちね、何回も説明行きましたっち。そういう 説明を受けとるわけよ、こっちは。

その中で、鳥栖市内の人の意見は、ほぼ、じゃあ絶対反対とかね、そういうのは出てきてないんよ。報告を受けてないもん、そういうの。

だから、何月何日報告して、こういう反応でしたとか、そういうのを具体的に1つずつ、 相手の言ったことに対してきちんとした答えを、こういうことで反論しますとか、こういう ことでこの事業を進めていきますと、言わないかんやろうもんと思うんですよね。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

住民説明会等につきましては、各地区におきまして、真木町で4回、(「やけん、そういうのを私たちに、きちんと文書で、わかりやすく。見える化でしてほしいということです。そうせんと、今、この提出なら、言葉でちゃっと言われたってさ、ああ、そうねって、わからんもん。そいけん、できたら、6項目ある中で、一つ一つをきちんとつぶしてほしいわけ」と呼ぶ者あり)

中川原豊志委員長

ちょっと休憩します。

午後4時20分休憩

 α

午後4時44分開議

中川原豊志委員長

再開します。

陳情第11号につきまして、今、佐々木課長のほうから御説明をいただきました。

これにつきまして、若干わかりづらいところもあったんで、もう少し整理してもらうところもあるかもしれませんが、我々委員会としては、これをきちんと地元の自治体、または近隣自治体の方にも説明をしていただき、納得していただくように努力をしていただきたいというふうに思います。

それで、委員会の最終日に、再度、みんなで確認をしたいというふうに思いますんで、そのときにもう一度整理をお願いいたします。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

では、陳情11号については、以上で終わります。

∞

中川原豊志委員長

それで、ちょっと今、せっかく所管事務調査というふうな形でやっているんですけれども、 樋口副委員長から、先ほどからリサプラはどうなっているんだと。いつごろできるんだ、土 地の選定はどうなっているんだということで、確認をしたいというふうな要望があっており ました。

ちょっと確認だけさせてもらってもよかですかね、お時間あると思いますが。よかですか。

じゃあ、先日松隈議員の一般質問もありましたけど、できる範囲で状況をお教え願いたい というふうに思います。

橋本有功市民環境部長

先ほど、議案の審査の中でも若干御説明申し上げましたが、リサイクル施設につきましては、現在、適地を鳥栖市のほうで選定するということで、組合のほうでの最終的な方針にもなっております。

それで、現在候補地選定に係ります体制、あるいは選定方法について検討を進めている段階でございまして、具体的には現建設予定地の選定をした、前回の手法等を参考にしながら、そのほかに専門的知見、知識を持つ関係機関等を活用し、迅速でありながらも慎重に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

何か、ほかに確認したいことございましたら。

藤田昌隆委員

基本的に、時間を、できたら時間をかけずに早急にやってほしいと。もう、これだけです。 もう本当、延ばしてもね、あんまりいいことない。もう、ともかくいろんな茶々が入るだ けで。

結局、市できちんと分析して、しゃっしゃっと決めるということを、ぜひお願いしたいということです。

樋口伸一郎委員

提案というか何というか、今の段階では、やっぱ早急とか迅速とかにしか確かに答えられないと思うんですよ。

だから、やっぱりそこら辺を、委員会としてもっと早くっていうような、何か残せるもの はないかなと。

例えば、委員会で決議的なものを残して、例えば、リサプラの選定地には、今のところは、 目標としては、もう令和6年に間に合うようなぐらいの勢いで選定をしてほしいとか、そう いうのは、そこら辺まで具体的なことは、やっぱり執行部のほうからは絶対答弁では言えな いと思うので、委員会としてそういう形が残せんかなというふうに思っているんですが。

ここ、委員長に一旦お返しします。

中川原豊志委員長

要は……。(「形を、何らかの。言うても決議は決議」と呼ぶ者あり)

ただ、松隈議員の一般質問の中にもあったんですけれども、早急に選定をしても、やっぱり令和6年、要は焼却炉の供用開始のときまでにリサプラもつくるというのは、もう時間的に、絶対困難なんですかね。

橋本有功市民環境部長

候補地を選定した後の手続も当然ございまして、国庫補助採択のための計画、循環型社会 形成推進地域計画をつくる必要があります。

また、法に基づきます生活環境影響調査も2年程度かかる。

それで、実際建設に入れば測量、地質調査、事業者選定、建設工事に実際の工事の期間を要するということでございますので、実際問題として、じゃあ令和6年の供用開始となれば、令和5年度にはもう完成しておく必要がございますので、それらを踏まえますと、非常に厳しいということでございます。

先日、4月に行われました組合の全員協議会の中でも、首長さんたちからの説明の中でも 非常に厳しいということで、現施設、みやき町、脊振のほうに申し入れの検討も行っていき たい旨も発言としても出ております。 そういったもろもろの状況を考えますと、もちろん早急に選定する必要があるということは、十分認識をいたしておりますが、令和6年度にできるということは非常に厳しい状況だと考えております。

樋口伸一郎委員

令和6年までは厳しいということで、本当、重々わかっとるんですけど、その6年はまだ 今のところ非常に厳しいという状況ですよね。

これが、不可能になれば0%になるんですけど、厳しいっちゅうことは、まだゼロではないので、委員会としては残せるんじゃないかなと思うんですよ。ゼロじゃないんで、厳しいですけどね。1%でもあるんやったら、目標はそこにっていうのが、早く示してくださいというような機運を高める一手になるかなと、委員会としては。と思うんですよ、そこがちょっと。

藤田昌隆委員

いや、樋口議員が言うのはわかっるたいね。

しかし、委員会で、ほんじゃ決議を出すのか、どうも決議を出したいと、そこに近いのを 出したいわけやろう。

それで、果たしてそれが意味をなすもんか、ね。

例えば、逆に余りにも慌て過ぎて、それこそ妙な場所にどうのこうのっちいうのもあるし。 2回も3回もどうのこうのちゃできんわけよね。

特に、今度のごみは、広域だからね、吉野ヶ里町とか神埼市とか含めて、まだ1市2町とかいう話やないけんね。

だから、その影響が大きいたいね。影響が大きい、だから、急ぐのは、もちろん急いでもらいたいんやけど、1日も早くしてもらいたいんやけど、そこまで、委員会でっちゅうのは必要かなと思いました。

以上です。

樋口伸一郎委員

本当、おっしゃるところはそこで。

広域的に、今度神埼市まで入ってっていうところなんで、影響も大きいんですね。焦り過ぎて、これが逆に影響してしまうと、もう本末転倒になるじゃないですか。だから、その決議というのは、例えで出した単語であってあくまでも。

ただ、そういう委員会として、逆に言うと広域的には、議会は何もしてないとかと。 鳥栖市議会は何もないのかというふうにも、そこもあるわけですよね、広域的に見たら。 だから委員会としては、何かを形で残しといて、それを基盤に慎重に急いで出せるような、 虫のいい形を残せないかなと。

虫のいいって言うたら表現悪いですけど、やっぱそういう……、ただ早急に早急にだけだと、漠然として、やっぱり議員さん方も各議員さんいつも聞かれる。

そこを早く示したほうが広域的にも影響がでかいと言われるところで、なかなか示せんと こでもあるんで、一番理想の形っていうと、本当、虫がいいですけど、何か残せんかなと思 うところです。

牧瀬昭子委員

ちょっと状況が知りたいんですけど、その厳しいっていうのの厳しさをちょっとあらわしていただけないかなと思って。

令和6年にスタートするためには、あしたまでに決めないといけないのか、ことし中に決めなきゃいけないのか、そのあたりのスパンがわからないんですよね、その厳しいさっていうのが。

どのぐらいが、その締め切りなのか、デッドラインはどこなのかっていうのがわかるとその厳しさが伝わるんですけど、そこを教えてもらってもいいですか。

橋本有功市民環境部長

先ほど申し上げました各種手続がありますので、今決まったとしても非常に厳しいと認識 をしております。(発言する者あり)

中川原豊志委員長

休憩します。

午後 4 時51分休憩

∞

午後5時6分開議

中川原豊志委員長

再開します。

いろいろリサイクルプラザの件につきましても進捗状況、また今後の考え方を聞きました んで、この件につきましては、引き続き議員間の自由討議の中で、再度どういうふうに考え をまとめるか協議をしたいと思いますんで、よろしくお願いします。

では、以上で所管事務調査につきましても終わります。

中川原豊志委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。 これをもちまして散会いたします。

午後5時7分閉議

	-
--	---

令和元年6月25日(火)

-	88	-
---	----	---

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志 副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健 康 福 祉 4 らい部 長 詫間 聡 健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 小栁 秀和 社会福祉課長補佐兼地域福祉係長 庄山 裕一 健康福祉みらい部次長兼こども育成課長 江嵜 充伸 健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子 化 芸 術 振 文 興 課 長 山津 和也 健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 佐藤 道夫

市 民 境 長 環 部 橋本 有功 市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 佐藤 敦美 市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐 兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 天野 昭子 市 民 課 長 村山 一成 玉 保 年 金 課 長 古賀 友子 税 務 課 長 青木 博美 環境対策課長兼衛生処理場長 佐々木利博 環境対策課長補佐兼環境対策推進係長 高松 隆次

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

5 審査日程

陳 情

陳 情第11号 次期ごみ処理施設の建設予定地を敷地の北西部 (D地点) とすること への反対の陳情書

〔協議〕

自由討議

議案審査

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算 (第1号)

議案甲第34号 専決処分事項の承認について

議案甲第35号 専決処分事項の承認について

[総括、採決]

報 告(市民環境部市民課)

鳥栖市オリジナル婚姻届の作成及びデザインの変更について

[報告、質疑]

決 議

次期リサイクル施設建設に関する諸課題解決を目指す決議 (案)

〔説明、質疑〕

- 6 傍聴者
 - 1 人
- 7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

市民球場改修事業(宿町) 市民文化会館改修事業(宿町)

至 午前11時15分

 ∞

午前11時33分開議

中川原豊志委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。

陳情第11号 次期ごみ処理施設の建設予定地を敷地の北西部 (D地点) とすることへの 反対の陳情書

中川原豊志委員長

まず、当委員会に送付されました陳情第11号について協議をいたします。

この陳情第11号については、先日の委員会の中で執行部のほうから、いろいろ市の考え方 について御説明をいただきました。

その件について、今、お手元に2枚ものでお渡しをしております。

陳情の趣旨、それから陳情の理由という文書でまとめております。

まず、陳情の趣旨ですけれども、次期ごみ処理施設の建設予定地を現在の敷地北西部から 他地区へ変更することを求めるという陳情でございますが、市の考えとしましては、次期ご み処理施設整備事業においては、事業実施主体である佐賀県東部環境施設組合において、本 年4月に開催されました同組合首長会において現建設予定地の北西部に焼却施設のみを配置 する方針が確認されたところであります。

次期ごみ処理施設建設予定地については、候補地選定後に、地元真木町を含めた建設予定

地周辺の自治会等に対し事業の理解をいただくための説明会を開催してきた。

今後も事業推進に際して、課題等の発生した場合には、その課題に対して整理、解決を図りながら、次期ごみ処理施設の必要性や安全性について、地元及び周辺住民の皆様に理解いただけるよう事業主体である佐賀県東部環境施設組合とともに、丁寧な説明を行っていくよう努めていくという市の考えでございます。

それで、陳情の理由の5項目がございましたが、5項目についての説明については、先般 委員会のほうでお伺いした内容を整理しております。

これをもとに、市の考え方としまして、また委員会として、お手元のタブレットにあります陳情の結果を議長のほうにお返ししたいというふうに思っております。

今、説明しました内容のことを踏まえ、委員会としては、2ページの一番下、以上のとおり陳情理由に対する市の考え方の説明を受けた、当厚生常任委員会としては、次期ごみ処理施設の建設を考える会様の陳情に関して、上記の説明のほか、次期ごみ処理施設建設予定地選定に関しての、これまでの経緯や事務調査に関する資料等の提出を求め、現在までの状況等を含めて詳しい説明を受けた上で、今回の陳情に関する課題を整理し、理解を得るために引き続き建設予定地周辺の住民の方々へ説明会を開催するなど、本事業に対する住民理解を得るため、努力を行うよう強く進言したところである。

また、リサイクル施設選定に関して、適地選定に関する今後の市の方針について、早期に 決定することをあわせて強く要請したっていう形で議長のほうにお返しをしたいというふう に考えておりますが、この件について御意見等ございましたらお願いいたします。

成冨牧男委員

本当は執行部がおるところで聞かないかんやったかもしれませんけど、建設予定地周辺の 住民への説明会、もうこのとおり、こういうふうにやってほしいと私も思います。スムーズ に行くごとですね。

問題は、この建設予定地周辺住民っていうのが、改めて私も、少し勉強させてもらいましたけれども、真木町で説明会あっとるけど、あとあさひ新町、ここに――陳情書の最後やったですかね、あっているけれどもですたいね。(発言する者あり)

そして、そういうふうにされておる。されておるけれども、丁寧っていう意味では、今回 場所が変わったわけでしょう。

そこら辺も含めて、結局、そういうところまで丁寧に理解を得るようにするべきだなと。 最初の計画と、いや、ここがここに、隣に来たったいっちゅう事かもしれんけれどもですよ。

そこら辺も含めて丁寧な説明をするっていうことで、やっぱり周辺っていうのは、そうい うのもあるんだぞと、それなくしては、建設促進はならぬぞということを、やっぱり言って もらいたいなと。理解を得るということに、もう一生懸命にならんとっていうふうに思います。

中川原豊志委員長

多分、この文書の建設予定地周辺の住民の方々へっていうのは、今回の陳情の理由の5番目ですか、ここに書いてある、地域を含めた、それよりも広い範囲で、やっぱり関係するところには説明をするべきということで考えて、お返しをしたいというふうに思っております。

藤田昌隆委員

前回話したように、要するに今度、溶融炉とリサイクルプラザがばらばらになるということで、恐らく説明された住民の方もワンセットで、今まで頭ん中にあったと。

じゃあ、リサイクルプラザがどれぐらいの広さで、どういう機能を持って必要かとか、その辺を再度説明して、そして早くセットで、要するに溶融炉とそれからリサイクルプラザと 進められるように。

まず、リサイクルプラザの機能とかを説明した上で、それでこういう機能だからここにしたいと。こういう理由でここにしたいというのをはっきりね、説明して、早くしないと、これはとんでもないことになりますよ。

溶融施設……、(「だけじゃね」と呼ぶ者あり) 1市2町じゃないから、昔の。もう広域ですからね。それを考えたら、早くリサイクルの設置場所も決定するというふうに進んでほしい。

以上です。

中川原豊志委員長

藤田議員の質問の部分で、今回の議長にお返しする文書の最後に、その件もまた含めて載せているところだというふうに思っております。

その件については、リサプラについては、この陳情の問題が終わったあと、自由討議の中で再度、ちょっと委員会として方向性を求めて、要望するのか意見書にするのかわかりませんが、その辺の意見をちょっととりたいなというふうに思っています。

成冨牧男委員

委員会のときもちょっと気になったんで、藤田委員が溶融炉、溶融炉って言われるわけで すね。

むしろ、ちょっとそこら辺も懸念、溶融炉にする――もういっちょは何ね。(「それについては、要するにプロに、業者に向けてどういうあれでやりますかって。どういう特徴ありますかって。一応、溶融って言ったほうが早いけん」と呼ぶ者あり)

まだ、決まったわけではない。

何で、そげん言いよっかっていうと、例えば、陳情者の内容から伺うところ、何か煙が出てくるんじゃないかみたいなのがあるけん、その選定する場合もそこら辺が結構影響してくるのかなと、どっちを選定するとか。(発言する者あり)

中川原豊志委員長

ちょっと休憩します。

午前11時43分休憩

 ∞

午後0時1分開議

中川原豊志委員長

再開します。

では、陳情第11号につきましては、先ほど申しましたように、市の考え方をお聞きした中で、いろんな課題解決についてお考えをお持ちなんで、これをもとにしっかり地元住民、または周辺の地域の方にも懇切丁寧に理解を求めるよう説明するということを執行部に強く求め、再度リサイクルプラザ建設についても、早急に適地選定について努めなさいというふうな文面で議長にお返しをするということで、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

では、陳情第11号についてはそのように決します。

暫時休憩します。

午後0時2分休憩

午後1時12分開議

中川原豊志委員長

再開します。

∞

自由討議

中川原豊志委員長

これより、委員間での自由討議を行いたいと思っております。

今回付託されました議案を含め、議員間で討議をしたいことがございましたら発言をお願いいたします。

樋口伸一郎委員

委員会の中のほどにも、節々で出てきていたとは思うんですけど、今回広域ごみ処理施設の焼却施設の関連予算が出てきていますが、それに伴ってリサイクル施設の選定用地を鳥栖市が独自で選定することになっておりまして、この件につきまして、この委員会でどのような形を残すことで、さらに具体的に、そして慎重かつ早急にお示しできるのかというところを議論いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

中川原豊志委員長

要は、リサイクルプラザの選定地を早急に決めるべきだというふうなことで、委員間で協議をしたらどうかということですか。

樋口伸一郎委員

そうです。

提案になるかわかんないんですけど、例えば、可能性がないのであれば、もう期限に間に 合わないと。

間に合うっていう可能性がないのであれば、それはそれで、その後進めていくべき方針があるかと思うんで、それを促進するような意見書なり、要望なり、決議なりと、それは例ですけど。

例えば、可能性があると仮定したら、もともと当初は一体となった施設で、期限内に両方 の施設を進めていくという当初の計画でしたので、そこが方針として外れたんですが、両方 進めていくと。

焼却施設は今の場所で、リサイクルプラザについては別の場所でってなれば、リサイクルプラザについての進め方を、意見書なり、要望なり、決議なりいろんな形があると思うんですけど。

例えばですけど、期限内に間に合わせるように選定をしてほしいとか、期限内に間に合わせることを目標にお示しができるようにしてほしいとか、具体的な要望のようなものを出し

たいなと思っているんですが。

もちろん、完全に間に合わないということであれば、また別の進めていく道があると思う んで。その辺を整理して、現状可能性があることで形が残せばと思いますけど、いかがでし ょうか。

中川原豊志委員長

今、樋口副委員長から提案がございましたけれども、その件について何か。

成冨牧男委員

今の、ずっと流れであればいいことだと思いますが、ちょっとちょろちょろっと出てきよる、その20年やった、30年やったっていう話を私が、認識がおくれとるとかなと思っているんだけど、そこをちょっとはっきり、20年、30年の話を共有したいなあと。今さらながらばってん。

中川原豊志委員長

今後の新しくできる施設が、20年稼働するのか30年稼働するのかっていうところですか。

成冨牧男委員

ごめんなさい、私、すっごくずれとるのかな。

いや、今の施設が20年か30年かっていう。(「今の施設は……、自由討議かな」と呼ぶ者あり)

中川原豊志委員長

いや、自由討議ですけれども、休憩じゃございませんので、挙手をお願いします。

藤田昌降委員

お答えいたします。

今の施設は、耐用年数としては20年ということで、ほかの機種だと、やり方とかその機種だと通常30年と。

それで、今のやつは20年。

だから、維持費も高くて耐用年数も短いのに、何で採用になったのかっていう問題が起き たわけね。

以上。

成冨牧男委員

ありがとうございます。

そいけん、要は今の施設は20年っちゅう話があったと、20年、30年っちゅう話は、さっき 委員長が言いよったように、今回の話。

20年って言いよったとが30年間になるとか、そこんところは。

藤田昌隆委員

今の技術からいったら、30年は十分持ちますと。

今、いろんなところがつくっていますよね。それは全部、耐用年数は30年です。

今の新しい、検討している技術とそれからメーカーのあれからいったら、耐用年数は30年です。20年というのはありません。

以上です。

樋口伸一郎委員

耐用年数もですけど、極論ですね、もともと当初まで振り返ってよかったとすれば、もともとは一緒の施設として期限内におさめるというところが大元なので――これは、そうしてくださいと言っているんじゃないですよ。

例えばですけど、だったらば場所かわろうが、リサイクルプラザも間に合わせるようなスケジュールで次の候補地のお示しをしてほしいぐらい、僕は委員会としての方向性としてはあっていいのかなと思っております。もともと、そういうふうに進めてきているので。

古賀和仁委員

今あるリサイクルプラザっちゅうのも20年ということですか、30年っちゅうことですか。 その燃やすところだけということやろう、ね。

ちゅうことは、リサイクルプラザは燃やすわけじゃないから、分別するだけやけん。

それで、執行部から答弁があったところで、まず間に合いません、今つくっても間に合い ませんみたいな答弁があったと思うんですよね。

当然、やっぱ今ある施設を使わなければならないということは、もう現時点でもはっきり しているわけですかね、今選定しても間に合わないということですから。そっちも両方、向 こうも使えるかどうかの確認まで、やっぱ事前にすべきだと思うんですよね、それは。それ は、多少金はかかるかもしれません、使えばですね。

それでも、現在決めても間に合わないというなら、それは、どぎゃんするかは、事前に、 やっぱ対応すべきじゃないかと私は思うんですけど。

藤田昌隆委員

リサイクル、じゃあ場所を決定するっちゅうか、どういう段取り。

まず、土地を買う、選定する、それから、その間に……、土地を買う前に、どういう調査が要るのか。例えば、前ちらっと言われた土壌調査からまたせないかんのか、周りの環境調査でいいのか。

どういう、その調査事項があって間に合わんと言っているのか。そこが、ちょっとわから んですよね。 それで、広さが、前5カ所探したところでリサイクルプラザが、まさか入らんところを探 しとるわけないっちゃけんね、前はセットで探しとっちゃけん。

そいけん、その辺がちょっと不透明ですよね。何で、間に合わんのか。理由は、土地の選定なのか。土地を選定する、買う前にどういう調査が必要だから間に合わんのか、そこが見えんですよね。

樋口伸一郎委員

今、藤田委員おっしゃったように、非常に、間に合いませんっていう具体的な答弁という かは、されてないんですよね。きょう見つかったとしても非常に厳しい状態ですなんですよ、 答弁は。

厳しい、もう、きょう見つかったとしても不可能ですと、いわゆる0%だったら次の手があるじゃないですか、影響を及ぼさんようにいろんなところに延長のお願いとかをしないといけないわけですよね。これ、みやきにも脊振にも同じですけど。

ただ、可能性としては非常に厳しい状態ですと。だったらその厳しい状態の中で1%でも間に合う可能性があるならば、私としては、間に合わせてほしいという願いがあるので、間に合うほうの機運促進じゃないですけど、そうした形を残したいなと思うんですよ。

ただ、可能性が 0 %ですと、今言われたように、いろんな根拠があって、もう無理ですと、 物理的にここは、もう 0 %ですってなれば、またその動きが別にあると思うんですよ。

中川原豊志委員長

自由討議の議題として取り上げるかどうかという話もしよったんですけど、もうその議題で進んできてますんで、ただ、今、樋口副委員長が言われる、1%でもあるのかないのかっていうところについては、執行部に確認しないとわかんないところがございますんで、自由討議ではございますけれども執行部のほうに入っていただいて、その辺の確認をすると。(発言する者あり)

いや、もう呼んで、聞いて、例えばどうしても無理だと。無理だとした場合、改めて、じゃあ執行部に対して何か要望したいことがあれば、その内容も確認をしとってください。

例えば、(「休憩中」と呼ぶ者あり)いや、休憩中じゃない。

休憩します。

午後1時24分休憩

∞

午後 1 時36分開議

中川原豊志委員長

再開します。

ただいま自由討議の中で、ごみ処理施設に関するリサイクル施設の件、または新しく建てる東部環境施設組合の焼却炉の敷地の問題等、幾つか疑問点ができましたんで、執行部のほうにちょっと出席をいただいて、協議をしていきたいと。

それで、改めて自由討議の中でどうするか、またお話をさせていただきたいと思いますんで、よろしいですかね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

では、執行部のほうにちょっと出席を要請しますんで、暫時休憩します。

午後 1 時37分休憩

∞

午後1時49分開議

中川原豊志委員長

再開します。

先ほど来、自由討議をしておりましたけれども、執行部に確認したいようなことが、確認 しなければわからないことがございましたもんですから、これから所管事務調査ということ で、幾つか確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、牧瀬委員から質問を。

牧瀬昭子委員

本年4月に開催された首長会において、建設予定地の北西部に焼却施設のみを配置する方針が確認されたということなんですけれども、東部のほうで調査をされて、次期ごみ処理施設建設に関する調査についてということで出されたのが平成31年1月10日にありまして。

これによると、焼却施設とリサイクルプラザを両方建てられますかって質問したときに、5 社からの返答からは、建設が困難とか、2 Hルールの困難さとか、安全の確保ができないとか、接触の事故が、車両同士が起こるのではないかとか、費用が40億円から50億円上がるのではないかとか、工期がまた長く必要になるのではないかとか。

できるかもしれないけれども、今までの実績はなくて、今まで次期ごみ処理施設ぐらいの 規模のはやったことがないとかっていうことで、出来ますっていう根拠がほとんど書かれて なくて、できませんの根拠が書かれてあったんですけど。

今回、できないってことで焼却施設だけになったっていうことはおっしゃっていましたけ ど、それができますって言っている根拠となる資料みたいなのは、何かあるんですか。

中川原豊志委員長

要は、北西部で焼却施設だけをつくるというふうに決定されたその面積の中に焼却施設ができるんですかっていう根拠となるものがあるんですかということみたいです。

橋本有功市民環境部長

今、牧瀬委員から御説明あった分については、東部環境施設組合のほうで各プラントメーカーのほうに質問された内容で、その可能性についてを聞かれております。その結果として、 非常に、その費用面、安全性の面を含めて、困難であるというような結果でございます。

今の御質問は、焼却施設だけできますというような回答があったのかどうかは、ちょっと 私ども、確認していませんけれども、我々が確認できた範囲の中では、基本的には、両施設 を建てるというのがそもそもの目的でございますので、今回の1.7~クタールの中で、そうい う両施設ができるのかどうかの可能性についての質問だったと思いますので、それについて の回答として、両施設の併設については、ただいま申し上げました理由によって困難である という回答があったものと理解しております。

牧瀬昭子委員

だから、焼却施設のみを建てるっていうことに決まったわけですよね。

決まったということは、そこに裏づけとなる調査なり建てられますという、その費用も工期も、広さも足りますよと、焼却施設だけだったら問題なく建てられるんですよっていうのが担保されない限り、首長会のほうでオーケーを出されたと言っても、何がその根拠になっているのかわからないということです。

橋本有功市民環境部長

そこについては、組合のほうで、そういうプラントメーカーの回答を踏まえて、焼却施設 についての検討をされた結果として、焼却施設のみは建設可能であるという判断をされたも のと理解しております。

牧瀬昭子委員

じゃあ、その資料があるわけですか。

橋本有功市民環境部長

ちょっと確認しないとわかりませんけれども、その辺は、組合のほうでどういう確認をさ

れたのかは、お伺いすることはできると思いますけれども。

牧瀬昭子委員

じゃあ、要望で、その資料の提出をお願いします。

中川原豊志委員長

確認して、また後日でよかですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

報告をお願いします。

それから、リサイクルプラザにつきまして、委員会の中でも御説明がありましたけれども、 今回、陳情の件もございました。

リサイクルプラザを令和6年の稼働に間に合うのかというふうな話の中で、現時点では難 しいというふうなニュアンスだったと思いますが、その原因について、ゼロなのかというこ とを確認したいということでございましたんで、再度、樋口委員から。

樋口伸一郎委員

先ほど委員長からも御説明ありましたけど、委員会の答弁の中で、例えば、本日というか、 近日中に見つかったと仮定しても、非常に厳しい状況だと思いますという答弁だったんです よね。

非常に厳しい現状だけれども、場合によっては、両方の施設を稼働させる可能性が1%でもあるのであれば、当初の計画に、委員会としては戻ってというか、両方の施設を間に合わせるという中で、ずっと承認を得て、きょうまでのプロセスがあるので。

できれば、両方間に合わすような目的で選定をしていっていただきたいというような形を 残していただきたいというふうに委員長には申したんですね。

また、自由討議の中でもありましたけど、非常に厳しい状況っていう範囲が、きちんとした根拠が幾つかあって、費用的にもですし、費用以外もそうですし、いろんな根拠が、もう現時点であって、非常に厳しい状況というのは、もう間に合わない、イコールもう間に合う可能性はゼロだということはっきり示されるのであれば、今度は前者とはまた違って、今度は広域的にお願いをしていかないかん要素とかが出てくると思うんですよね。

特にうちの市長が管理者として、いろいろお尋ねをしないといけない部分があるので。 まず、その可能性、はっきりゼロなのか、1%でもあるのかと。

仮にも0%だということであれば、そうした、なぜ0%、完全に不可能なのかっていう根拠も一緒にお示しいただきたいと思うんですけど。

橋本有功市民環境部長

先週の審査の中でも説明をしてまいりまして、その中でもお話したように、組合の全員協議会の中でもそういった議論等ございまして、首長さんたち側からも、非常に難しい、要は、

現施設、みやき町であったりのほうに申し入れというような言葉も出ていたかと思います。 それはもう、ほぼ間に合わないという現状を踏まえて、そういう検討も必要になってくる と。

具体的に、あくまでその程度の期間がかかるということでの御説明をしますと、一般質問の中でもございましたけれども、生活環境影響調査、これに2年程度はかかると。

それを終了して、次の、じゃあその土地で設計、基本設計、実施設計、さらにはその上での建設工事ということに3年程度かかると。

それだけでも5年は必要になってくると。

それで、そのほか、そこに道路ですとか、造成ですとか、そのほかの都市計画の手続、あるいは、事業者選定も、やはり今回も2年程度かかっておりますけれども、それにも1年以上はかかるという形になってまいります。そのもろもろの手続の期間を含めますと、現在がもう令和元年度で、既に3カ月ほどたっておりますし、そうすると、令和5年度中にとなりますと、もう5年は、もう4年と9カ月という形になります。

それらの期間を踏まえると、とても、じゃあ令和5年度中に建設ということは――今申し上げた期間は、あくまでもその程度ですので、若干の増減というかはあるとは思うんですけれども――そういうことを踏まえてほぼゼロに近い厳しさがあるなというふうには認識しております。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

であれば、例えば、うちの担当部局でも動けないところというのが今後出てくるわけです よね、必ず。

例えば、延長していくっていうところを視野に入れて動いていくときに、鳥栖市役所の担当課が動くんではなくて、やっぱり首長会とかでずっと入っていく、管理者がうちの市長なので、そのあたりを今度は、やっぱり担当課のほうからもしっかり上げていって、委員会からもしっかり上げていって、そこのコンセンサスをできるだけ早く取っていくべきだと思うんですよ。

向こうもやっぱり住民同意を得て、一回持ち帰った上でしか首長会の決定が出せないということは、広域でお示しされておるので、そういった機運が高まるような形を残していくべきだと思うんですよね。

もう間に合わないということであれば、悪い影響が極力及ばないように、促進させる形を 委員会として、というふうにちょっと考えとって、委員長にお諮りして自由討議をしていた わけですよね。 選択肢は2個、可能性が1%であるもあるんであれば、やっぱりうちとしては、選定を間に合わせる勢いでやっていくと。

でも、ほぼゼロだということであれば、やっぱり、鳥栖市としてお願いをしていくべきところが出てくるし、それをすることによって、うちからも組合に言えることが出てくると思うので。

そのあたりをちょっと、意見をいただいて、皆さんの。何か委員会として形が残せればな と思っています。

中川原豊志委員長

ほぼ、令和6年度の同時稼働は困難ということであれば、幾つかちょっと確認をさせても らいたいんですけれども。

委員間で出ていたんですけど、例えば、リサイクルプラザを今の香田地区のリサイクルプラザを延長して使わせてもらうとした場合、そこの所要面積というか、要はキャパシティーですね。

例えば、今1市2町で使っていますけれども、2市3町のリサイクルのごみ量も対応可能なのかっていうのが1つと、そのときに発生する費用については、どこが負担するのかっていうのがちょっと出よったんですが。

橋本有功市民環境部長

みやき町につきましては、今の西部環境施設組合のリサイクルプラザにつきましては、20年ということですので、一応、令和5年度までと。

それ以降については、引き続き対応していくための多少の手入れというか、改修は必要に はなってくるだろうというふうに聞き及んでおります。

脊振につきましては、基本的にはまだ稼働期間が令和6年から3年間はございますので、 引き続き、脊振は脊振として稼働できる状況ではございますので、例えば、延長するとした ときの考え方としては、神埼、吉野ヶ里については、脊振のほうにお願いして、鳥栖市、み やき町、上峰町については、今までどおりみやき町へと。

それで、そこに若干の修繕というか、それが必要であればそういう形をとって、対応をしてただくのかなというふうに、今の現状では、そのような認識を持っております。

もちろんその、対各組合さん、施設をお持ちのところとの話し合いが必要ですので、そうなるとは一概には言えませんけれども、可能性としては、そういう形の可能性もあると考えております。

中川原豊志委員長

費用的なところは。

橋本有功市民環境部長

すいません、費用については、今もそれぞれ脊振ならば脊振での対応の費用をその組合に 払っていらっしゃいますので、うちのほうも、現状でみやき町に支払っている部分。

ただそれは、現在はリサイクルプラザも焼却施設も合わせたところでの負担金という形で お支払いしていますので、そこは、今度はリサイクルプラザのみになってくれば、それのみ の費用負担というふうには思っております。

ただ、それがどの程度になるかは、ちょっと現状では持ち合わせておりません。

中川原豊志委員長

鳥栖市が全て持たないかんとか、そういうふうなことになる危険性っていうのは。

橋本有功市民環境部長

それぞれの自治体の住民さんが持ってくる部分への対応ということでございますので、そこの中で、受益者負担じゃございませんけれども、必要な費用は、そこで受益をもらえる方々が負担をするというふうに考えております。

藤田昌隆委員

吉野ヶ里町と神埼市のやつを、九千部に、また元にっていう話やけど、その前に、さっき あったように、吉野ヶ里町と神埼市から出るごみが、リサイクル部分が今のみやき町のサイ クル施設のキャパを超えたら、当然、向こうでしてもらわないかんのやけど、そのキャパ内 やったら、わざわざ九千部に持っていかんでも、こっちですればいいと思うんやけど。

まずは、そこを確認することやないですかね。

橋本有功市民環境部長

施設が対応できる容量について、当然、神埼市、吉野ヶ里町の分が来ればその分ふえます ので、もしそういう形でやって、西部環境施設組合で対応するという形になれば、その改修 も必要になってくるんじゃないかというふうに思っております。

それで、脊振のほうは、もう先ほど申し上げましたように、何ら扱うことなく、契約の期間が6年から3年間はありますので、そこは対応できるということと、もう一つが、今も対応については、組合構成市町で検討は進めておるんですけれども、リサイクルに対応する内容ですね、具体的に。

じゃあ、缶とプラスチックもするのか、何もするのかっちゅう、その区分けが、今のところ脊振とみやき町じゃ違いますもんですから、そこは、今後整理もしていきますけれども、そういう意味では、その辺の対応も考えますと、現状のところで、そういう2つの組合さんにお願いするということが対応しやすい話でもあるのかなとは思っていますけれども。

藤田昌隆委員

今、扱うことができる分別分で、九千部だとペットボトルと缶もいいと。

ところが、こっちは、缶しかだめといった場合は、ペットボトル分は、九千部に持っていってということもあり得るわけ。

違うなら、その分別の取り扱いのあれが全然違うならよ。

そういう、二度手間っていうか、2カ所に持っていかないかん可能性も出てくるわけ。

橋本有功市民環境部長

そこはもう、どういったやり方で実施するのかでございますし、実際、本来、鳥栖市で対応すべきリサイクルプラザができる段階までに、そこは当然、統一をしておく必要もございますけれども、現状は、そういう形で、若干内容が異なる部分もございますので、そこら辺についての、例えば、1カ所にするとすれば、整理する必要も出てくるということでございます。

藤田昌隆委員

今回、みやき町が、はいわかりましたと、じゃあ、リサイクル施設を改修する必要がある かどうかはわかりませんけどね。わかりました、引き受けますという姿勢なのか。

いや、ちょっと、住民の声が、反対があるよとかさ、議員の声、反対があるよとか、その 辺の情報は。

橋本有功市民環境部長

組合のほうで、そういう可能性の検討について、一応、各組合のほうに検討の申し入れについて、お願いをしているところであるというふうには聞き及んでいます。

あと、そこで、組合のほうで検討された結果については、また御報告できると思いますけれども、現状、さきの全員協議会の中でも出ていた、申し入れという部分についての検討についてを西部環境施設組合及び脊振の組合のほうに確認をされている状況だと聞いております。

藤田昌隆委員

要するに、さっき、もう可能性がゼロと、こういう、環境調査から入れて、実施設計どうのこうの、メーカーまで含めて。

絶対もうだめだったら、次の方法は、とりあえずへの対応として、みやき町にもう一回お願いするか、それから――お願いせんといかんっちゃんね、本当はね、ほかに方法ないけん。

ほいじゃあ、久留米市にリサイクルだけお願いするのか。福岡の、あそこにお願いするのか。 九千部まで持っていくのか。そういう方法しかないやろう。

とりあえず、一番いいのは、みやき町にお願いするという方法が、優先順位からいったら 1番かなと。 2番目が、その間に、少しでも早く次の予定地を探すというしかないと思うんですよね。 それで、この委員会では、どんどん、しっかりとお願いもするし、頭下げてみやき町にお願いもするし、その間、予定地を早く探してくださいというお願いしかないんですよね、この2つですよね。

そういうことでございますんで、ぜひとも、その辺も踏まえて、ゼロという可能性が高い というのがわかりましたので、ぜひ次の行動に向けて、ぜひやってもらいたい。

それと、もう一つお願い。

東部環境施設組合の臨時議会でもいいけん、何でもかんでも開いて、早急に進めるように しないと、首長だけが開くのを待っていたってしようがないぜ。

主管の鳥栖市として、それぐらいの働きかけを組合のほうにしないと、いよいよもって動きませんと思います。これは要望です。

樋口伸一郎委員

すいません、関連ですけど、今、部長から答弁いただいた部分で、広域がどういうふうに なるかと。

お願いをした場合に、さっきもちょっと言いましたけど、あくまでもまだ出ないわけです よね。一回持ち帰ってもらって、住民同意とかを得て、議会をとおして、戻ってくると。

だから、時間がかかるんですよね。

だから、もう今、可能性の部分においては、ちょっと外せますから、もう具体的にお願い をせないかんわけですよね。

それで、お願いをしたら、一旦持ち帰られるわけですよね。

それで、それぞれの住民さんの理解、議会の理解を得た上でしか返答はできませんと。

選択肢はありますが、あくまでも持ち帰った上で、承認を得た上でしか持ってこれないということだったので、今、言われたように、できるだけ早くというところで、選定地が1個と、広域的なお願いをしていくところを、もうできるだけ早くしていかないと、それすらもまた延ばし延ばしになってくるので。

こうした判断を、さっき臨時会の話もあったんですけれども、前回あっているんですよね。 臨時議会ではなかったんですけど、臨時勉強会か何かありましたもんね。

だから、今、そういう動きに広域もなってきているので、そのときに、また進展がなければ、議会も笑われるし、執行部も笑われるしってなってくるので。

ここら辺の方針がはっきりしてきたら、やっぱり橋本市長は、議会に対しても、こういう ふうにもう可能性は極めて厳しいので、延長の方向で動きたいと思いますというのを議会に も執行部にも示していかないといかんと思うんですよ。 もうここから先、部長さんたちだけで動きよっても、最終的には、管理者である首長のと ころにお諮りに行かないかんので。

そこはもう、やっぱり上からしっかり、方向性としてはもう、リサイクルプラザに関しては、間に合わないと、物理的に。

ですから、広域的にお願いをしていく方向性で進めていくということであれば、担当部署も動きやすいし、議会も動きやすいし、広域的にも物が言っていけるようになるんで。

やっぱり、その辺を形にしたものを委員会として残していければっていうふうに思っていますけど。

橋本有功市民環境部長

藤田委員からも樋口委員からもおっしゃった部分については、まさしくそのとおりだと思っております。

我々も、鳥栖市としての役割、組合のほうともよく連携して、おっしゃるようにそういう タイムラグが発生しますので、その辺も見据えて、じゃあ、組合がいつの時点で、どういう 形で、当然、組合のほうで決めていくという部分もございますので、そのためには、鳥栖市 としての役割として、早目、早目に決定すべき事項を決定して、組合のほうに上げて。

それは、当然、組合議員さんでもあり、鳥栖市の議会の議員さんでもあり、もう一つ言えば、市町の議員さんたちにも確認をしていただく話になってきますので、そういう段取りも考えますと、今おっしゃったように、その後ろには住民さんいらっしゃいますので、そこはよく踏まえて、対応するということは、努めたいと思います。

古賀和仁委員

今、話聞いていると、まず、期限内では難しいと。

当然、それに対応して、中原ですか、香田のリサイクルプラザを使わなきゃならないと。 そのときに、そこをお願いして、新たに費用が発生した場合は、その費用については、鳥 栖市が持つのか、組合として持つのか。

どういうふうに考えられているんですか。

橋本有功市民環境部長

費用について、当然、そこそこで、そこを利用するための費用は、各自治体が負担すると 思いますし、先ほど申し上げましたように、多少の修復っちゅうか、対応するための経費の 部分をどういった形で持つのか、それぞれが。

ということについては、検討も必要になってはくると思いますし、その辺で、先週の審査の中でも申し上げましたけれども、鳥栖市が鳥栖市として、そういった問題になったということは、十分認識をするべきですし、ほかの市町からもその辺については、確かに言われる

部分だと思います。

ですから、そこはよく話をして、どういった形が一番いいのかというのは、協議を踏まえて、決定していければなと思います。

古賀和仁委員

費用として鳥栖市が全部持つのか、組合にかかっている方が応分の負担をするのか。

鳥栖市としては、私も今、組合の中でそれを決めていただいてするというふうな形をとらないと、もう、ほかの自治体は、何ば言いよるねと、あんたたちが悪かとやけん、あんたたちが持つとが当たり前たいと言われたときに、どういうふうに説明するのか、非常に困るわけですね。

だから、そのときに、あくまでもこの問題は組合の問題と。

それを鳥栖市としては、組合の中で決めていくという形でしていかんと、鳥栖市にこれを 全部やれと言われたら、鳥栖市として、非常に、かなりの負担になりますから。

その辺は、市として、あくまでも組合で持つんだというふうな姿勢を持っておられるのかどうか。その辺の確認だけしたいんですが。

橋本有功市民環境部長

もちろん、組合の中で決めていただくべき課題ですし、決められるものだと思っておりますけれども、組合を構成する市町がいるわけで、各市町がそれぞれの御意見があって、もちろん我々の意見も言いますけれども、その中で組合として決めるときに、どういった形で決定されるのかというのは、どこまで我々の意見が反映していただけるのかというのはございますけれども、言うべき部分は言いながら、ただ、機関として決定されれば、それに従うしかないかとは思います。

森山林委員

ちょっと関連しますけれども、この間の委員会で、休憩中に言ったと。

期限が、今の施設は20年ちゅうことで、香田地区との協定ばしてあるけん。

そういった場合に、今回のリサイクル施設も、鳥栖市が責任を持ってやるということにし とるけんね。

さっきから出よるごと責任問題、鳥栖市が何でん、うちの市長として言うのか、組合の管理者として言うのか。

この間、ごみが出れば、うちが責任を持って、あれしますと。

このリサイクルのこれも、市が責任をもってやるということで市長が発言してあるけんで。 その点は、さっき言われるような、後の責任問題になったらいかんけんね。

しかし、恐らく、東部組合のやはりあれでは、鳥栖市は何ばしよっかいと言われんごとし

とかんと、それは、もう一番、執行部である部長あたりは、担当が非常に一番きつかけんで。

市長は、単に、市がやりますと言っても、先ほどからずっと議論していただくように、間に合わんということであれば、やはり早目に、今、あと5年にありますので、今の西部環境の中で継続してお願いを、リサイクルをするとか。

そこら辺をきちっとしとかんと、鳥栖市のあれだけに、おまえどんがせなこてと言われた 場合があるけんで。

そういうところだけはっきりしとってください。

橋本有功市民環境部長

森山委員、おっしゃるとおりで、次の展開を見据えて、考えを深めて対応していくと。 それで、今、いろいろ御指摘いただきましたように、各市町がいらっしゃるわけなんで、 そこと連携して、どういった鳥栖市としての役割が必要なのかの部分。

あと、当然、広域で行っている事業ですので、それぞれの課題が各自治体あると思うんで すけれども、そこを、まとまった形で、どうやって解決していくのかというのを、よく協議 していきたいと。

それで、根本は、生活される市民の皆様のそういう状況に影響が出ないようにするという ことが一番大事なことですので、そこをそれぞれが頭に入れて対応していきたいと思います ので、また御協力のほど、よろしくお願いします。

成冨牧男委員

ちょっと、繰り返しみたいになると思いますけど、ずっと今、言われているのは、管理者 としての鳥栖市長、それと、鳥栖市の鳥栖市長と。

そこら辺、ごっちゃになって、御無理を、ごもっとも、こぎゃなこって、うちが悪うございましたというようになったらいかん。それこそ、負い目を感じてって何かに出てきたけど、そういう感じになったらいかんわけよね。

そこんところは、やっぱり、しっかり所管の皆さん方がきちっと、そこら辺を切り分けて せないかんと思うし。

それで、これはさっきも一回言うた話かもしれんけど、最後に、再度質問しませんので、 東部環境施設組合として、現在、このリサイクル施設建設で決まっているのは、例えば、時 期の問題とか、どこにとか、どこまで決まったと。

さっきもちょっと出よったけど、鳥栖市がやりなさいっていうところでとまっておるのか。 全体の意思としては、期限も何もはっきりしているのか。

そこら辺、ちょっとまとめて、整理してお願いします。

橋本有功市民環境部長

首長会で、4月26日に最終的に方針として決定したのは、1点目が、現建設予定地の北西部に焼却施設のみを建設すると、それで、事業予定地もそこだけと。

ほかの南東部含めたところは、事業予定地からは、もう外す形になります。

2点目が、焼却施設のみになりますので、リサイクル施設については、鳥栖市が努力する と、候補地選定について努力する。

3点目が、リサイクル施設の今後の進め方については、首長会、組合のほうで今後も検討していくということですので、現状では、まだ、じゃあいつの時点までにしろとか、そこから逆算して、いつまでに建てるとかいう具体的な部分が正式に決定しているわけではございません。

ただし、先ほどから御指摘いただいておりますように、たとえ間に合わないにしても間に合わんぶりがございますので、そこら辺はちゃんと頭に入れて、成冨委員の御指摘もありましたように、管理者としての市長と鳥栖市民の代表である市長ということでの考え方も整理しながら、対応していきたいと考えております。

成冨牧男委員

ということでは、さっき出ていたみたいに、定期の会議とか首長会とか待っとったら、やっぱりいかんっちゅうふうに出ていましたよね。

早急に、こっちからでも申し出て、早よう開いてくださいと。

今、鳥栖市で、いつまでにかと言いよるようなやつを、東部環境としていつまでに、少なくともいつまでにと。

逆に、それは鳥栖市に対する縛りにもなってくるかもしれませんけど、そういうのをやっぱり決めてもらうごとせんといかんということですよね。

橋本有功市民環境部長

確かにおっしゃるとおりで、鳥栖市長が管理者でもございますんで、そうなりますと、そ ういう各首長会何なりを開く日程等も管理者として決定する権利もあると思います。

ですから、そこは、お話も出ていましたように、必要に応じて、すぐに開く必要があれば、 臨時でも何でも、その事項が決まって、もう早急に、ここについては皆さんで情報共有して、 確認する必要があるということであれば、そういう形をとっていくものと思っております。

樋口伸一郎委員

また関連の関連ですけど、そうしたら、今の流れでいけば、組合のほうからは、いつまでにお示しくださいという期限は設けておられませんよね。

ただ、であれば、組合のほうは、当初の一緒に、一帯の土地に両施設がっていう流れでき とるんで、そこの期限が多分、基準になっているんですよね、もともとの、両方の施設が間 に合うと。

だって、その根拠は、はっきりした発表とか、何もあってないじゃないですか。

もう非常に厳しい現状だけれどもっていうのはあったんですけど、早急にお示しできるようにって言って、可能性を含めた言い方を今までされてこられていますので。

やっぱりその辺は、広域に対しても、議会に対してもですけど、さっきから出ている鳥栖 市の代表者でもありますし、管理者でもある市長のほうから――うちで言えばですよ、市長 のほうからはっきり、間に合わないので、完全に間に合わないので、ですから、延長という 方向性をもって今後進みたいという意思表明が議会にもないと、うちの委員会以外の議員さ んがたっていうのは、当初の、期限があるていで全部考えてあるわけですよね。

それで今、広域のお話をされたんですけど、広域の議員さんも首長さんがたも、まだ正式 な間に合わないはないので、当初の期限なんですよ。

そのあたりをはっきりさせるためにも、やっぱりここは部長さんには絶対答弁できんところなので、こっちから橋本市長、橋本管理者、兼ねていますので、そっちに上げて、はっきりした考えでもいいし、方向性を示すべきだと思うんですよ。

そうしないと、東部環境施設組合は、今、いつまでに示してくださいっていう話は、延長 前提なんですよね。延長が前提で、逆算しての期限なので、今は、当初の期限なんですよ、 あるのが。正式に首長会が諮られてない以上は。

だから、そのあたりは、やっぱりしっかり、今度は委員会としてのスタンスは変わりますけど、やっぱり首長でもあり、管理者でもある橋本市長より、やっぱしっかりした方針をと。 そうしたら、執行も動きやすいし、こっちからも組合に対して物が言いやすくなるので。

やっぱり、その辺は声を上げていかないかんのかなと思うんですけど。そうしないと、広域もいつまでにっていうのは言えないと思うんですよ。間に合うように選定してくださいしか思ってないので。

そこはやっぱり、首長、管理者からしっかりした方針が……、変更なら変更だというのを早目にいかないと、これはもう、引っ張れば引っ張るほど出しにくくなって、じゃあその間どういう議論をやっていたのかとかいうふうに、また一般質問でも多々上がってくるじゃないですか。だから、これを皮切りにそういうアクションでも起こせればいいかなと思うんですけど。

どうですか、もう部長さんからは言えないんですよね。やっぱり、首長さん、管理者さんから言ってほしいんですよね。(発言する者あり)

成冨牧男委員

極めて難しいって、だめって言うとらんっちゃろう、まだ。もう言うたとかね、さっき。

だめって何で言われんかだけ。

中川原豊志委員長

休憩します。

午後2時31分休憩

午後2時37分開議

中川原豊志委員長

再開します。

橋本有功市民環境部長

リサイクル施設の選定につきましては、ただいま各議員さんのほうから、さまざま御指摘 いただきまして、当然、市民生活に影響がないように、少しでも早い時期に選定すると。

そのためには、やはり決めるべき時期に決めなければならない事項を判断していくと。

そのためには、我々も、市長含め、執行部が深い協議をして、時期も考えながら、市長のほうにもその旨をお話ししながら、方向性、適地の選定について判断して、決定していきたいと思っておりますので、議員の皆様にも、御協力、御支援のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

中川原豊志委員長

ぜひ、早急に対応していただきますよう、よろしくお願いします。

暫時休憩します。

午後2時38分休憩

∞

午後2時58分開議

中川原豊志委員長

再開します。

引き続き、委員間での自由討議を行います。

先ほど来、リサイクルプラザの用地選定とか稼働日をいつにするかとかいろいろお話が出て、執行部のほうから意見を聞きました。

それをもって、委員会としてどういうふうにまとめたがいいのかなっていうふうに思って おります。

発言ありましたらお願いします。

森山林委員

この件については、本当に長時間にわたって議論をしていただきました。

そういった中で、やはりこの委員会として、やはり残して、あとは執行部が今後の進め方について、やりやすい方法をこの委員会で、内容は決議するのか、要望にするのかはあれですけれども。

この委員会として残しておかんと、鳥栖の、他の議会から言われた場合に、そこら辺も含めたところで、しっかり取り組んで、執行部もやっていけるように残していただきたいと思います。

中川原豊志委員長

今、要望として残すのか決議として残すのかっていうふうなことがございましたけど、要望として残すんであれば、今お手元に、私のほうでちょっと整理したものを置いておりますが、この程度の要望という形で、委員長報告の中に織り込むというふうなことでいいのか。

いや、このぐらいじゃ、執行部に対してもバックアップにならんけんが、きちんと決議というふうな形で残したほうがいいのかっていうので、ちょっと御意見を伺いたいと思いますが、いかがですか。

樋口伸一郎委員

この要望の案も、内容は、きちっと書かれていると思います。

一応、でもこの形を効力として増させるためにも、この内容で決議のほうが効果はあるん じゃないかなと思うんですが。

ただ、決議に関しては、きょうの今の日程と時間を見たときに各会派の調整とかああいう のがあって、現実的に可能なのかっていうところを考えないかんと思うんですけど。

あした議運がありますし。

ですから、そこが可能であれば、内容はこれをもとに下に箇条文をつけるとかで決議案にしてもいいのかなっていうふうに思うんですけど、どうですかね。

現実的に、その可能性があるのかっていうところがあるんですけど、決議だと。

皆さんの御意見は。

古賀和仁委員

委員会だけの決議っちゅうのは可能なんですか。

それでも、全体で決議っちゅうと、なかなか時間がかかると思うから。

委員会としての決議なら、全員の一致があればそれはできると思いますけど。

中川原豊志委員長

ちょっと休憩します。

午後3時2分休憩

午後3時15分開議

中川原豊志委員長

再開いたします。

先ほど来、議員間の自由討議を行いまして、この次期リサイクル施設建設に関する部分につきましては、改めて当厚生常任委員会として、意見書なり決議なりを提出させていただくということになりましたため、一旦自由討議を終わらせていただきまして、付託されている議案についての総括、採決を先にさせていただきたいと思いますんで、自由討議のほうは、これで一旦終わります。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

じゃあ、休憩します。

午後3時15分休憩

 ∞

午後3時22分開議

中川原豊志委員長

再開をいたします。

∞

中川原豊志委員長

総括を行う前に、先ほど委員間の中で陳情協議と自由討議をいたしました。

まず、陳情協議の結果についてお伝えをいたします。

陳情第11号につきましては、次期ごみ処理施設建設予定地を現在の敷地北西部から他の地 区へ変更するというふうな陳情でございました。

執行部のほうからそれぞれ、今までの状況、並びに陳情の理由とされる問題点の説明をそれぞれ受けまして、当厚生常任委員会といたしましては、次期ごみ処理施設の建設予定地を考える会の皆さんに、陳情に関して、今まで説明をいただいた次期ごみ処理施設建設予定地選定に関してのこれまでの経緯や事務調査に関連する資料等の提出を求め、現在までの状況等を踏まえ詳しい説明を受けた上で、今回の陳情に関する課題を整理し、理解を得るために、引き続き建設予定地周辺の住民の方々への説明会を開催するなど、本事業に対する説明、住民理解を得るため努力を行うよう強く進言したところをお伝えすることとしております。

また、リサイクル施設選定に関して、適正選定に関する今後の市の方針について、早期に 決定することを合わせて強く要請をしたということで、議長のほうにお返しをするという結 論になりましたので御報告をいたします。

また、先ほど自由討議をした中で、同じくリサイクル建設の時期、並びに土地の選定については、市民生活に影響を及ぼさないよう、早急に特段の意識を持って臨んでいただきたいというふうに要請をするということです。

これについては、また今後、協議をしていきたいと思っております。

以上、御報告とさせていただきます。

中川原豊志委員長

また、環境対策課より資料の提出、並びに国保年金課より答弁内容の訂正について御説明 がありますため、これをお受けしたいと思います。

資料の提出をお願いします。

[資料配付]

じゃあ、説明をお願いします。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

ただいま、地下水のモニタリング地点、13カ所という表示がありますモニタリング地点の 図を入れております。

上のほうに2カ所と、左のほう、最終処分場の左に3カ所。

それと、旧ため池部分に3カ所。

その下の用地南側に2カ所。

それと、轟木川に1カ所。

今ここに11カ所のポイントが載っておりますけれども、あと2カ所については、民地の用地になりますものですから、そこのところには表示させておりませんので、その分は御了承いただければと思います。

以上、報告させていただきます。

中川原豊志委員長

今、報告がございました。

この際ですんで、何か御質問等ございましたらお受けいたしますが。

牧瀬昭子委員

すいません、先ほど最後におっしゃったことが、ちょっとわからなかったんですけど。 民地だから書き込めないということですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

民地の場合、ちょっと個人情報になってきますものですから、その分については非表示と させてもらっております。

牧瀬昭子委員

何町かも、教えてもらえないんですか。

中川原豊志委員長

町名ぐらいは、教えてほしいということですが。

大丈夫ですか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

轟木川の周辺という形で御理解いただければと思います。

中川原豊志委員長

いいですか。

成冨牧男委員

私、いろいろ話聞いたときに、ここに今、ため池エリアって出てきていますよね。

その左側に2カ所……、ああ、3カ所あるか。

ここら辺の、今、資源物広場のところですね。ここら辺も、昔は池だったっちゅう話もあるんですが、それは違うんですか。

だから、だったから、そういうことで調査してあるのか、それとは別に調査してあるのか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

もともと、ここの左のほうは、資源物広場につきましては、最終処分場跡地ということで、 現在その後のモニタリングということで、監視を続けているところになりますので、その井 戸水を調査しているということになります。

以上です。

成冨牧男委員

そこが、池やったかどうかっちゅうのは、あんまりつかんでおられないということですか。 池だったからされておるのか、そういうこととは別な意味でモニタリングをされているのか。

佐々木利博環境対策課長兼衛生処理場長

池というか、最終処分場として使っていたので、最終処分場跡地となったときにモニタリングをするということになります。

成冨牧男委員

だから、池だったかどうかはわからないということでいいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

中川原豊志委員長

よろしいですか。

では、次に国保年金課ですか。

古賀友子国保年金課長

先日、6月21日の委員会の折に、鳥栖市国民健康保険条例の一部改正を専決処分したことに関しまして、成富委員から、限度額の61万円に到達する所得額は、具体的なモデル世帯では幾らになるか、また、限度額が58万円のままであればどうなるかという質問いただきまして、それについて回答いたしましたが、申しわけございません、回答いたしました数値に誤りがございましたので訂正させていただきます。

今年度の鳥栖市の国保税率で算定いたしますと、医療給付費分が賦課限度額の61万円に到達いたします所得額は、単身で約561万円、2人世帯で536万円、3人世帯で約512万円、4人世帯で約487万円となります。

また、賦課限度額が58万円のままといたしますと、その額に到達いたします所得額は、単身で約532万円、2人世帯で約507万円、3人世帯で約483万円、4人世帯で約458万円となり

ます。

以上でございます。

申しわけございませんでした。おわびして訂正いたします。

よろしくお願いいたします。

成冨牧男委員

すいません、1番、4人世帯のをもう一回、そのままだったらの部分を教えてください。

古賀友子国保年金課長

58万円のままでした4人世帯では、約458万円となります。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

いいですか。

[発言する者なし]

では、執行部からの説明を終わります。

∞

総 括

中川原豊志委員長

これより、総括を行います。

議案についての質疑は終了しておりますが、審査を通しまして総括的に御意見等ございま したら、発言をお願いいたします。

森山林委員

健康福祉みらい部関係の説明、委員会資料の4ページよかですか。

衛生費、委託料。保健センター大規模改修工事実施設計業務のところで、この550万円ですかね。

この中に今回、今の休日の医療センターがあるでしょうが、保健センターの横に。そこの 部分で、そこも一緒に入っとるわけですかね、それを確認できたら。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

休日救急医療センターの部分も入っております。

保健センターの占用部分として入っております。

森山林委員

その中で、休日センターも非常に、建って古いということと思いますけれども、中身の、 例えば、先生たちの畳とかいろんな器具、それから中の器具ですかね。

例えば、インフルエンザがはやると吸入器とか、特に小児科関係があそこ多いと思います ので、そういった中での器具がもし故障した場合に、その対応ができる体制なのかなと思っ て。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

休日救急医療センターの中の備品等につきましては、医師会のほうと御相談をしながら、 古くなってきたらかつがつ新しい物に取りかえをしたりとか、必要なものがあれば、それを 備品として予算要求をして購入したりとか、そういうのは必要なときにかつがつ行っており ます。

森山林委員

とにかく、休日に多いのは、子供さんたちが一番多いと思います。

そういった中で、恐らく内科と小児科に今なっとるんじゃないかと思いますけれども、前は外科と内科とが先生たちは多かったと思いますけど、小児科と内科でよかったですかね、 今、先生おらっしゃるのは。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

小児科の先生がおいでになるのは、日曜日になっておりまして、日曜日は内科と小児科の 先生の診察になっております。祝日に関しましては、内科と外科の先生がおいでになってお ります。

ただ、月のうち4日間の日曜日のうち、3日は小児外科の先生がお見えになっておりますので、小児外科の先生が、小児科と外科と両方を診察していただいているところでございます。

森山林委員

中の備品が、器具、先生たちが使う器具が、例えば保障した場合に緊急に対応できる体制 ができているのか。

もう、ここでしばらく予算を取らないかんから、しばらく待ってくださいと。

さっき言いますように、子供さんたちが使う吸引器具とかそういった場合に、早急に対応 できる体制、そういったあれができるかなということです。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

吸引器に関しましては、ちょっと年数がたってはいるんですけれども、最近もちょっとふ ぐあいがあるっていうことで、業者のほうに来ていただきまして、そこは早急に修理ってい うか修繕をして、今は普通に使えるようになっております。 そのほかの器具に関しても、もし突然使えなくなったときは、それぞれのメーカーですと か業者のほうに連絡をして、購入できるまでの間、ちょっとリースでお願いをしたりとか、 そういう体制はとっております。

森山林委員

ありがとうございました。

何でも予算を取らないかんということでした場合、緊急のときに先生たちも困るし、患者 もなお困るということで、そこら辺のあれができるかなということでございましたので。 ありがとうございます。

中川原豊志委員長

ほか、ございますか。

成冨牧男委員

きょう、現地視察に行きました。

その中で、予算では、いわゆる昇降機の改修工事とか舞台機構の改修工事、そういうのを 見てきました。

それに関連して、私が前からずっと言っている、練習室、リハーサル室への、3階までエレベーターで行けないと。エレベーターで行けないわけですね。

きょう、ほかの議員さんも見て、上られたと思いますけど。

今までずっと言っていたことと同じこと言いますけど、あそこって、結構利用者は多くて、 私が一番気になるのは、直接、そういう方の話聞きますので、結構高齢者が多い合唱団、合 唱サークルの方が行かれるんですけど、もう、3階の練習室まで上りきらんごとなったけん、 この合唱団から自分はもう辞退せないかんと、もう退団せないかんとか、そういう話を聞く んですね。

それと、そうじゃない若者――若者っちゅうか、役所の人もおられるようですけど、例えば3階で練習するのに1階から自分の楽器なんかも持って行かないかんという、そういう現状があるわけね。

そうしたら、やっぱり若い人でも大変だという認識を持ってあるわけですね。

だから、それでいいのかっちゅうことで、ずっと私質問していたんですけど。

今回、こういう、別なところについては、既存のエレベーターについては、改修工事をされると。改修工事、もしそういうエレベーターの新設なんかもするなら、こういう大規模改修でしかないと思っていたんですけど、それはなかったわけですよね。

それで、まずちょっと、それに関して1点目。

これは、公共施設の総合管理計画ですかね。

その中では、今、私が申し上げたようなことは、その計画をつくる段階でも全く話に上がってないのか。

上がっているけれども、こうこう、こういう理由で却下になっているのか、そこら辺を教 えていただきたいなと思います。私は、ぜひやるべきだと思いますが。

それで、何回も質問せんでいいように、あと1点で言えば、やれないという話がずっとありましたが、お金をかけたらやれるのか、絶対やれないのか、そこも含めてお願いします。

中川原豊志委員長

お願いします。

山津和也文化芸術振興課長兼文化会館長

計画の中では、エレベーターにつきましては、入っておりません。

それで、お金があればやれるのかということですけれども、文化会館につきましては、耐 震補強をしておりまして、大ホールという大きな空間がありますので、建物の構造上、エレ ベーター用の空間を設けた場合には、新たに耐震補強が必要となりますけれども、構造計算 がとても困難なためにエレベーターを設置することは困難であるというふうに考えておりま す。

以上です。

成冨牧男委員

検討されたという意味ですか、今のは。

それで、公共施設の総合管理計画の中には上がっていないんですよね。全く議論にもならなかったということですかっていう意味です。

その議論にならなかったのかっていうのは、答えはなかったのに、今、こうこう、こうい う理由でできませんという話は出てきているんですけど。

私がね、現地で話しとったときには、やっぱりあそこを利用される別な方からも、私がお 伺いしたような、そういう高齢者も含んだ合唱団の皆さんだけやなくてほかの方からも、利 用者からも、結構要望はありますよという話もされていましたけど。

公共施設の、もともと何にも話に上がっとらんのか、そこんところをちょっと確認したい。

山津和也文化芸術振興課長兼文化会館長

すいません、ちょっとそのあたりのところにつきまして、私、まだ理解をしていないというか、ところでございまして、ちょっと今、ここでお答えすることはできません。

申しわけございません。

成冨牧男委員

ちょっとよかですか、部長、ほんなら。部長に何か、少し。言いたそうにしてあるから、

お願いします。(発言する者あり)

よか。(「どうぞ」と呼ぶ者あり)

それで、だから、私が言いたいのは、経過を知りたいんですね。

そういう要望は、私もずっとこの場を通じて言ってきたし、実際利用されている方からも そういう要望は聞いておりましたっていう。にもかかわらず、それなのに、それそれそうい うことが、公共施設の総合管理計画の中ではどういう扱いになっているのか。

その計画には載せんけれども、その載せん理由か何か、こう述べられて、計画には上げられなかったのか、そこんところを。

それともどうなのか、それをぜひ聞きたいのと、さっき、2番目は結論から言うと、できんことはないごたるねっていう形、自分は印象を受けたんですけど、そこんところはお金をかけてもできないのかですね、もう一回聞きたいと思います。

わからんなら、わからんでいい。

山津和也文化芸術振興課長兼文化会館長

申しわけございません。

総合計画のほうにつきましては、私、先ほども言ったように、ちょっとまだ理解をしておりませんので、お答えすることができません。

それと、あとお金をかければということですけれども、ちょっと建設課に聞いたところによると、構造計算が大変困難であるということであって、そこにお金をかければできるかというところまでの議論にまではなっておりません。

成冨牧男委員

今まで何回も言ってきたんで、ちょっと徹底して言いますけど、2番目のところからいきますと、何か、建設課の言ってあることがいまいち、よく飲み込めないんですけど、それ、そういう構造計算が何て言われましたかね。

構造計算が、(「困難である」と呼ぶ者あり)困難。

困難であるなら、できないということ。(「地元の業者とか、この近くにはその構造計算ができる業者もいないというふうに聞いております」と呼ぶ者あり)

だから、やっぱりそのつもりがないんじゃないですか、一言で言うと。

詫間聡健康福祉みらい部長

今回の文化会館の練習室の近辺に関するエレベーターの設置に関する要望の関係のこととの御質問でございますので、きょうの現地視察を受けたところによりますと、階段については設置がございます、確かに。

その中で、現地の中での新たなエレベーターの設置箇所、それを踏まえたところには、当

然、建物の躯体の関係とか、外壁の関係の中での新たな構造計算が必要であるというふうな お答えをしたところでございます。

そういった中で、利用者に関しても、通常の要望等も、各それぞれの担当課についても要望があっておるものと認識はいたしております。

今回の質問の中での公共施設総合管理計画には含まれておりませんけれども、担当課といたしましては、建設課の設計担当とも協議をしてきておるところと私は認識をいたしておりますけれども、そういった中での構造計算の必要、そういった設計の関係に対して問題があるということで、現地において回答したかと思います。

質問の中での予算をかければできるのかできないのか、構造計算のコンサル関係の設計の 能力があるのかないのかという論議にもなったかと、現地では理解をしております。

今後について、今回の要望、現地調査を含めたところで、今回の予算の中には計上いたしておりませんけれども、将来にわたったところでのエレベーターの必要性というのは必ず出てくるかというような認識をいたしております。

そういったところを含めまして、今後検討してまいりたいと思いますので御理解をよろし くお願いいたします。

成冨牧男委員

ありがとうございます。

中川原豊志委員長

要点をまとめてお願いしますね。

成冨牧男委員

もう、簡単に。

課長、別に山津さんだけやないっちゃけど、そういう、自分が議案を出す、議案なり予算 を出すときには、それに関連したところについてはね、事前にやっぱ準備してもらいたい。

それは、何かほかのところにも言ったね、高齢のところでも。

要望です。

樋口伸一郎副委員長

すいません、皆さんにちょっとお願い事項ですけど。

議案についての質疑は、今、終了しておりまして、総括ということで、審査全般を通じて 総括、個々のものを1つにまとめて全体を見渡してまとめていただきたいということで。

総括的な御意見、すなわち締めくくるような、質問等じゃなくて意見等を出していただければと思いますので。

以降、委員の皆様の御協力をお願いいたします。

以上です。

藤田昌隆委員

簡潔明瞭にいきます。

きょう、野球グラウンド、市民グラウンド、市民球場、きょう視察してきて、それで今まで、ずっと鳥栖市は硬式の野球場ないって、ずうっと言われてきたね。

それで、きょう行ってきて、ほいじゃライトとレフトが92メーターしかないっち。これを、 ほんじゃあ伸ばしゃいいじゃん、そうしたら硬式になるじゃないですか。

それで、実際現場行って、後ろ見たら余裕があった、はい、できます。そしたら、これ、 硬式の野球場になるんですよね。

何を言いたいかっちゅうと、今までずうっと、ないない、ないない、つくってくれ、つくってくれという要望がある中でね、きょうたまたまあそこまで現場を見て、じゃあ後ろをちょっと見てみようと。

どれぐらい余裕があるのか。余裕はあるんですよね。

きちんとね、やっぱりいろんな問題があったときには、現場を見て、どうしたら安く上げられるのか、予算を新たにつけてせないかんのか、その辺もきちっと考えてね、やってくださいよ。

これ、グラウンドの問題っちゅうのは、ずう一っと今まで問題になってきたでしょうが。 たった1回、ちょっときょう行っただけで、そういう問題解決ができるんですから。 もう一回、皆さん方の現場を見て、見直しをして、ぜひ、やってほしいということです。 以上です。

中川原豊志委員長

答弁は。

藤田昌隆委員

要りません。

牧瀬昭子委員

次期ごみ処理施設整備に関する住民説明会等の開催状況ということで、資料をいただきま して、どうもありがとうございます。

全体で34回、とてもたくさん行ってあるんだなあと思って、動いてある様子がわかりました。

ただ、偏りがすごく感じられて、真木町が18回、一番多いと思います。

安楽寺町が4回、小森野が6回、あさひ新町、旭地区は合わせると2回、下野町が1回、 高田町が1回ということで、それぞれの地域の方々からすると、その後、平成31年5月8日 に候補地の、建設とか焼却のみというふうになったわけで、それ以降の説明会が1回も行われてないということがとても気になります。

ぜひ、陳情も踏まえて、御意見も聞きに行っていただいたり説明をしに行っていただいたりというのを、ぜひ丁寧にこれからもよろしくお願いいたします。

以上です。

中川原豊志委員長

答弁はいいですね。

ほか、ございますか。

古賀和仁委員

繰り返しになりますけれども、意見、要望ということでお願いをしときます。

きょう、市民球場を現地視察させていただきました。

これ、2025年ですかね、国体にあわせてのスポーツ施設の整備ということでございますが、 ぜひ、成功するように頑張っていただきたいと思いますけれども、実際に、言っていますけ ど、いろんなことをやるときに、鳥栖市内に非常にグラウンド、スポーツをやるグラウンド が少ないと。

これは、もう常々言われておりまして、大きな大会をやるときに、なかなか練習するところもないと。

そういう状態というのは、やっぱりこれを機会に、国体という目標の間の中に、ぜひ、あ わせてスポーツ施設のグラウンドの整備をしていただきたいと。

鳥栖市は、スポーツに親しむ環境づくりを大きな目標としております。ぜひ、市民がスポーツに楽しめるような、そういうふうなグラウンドの整備をこれからやっていただきたいと思います。ぜひ、お願いしておきます。

以上です。

中川原豊志委員長

要望ということで。

ほか、よろしいですか。

[発言する者なし]

では、総括を終わります。

∞

採 決

中川原豊志委員長

これより、採決を行います。

∞

議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号)

中川原豊志委員長

まず、議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号)中、当厚生常任委員 会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数でございます。よって、議案乙第15号 令和元年度鳥栖市一般会計補正予算(第 1号)中、当厚生常任委員会付託分については、原案のとおり可決いたしました。

∞

議案甲第34号 専決処分事項の承認について

中川原豊志委員長

次に、議案甲第34号 専決処分事項の承認について、採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

議案甲第35号 専決処分事項の承認について

中川原豊志委員長

次に、議案甲第35号 専決処分事項の承認について採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

御異議ありますので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

報 告(市民環境部市民課)

鳥栖市オリジナル婚姻届の作成及びデザインの変更について

中川原豊志委員長

次に、議案外ではございますが、執行部から報告をお受けしたいと思いますので、よろし くお願いします。

市民課からの報告ですね。

村山一成市民課長

それでは、議案外でございますが、市民課より報告をさせていただきます。

資料のほうは厚生常任委員会参考資料、議案外のほうをごらんください。

報告内容につきましては、鳥栖市オリジナル婚姻届の作成及びデザイン変更についてでご ざいます。

それでは、御報告申し上げます。

まず、鳥栖市オリジナル婚姻届の作成につきましては、結婚という大きな節目を迎えられる方を祝福いたしまして、市の重要な取り組みの1つでもございます若者の定住や移住を促進するために、鳥栖市のイメージをデザインしたオリジナル婚姻届を作成し、昨年7月から配付をしております。

現在、市民課窓口へこの婚姻届を提出された御夫婦は、4月末日現在で100組に達してございます。

今回、元号のほうも令和にかわりまして、さらに多くの方の新生活の記念に御利用いただ

きたいと考えまして、新たなデザインによるオリジナル婚姻届を作成し、7月1日から希望 者に配付することといたしました。

現物につきましては、ただいまお手元に配付をいたしました資料をごらんください。

まず、冊子の中に入っておりますA3サイズのものがオリジナル婚姻届になります。

こちらのデザインにつきましては、今回、駅前不動産スタジアムや朝日山、市指定重要文 化財268号機関車、市の花ハナショウブなどを描いております。

部数につきましては、1,300部を印刷しております。

また、婚姻届とあわせて配付をいたしますもう一つの冊子でございます。婚姻手続早わかりBOOK、鳥栖市で始める暮らしという冊子でございますが、A4サイズで12ページのものを作成しております。

中には、婚姻届の書き方であったり、鳥栖市へ移住した方のインタビュー記事を掲載して おります。

また、中ほどのほうに民間事業者の広告を載せておりますが、今回の事業につきましては、 福岡市の民間事業者と協定を結びまして、官民協働事業により作成しております。

費用につきましては、こちらの冊子に掲載してございます広告料収入により作成をいたしておりますので、市の費用負担はございません。

冒頭に申し上げましたが、市民課窓口での婚姻届の状況でございますが、昨年7月からことし4月までで269件の届けがございまして、うち、オリジナル婚姻届は100件でございます。

さらに多くの方にこのオリジナル婚姻届を使っていただき、鳥栖市に移住、転入の機会に なるようにということで、今後とも配付をいたしたいと思います。

スケジュールにつきましては、現物の届書のほうができ上がっておりますので、予定どお り7月1日から市民課窓口で配付を開始したいと思います。

報告は以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

この際ですので、確認したいことございましたらお受けいたしますが、よろしいですか。いいですか。

古賀和仁委員

すいません、ちなみに、令和元年5月1日に、結構届けをした人が多いというふうに聞いているんですが、鳥栖市の状況を。

それで、実際には、この期間ずっと休みなんですよね。届けというのは、ただあそこの、 道のほうから入ったところに預けるだけなので、正式に対応されたのかどうか、その辺をお 聞きしたいんですけど。

村山一成市民課長

ことし、令和元年ということで、婚姻届の数が多く出されるということを予想いたしまして、市民課職員のほうが5月1日のほうに、当直室のほうにつめまして、当直員の方と一緒になって婚姻届け、その他の届書のほうを受けさせていただきました。

午前 0 時から、既に十数組おいでになられましたので、そちらのほうも対応させていただきました。

合計としては、5月1日だけですと33件の婚姻届を受け付けておりまして、うちオリジナル婚姻届は12件ございました。

以上でございます。

今の婚姻届の受け付けと合わせまして、記念のバックボードのほうを、別途用意をいたしまして、そちらのほうで百数十組の方に記念撮影のほうもさせていただいております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

じゃあ、以上で執行部からの報告を終わります。

∞

中川原豊志委員長

あと、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということでよろしいで しょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ありがとうございます。

それでは委員長報告については、正副委員長に御一任いただくということに決しました。

∞

中川原豊志委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、本日の厚生常任委員会を終わります。

午後4時閉議

令和元年6月26日(水)



1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志 副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

市 民 環 境 部 長 橋本 有功環 境 対 策 課 長 兼 衛 生 処 理 場 長 佐々木利博

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚 隆正

5 審査日程

決 議

次期リサイクル施設建設に関する諸課題解決を目指す決議 (案)

[協議、採決]

6 傍聴者

2 人

7 その他

なし

午後1時10分開議

中川原豊志委員長

本日の厚生常任委員会を開きます。

∞

次期リサイクル施設建設に関する諸課題解決を目指す決議(案)

中川原豊志委員長

本日は、次期リサイクル施設建設に関する諸課題解決を目指す決議案についてを議題とい たします。

まず、お手元にたたき台がありますんで、これにつきまして副委員長のほうから説明をお 願いいたします。

樋口伸一郎副委員長

それでは、今の議題につきまして、ちょっと説明を申し上げたいと思います。

お手元の資料に沿って、ちょっと読み上げさせていただきたいと思います。

次期リサイクル施設建設に関する諸課題解決を目指す決議 (案)。

次期ごみ処理施設建設は、市民生活に影響を及ぼすものであり、焼却施設及びリサイクル 施設については、両施設が同時稼働することが本来の姿である。

しかし、今回の土壌汚染等の問題により、リサイクル施設については、別の場所への対応 となり、また、稼働時期も未定となっている状況である。

このことは、市執行部として、重大な問題であることについて認識を強く持ち、以下の事項に取り組むよう強く要請するものである。

- ①次期リサイクル施設の建設及び稼働が令和6年の焼却施設と同時に可能かを早急に判断 し、東部環境施設組合へ報告し、理解を得ること。
- ②市として現在のリサイクル施設の延長利用が必要であれば、関係者への理解を得るため の協議を早期に開始すること。
 - ③次期リサイクル施設建設適地の選定を早急に行うこと。

以上、決議する。

令和元年6月26日、厚生常任委員会。

ということで、現在は案の段階で決議文をお示しさせていただいておりますが、現在まで

の段階で、委員会決議ということでの進め方をしておりましたが、改めて、この決議文をつくる中におきまして、ちょっと委員長にお返ししながら、再度お諮りをお願いしたいことがありまして。

それについては、今、委員会の中身なんですけど、この決議の趣旨としましては、市民が 負担する部分っていうもの、市民負担を最小限にとどめて進めていただきたいというところ です。

そして、それにつきましては、管理者として市長が、できるだけ早くその方針を示していただきたいというところも一理あるんですが、鳥栖市として、市長が誰であっても行っていくべき責務というところで考えております。

できれば、今からの議論の中で、委員会決議も1つの選択肢でございますが、本会議のほうに上程をさせていただいて、議会の意思として、市民に対する影響を最小限にとどめるため、市としての方針を示していただきたいというところも観点において御議論をいただきたいなと思っております。

以上でございます。

中川原豊志委員長

今、副委員長のほうから説明がございました。

文面、または先ほどありましたように、議会総意をとったほうがいいんではないかという ふうな意見もございましたんで、含めて質問等ございましたらお受けをいたします。

文面も含めてでも結構ですし、この内容について、もう少し加えたいようなことがあれば、 そういったものも含めてでも結構でございます。

森山林委員

一応、今、副委員長のほうから言われましたけれども、一応、この問題は、厚生常任委員会が担当ですけれども、この委員会だけにとどまらず、やはり鳥栖市議会として、やはり市民にも当然知らせないかんということも含めて、全体の、鳥栖市議会全体の決議というようなことにしたほうがいいんじゃないかと思います。

と言いますのは、ここにも書いてありますけれども、5月9日の新聞記事によると、8日 に全員協議会を開いとるよね、東部環境施設組合で。

その中の状況でも、間に合わないと。ならば、西部環境施設組合と、あとは脊振の塵芥処理場、これに、やはり届け出をしたいということで言われとるやろう、そのときに。たしか、報告したいと。それで、その後されておるかどうか。

されとらんなら、なおさらこの文言で早急に東部環境施設組合、あるいは脊振の塵芥処理 施設、これに申し入れを、そして理解をいただかんと、ただ単におくれますと言ってもいか んと思います。

だから、私は、これ、全体のあれでしたがいいのではないかなというふうに思います。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

ほかの御意見ございますか。

成冨牧男委員

まず、全体の、いわゆる本会議の決議にしたがいいかどうかっちゅう点については、今の 話は、この間っちゅうか、きのうかいな。きのうの段階では、ちょっと厳しいかなって言い よったばってんが、それができるっちゅうのは確認をされたっちゅうことですか。

樋口伸一郎委員

一応、昨日からの流れの中で、決議の案文をつくるとともに、事務局、局長、係長を初め、 あと議運の委員長、その流れの現実性っていうところは確認をとっておりますが、流れとし ては、この委員会で各会派の代表者の方がおられますので、それと会派で所属してない方も おられますのでそこの調整ができた場合、仮に本会議にお諮りをするという決議の流れにな った場合は、議運のほうに開会前にお諮りをして、そこで盛り込んで議案として上げるとい うところが現実的に可能だという形はとれております。

まとめると、委員会の合意といいますか、そういう形で本会議に決議案として諮られる場合は、議運に開会前にお諮りをさせていただきまして、議運の中で日程の中に盛り込んでいくという流れになります。

中川原豊志委員長

という確認はとれているということで、議運の委員長と。

成冨牧男委員

やり方としてはできるっちゅうことですね。

まあ、時間的にも間に合いそうだということで、今提案された。

それで、あわせていいですか、内容について。

内容で、②ですけどね、これって、ちょっと私が意見をした、組合のやることと鳥栖市と してやること。

何か、もうちょっと、ごめんなさい、具体的な対案を示さずに言いますと、②は、何か市だけが頑張んなさいみたいに映るけん、①を前提、①で理解を得て、この組合としてやることについて、だから組合の仕事やないかなと思うんですよね、②を得るための協議を早急に、早期に開始することの主体は。

それで、その中で、鳥栖市としては、そういう2つの施設に理解を、市町も含めて、住民

も含めて理解を得るために、もう力を尽くさにゃいかん。何かそうゆうふうにどげんかなあって思う。

藤田昌隆委員

これ、1番と2番は、もう鳥栖市のほうからみやき町にも、それから向こうにも、もう一 応、球は投げているはずなんですけどね。

あと、返ってくるのを待つだけの状態なんで、そこは確認したのか。

樋口伸一郎委員

藤田委員おっしゃるように、球は1回投げられている。(「もう投げとろう」と呼ぶ者あり) そうです。そこは合っていると思います。

そして、ただ、その球の内容としては、多少漠然になっているところがあるところをはっ きりとお示ししていくためのものでもあるので。(「いやいや」と呼ぶ者あり)

藤田昌隆委員

文書か何か見たと。

向こうの、鳥栖市として出したのか、東部環境施設組合としてお願いするというふうにし たのか。

樋口伸一郎委員

文書を出したといいますか、広域の議会等もあっておりまして、その中の議事録の中にも 残っておりまして、鳥栖市から投げられている球っていうのは、あくまでも、まだ同時に可 能かについては、無理だというはっきりとしたお示しはあっておりませんので、あくまでも 可能性を秘められた言い方と。

藤田昌隆委員

鳥栖市が無理じゃなくて、こういう要望で、もしね、できますかと、みやき町で、リサイクルの延長としてお願いできますかって、九千部のほうでお願いできますかっていう文書は、投げかけてはいるんですよね。

樋口伸一郎委員

文書は、私は確認はしておりませんが、議事録の中で他市町の首長さんが、構成されている他市町の首長さんから、そうしたお示しが、まだあっていないということで、お示しがあった場合は、それをきちんと折り返すために一度持ち帰らせていただきますということは、他市町の構成首長の中から、定例会の中で議事録を残す発言があっております。

藤田昌隆委員

いや、俺が言っているのはね、他市町やなくて、みやき町と向こうの、九千部のほうのそ こに言っていますかって。その確認はしましたかって。(「お願いしていますかっていうこと ですか」と呼ぶ者あり)

うん、鳥栖が。(「鳥栖が」と呼ぶ者あり)

鳥栖か、東部環境施設組合としてお願いをきちんと、どっちかでお願いしたのか確認しま したか。

樋口伸一郎委員

書面上ではなく、口頭で確認をしたところでは、まだそうした正式のお願いはあってない ということでの決議文を作成させていただいております。

逆に、そうしたものがあればお示しをいただければ、ちょっと委員会のほうに提示したい と思いますけど。

中川原豊志委員長

ちょっと休憩します。

午後 1 時23分休憩

∞

午後 1 時56分開議

中川原豊志委員長

再開します。

決議案の文面でございますけれども、1行目、市民生活に「多大な」を追加します。

それから、4行目に、上からいきますと、リサイクル施設については、「別の場所への選定 が必要となり、そのために稼働時期も未定となっている状況である」でよろしいですか。

それで、その下、「このことは、市執行部として現状を深く認識し、以下の事項に取り組むよう強く要請するものである」(「このことを、やろうね」と呼ぶ者あり)

ことを。(「を、のほうがよか」と呼ぶ者あり)「このことを」ですね。

「このことを、執行部として深く認識し」ですね。

それで、(発言する者あり)(「現状を深く認識し」と呼ぶ者あり)認識し、「引き続き」は。 (発言する者あり)「以下の事項に取り組みを強く要請するものである」。

それで、①、②、③ですけれども、③の次期リサイクル施設建設予定、適用地の選定を早期に行うことを1番。

よろしいですか。

2番目に、次期リサイクル施設の建設及び稼働が令和6年の焼却施設と同時に可能か否か を早急に判断し、東部環境施設組合へ報告し、理解を得ること。

3番目として、市として現在のリサイクル施設の延長利用が必要であれば、関係者への理解を得るため、東部環境施設組合との協議を早期に開始すること。

これでいいですか。

樋口伸一郎委員

今、実質③番になるところですけど、成冨議員からさっき御意見があったように、組合が すべきこととか、その辺がちょっと曖昧なニュアンスもあるかと思うので、主語は市として となっておりますので、少しそこをもんでいただいて、③に関してはちょっと整理を、はっ きりさせていただければと。(発言する者あり)

中川原豊志委員長

ちょっと、また休憩しますね。

午後2時休憩

∞

午後2時29分開議

中川原豊志委員長

再開します。

先ほど来、幾つかの修正点がございましたので、改めて修正したものを副委員長のほうから読み上げていただけますか。

樋口伸一郎副委員長

じゃあ、修正した部分を読み上げさせていただきます。

次期リサイクル施設建設に関する諸課題解決を目指す決議 (案)。

次期ごみ処理施設建設は市民生活に多大な影響を及ぼすものであり、焼却施設及びリサイクル施設については、両施設が同時稼働することが本来の姿である。

しかし、今回の土壌汚染等の問題により、リサイクル施設については、別の建設場所の選 定が必要となり、そのために稼動時期も未定となっている状況である。

このため、執行部として、現状を深く認識し、以下の事項に取り組むよう強く要請するものである。

- ①次期リサイクル施設建設適地の選定を早急に行うこと。
- ②次期リサイクル施設の建設及び稼働が、令和6年の焼却施設と同時に可能か否かを早急 に判断し、東部環境施設組合へ報告し、理解を得ること。
- ③現在のリサイクル施設の延長利用が可能かどうかの確認と、地元及び関係者の理解を得るための東部環境施設組合との早期の協議開始をお願いすること。

以上、決議する、ということです。

以上です。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

今、修正分について説明をいたしましたが、改めて御意見、御要望等をお伺いいたします。

③のところが、ちょっとやっぱり読みづらかったような感じがしたんやけれども。

成冨牧男委員

今の③、委員長も言われたけど、当然、地元とか関係者への理解を得るのは必要やけど、 思い切りそこら辺を取ってしまって、可能かどうかの確認を東部環境施設組合に対し、がちょっといいかなと。何か、確認することを中心に置いたらどうかなと思ったけど。

確認を、だから東部環境施設組合に対しっちゅうのを頭に持ってくっかな。(「休憩を」と呼ぶ者あり)

中川原豊志委員長

じゃあ、休憩します。

午後2時32分休憩

午後2時45分開議

中川原豊志委員長

再開します。

改めて、修正分がお手元に届いていると思いますんで、改めて、もう一回、副委員長から よかですか。

樋口伸一郎副委員長

それでは、再度読み上げさせていただきます。

次期リサイクル施設建設に関する諸課題解決を目指す決議 (案)。

次期ごみ処理施設建設は市民生活に多大な影響を及ぼすものであり、焼却施設及びリサイクル施設については、両施設が同時稼働することが本来の姿である。

しかし、今回の土壌汚染等の問題により、リサイクル施設については、別の建設場所の選 定が必要となり、そのために稼働時期も未定となっている状況である。

この現状を、市執行部として深く認識し、以下の事項に取り組むよう強く要請するものである。

- ①次期リサイクル施設建設適地の選定を早急に行うこと。
- ②次期リサイクル施設の建設及び稼働が令和6年の焼却施設と同時に可能か否か早急に判断し、東部環境施設組合へ報告し、理解を得ること。
- ③現在のリサイクル施設の延長利用が可能かどうかについて、東部環境施設組合に対し早期の協議開始をお願いすること。

以上、決議する。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

改めて修正した分を説明いただきましたけれども、文面について、このような形でよろし いでしょうか。

牧瀬昭子委員

細かくてすいません、2番目の文章が、点までがちょっと長いので、1つ、「稼働が」のあ ととかに、点が入るといいのではないかと思いますが。

中川原豊志委員長

②のところですけど、次期リサイクル施設建設及び稼働が点、令和6年の焼却施設と同時に可能か否か、(「を」と呼ぶ者あり)を、点。

否か、で点ですね。違うかな。(「否かを、点やろう」と呼ぶ者あり)

否かを点。(発言する者あり)

以上で……、ちょっと句読点を少し加えるということで。

あとはよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

では、一応、この文面を決議案として決します。

これは、決しますでよかとかな、まず一旦は。(発言する者あり)

一旦、休憩します。

午後2時47分休憩

∞

午後2時51分開議

中川原豊志委員長

再開します。

議決案についての文面は整理ができました。

文面について、委員会としての議決として執行部のほうに要望するという形をとるのか、 本会議で議員の総意という形で意見書という形で提案するのか、どちらかをとりたいと思い ますが、皆さんの御意見をお願いいたします。

樋口伸一郎委員

さまざまに御議論いただいて、ありがとうございました。

決議案をつくってきたそもそもの目的からしても、自分自身は本会議までお諮りして、議 会の意思として、どのようになるのかというところで調整を図っていきたいというふうに考 えております。

中川原豊志委員長

本会議まで、一応提案させていただいて、議員の総意という形で決議案を出したいと。

藤田昌降委員

ずっと言っているようにね、これは委員会としての、常任委員会での要望として、要望、 決議、どっちでもいいんやけど、それでも構わないと私は思います。

これはもう、総意には間違いないのは間違いないと思うんやけど。(「本会議までは」と呼ぶ者あり)

いや、もうそこまではしないと。

成冨牧男委員

私は、結論から言うと、条件つきですけど、全会一致になるならば、きのうまでは手続が ちょっと難しかっちゃなかろうかと、本会議まで持っていくのは。

だから、もう、それはしようがなかねと思っとったんですけど、本会議までは行けるという話だから、そしたら本会議まで行ければ行ったほうがいいと。

ただし、その条件は、やっぱり全会一致かなと。その環境をつくらんといかんやろうなと。

牧瀬昭子委員

内容的には、もう総意として決議するっていうのが大事なことだとは思うんですけど、今 回、ちょっとプロセスが、時間的な余裕と言いますか。

決議としてみんなで出すってなったら、やっぱりそれぞれの会派ですとか、それぞれの議 員の意見をもう少し盛り上げた上で決議というふうに持っていくのが、この決議の意味だと 思うので。

それには、少し時間が、あしたの議運で即出すっていうのの、この期間の足りなさが懸念 されるところです。

以上です。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

森山林委員

一応、さっきの成冨議員と一緒ばってん、今回、ちょっと日程的にも非常に厳しい中で、 もうきょうの議運も終わっております。

しかし、あした全体でのあれがとれるならば、やはり全員一致のもとがいいと思います。 これ、委員会だけやなしに、ということです。

藤田昌隆委員

最初の討論の中で、これ、目指す決議っていうこの最初の文言で、そこをはっきりせんま ま進んで、この文書、最終文書になりましたよね。

だから、その中でも、最初の話の中でも、常任委員会の決議として出すのか、提案として 出すのか、要望として出すのかって、この2つだったと思うんですよ。

それで、今、これ本会議でっていう、それは違うやろうと。

さっき言われたように、時間的に、ほいじゃあ、そこまで……、拘束力が、がちってあるならね、あれやけど。

その拘束力があるならあるで、余計、もっと議論せないかんし、もうちょい情報もしっかりとった上で、本当の進捗状況、みやき町とかいろんなところの考え方とか、そこまでわかった上でせんといかんとやないかなと。

だから、最初の議論の中じゃ、常任委員会として、厚生常任委員会としての決議か、提案 か、要望かっていう話じゃなかったかなということですよ。

以上。

中川原豊志委員長

休憩します。

午後2時57分休憩

∞

午後3時21分開議

中川原豊志委員長

再開いたします。

本日は、次期リサイクル施設建設に関する諸課題解決を目指す決議(案)を協議しておりました。

協議の内容について、決議案の文面ができましたので、改めて副委員長のほうから一度、 説明を兼ねて読んでいただいてよろしいですか。

樋口伸一郎副委員長

それでは、今、委員長からも御説明がありましたとおり、決議案に対しての議論を行って おりましたので、その文面を読み上げさせていただきます。

次期リサイクル施設建設に関する諸課題解決を目指す決議 (案)。

次期ごみ処理施設建設は市民生活に多大な影響を及ぼすものであり、焼却施設及びリサイクル施設については、両施設が同時稼働することが本来の姿である。

しかし、今回の土壌汚染等の問題により、リサイクル施設については別の建設場所の選定 が必要となり、そのために稼働時期も未定となっている状況である。

この現状を、市執行部として深く認識し、以下の事項に取り組むよう強く要請するものである。

- ①次期リサイクル施設建設適地の選定を早急に行うこと
- ②次期リサイクル施設の建設及び稼働が、令和6年の焼却施設と同時に可能か否かを早急 に判断し、東部環境施設組合へ報告し、理解を得ること
- ③現在のリサイクル施設の延長利用が可能かどうかについて、東部環境施設組合に対し早期の協議開始をお願いすること

以上、決議する。

令和元年6月26日、厚生常任委員会。

以上です。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

採 決

中川原豊志委員長

これより、採決を行います。

∞

次期リサイクル施設建設に関する諸課題解決を目指す決議 (案)

中川原豊志委員長

それでは、採決を行います。

ただいま読み上げました決議案に対し、原案のとおり決議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

∞

中川原豊志委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって閉会いたします。

午後3時23分閉議

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中川原 豊志 ⑩